

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条第 1 項
処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条（指定自動車教習所の指定）、第99条の 2（技能検定員）、第99条の 3（教習指導員） 道路交通法施行令第35条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第33条（教習の時間及び方法）、第34条の 3（指定前における教習の基準）、第34条の 4（指定前における教習を修了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第 6 条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第 1 条（教習の科目の基準の細目）、第 2 条（教習時間の基準の細目）、第 3 条（教習方法の基準の細目）、第 4 条（教習方法の基準の細目）、第 5 条（指定前における教習の基準の細目）
審 査 基 準：指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0）
備 考：

別紙

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、職員、設備等に関する法第99条第1項に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定する。

1 法第99条第1項第1号関係

法第99条第1項第1号に規定する指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）を管理する者（以下「管理者」という。）の要件は、道路交通法施行令（以下「令」という。）第35条第1項に規定されているが、このうち、同項第2号の「道路の交通に関する業務」とは、交通警察行政、運輸行政、自動車運送事業等を、「管理的又は監督的地位」とは、組織において、これを管理し、又は監督することを職務とする地位を、「その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者」とは、道路の交通に関する業務における管理の経験がないが、指定教習所を管理する能力がある者をいう。

なお、法第99条第1項第1号の「当該自動車教習所を管理する者が置かれている」とは、管理者が当該自動車教習所の業務運営全般について適正に管理権を行使できるような内部体制を確立していることをいう。

また、令第35条第1項第2号イの規定により、管理者は「過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者」でないこととされているが、「卒業証明書又は終了証明書の発行に関し不正な行為」とは、指定教習所に入所した事実のない者に対して不正に卒業証明書又は修了証明書（以下「卒業証明書等」という。）を発行する等の行為に限らず、道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第33条及び第34条に規定する教習及び技能検定に違反する教習等を下命、容認する行為等広く卒業証明書等の発行に関連する不正な行為をいう。ただし、管理者において、指導員等の違反行為（不正行為のみではない。）を認識できなかった場合は、これに該当しない。また、卒業証明書等の発行に関連する行為であれば、現に卒業証明書等が発行されたことを要件とはしない。

管理者は、教習又は技能検定に従事しないようにするものとする。ただし、別添1の指定自動車教習所等の教習の標準（以下「教習の標準」という。）第一種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」及び第二種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 第二種免許の意義」については、教習指導員の資格を有する管理者が行うこととしてもよい。

2 法第99条第1項第2号関係

(1) 技能検定員の選任等

法第99条第1項第2号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為

をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。技能検定員は、技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。

(2) 技能検定員資格者証の交付の基準

技能検定員資格者証の交付の基準は、法第99条の2第4項及び第5項並びに技能検定員審査等に関する規則に規定されているが、法第99条の2第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法規に触れる行為や府令第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

3 法第99条第1項第3号関係

(1) 教習指導員の選任等

法第99条第1項第3号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。教習指導員の数は、当該施設において教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。

(2) 教習指導員資格者証の交付の基準

教習指導員資格者証の交付の基準は、法第99条の3第4項及び第5項並びに技能検定員審査等に関する規則に規定されているが、法第99条の3第4項の「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、府令第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、免許証等の更新をせず、失効したことに気付かず教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

4 法第99条第1項第4号関係

法第99条第1項第4号に規定する教習及び技能検定のための設備の基準は、令第35条第2項並びに府令第32条、別表第3に規定されているが、具体的には、次のとおりである。

(1) コース

令第35条第2項第1号イに規定する「コース敷地の面積」には、コース内の緑地部分及び路肩部分等を含み、学科教室等建物の敷地部分を含まず、コース敷地の面積の算出は、原則として一団の敷地であって、一体的な運用ができるものについて行う。したがって、既存のコース敷地に隣接して、新たに設けられたコース敷地との間に公道その他の施設があるようなときは、トンネルその他により、両敷地のコースが相互に一体的に使用することができるような特別の場合を除き、新たに設けられたコース敷地の面積を既存のものに合計することはできない。

ア 周回コース

周回コースの基準は、府令別表第3の2の表に規定されているが、「おおむね長円形」とは、ある程度の速度が出せることを目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことを意味し、周回コースの外側に他のコースが設置されていてもよい。

また、「舗装」とは、簡易舗装程度以上の舗装をいう。周回コースのすみ切り半径は、5メートル以上とし、さらに1か所以上はできるだけ10メートル以上であるものとする。

イ 幹線コース

幹線コースの形状は、府令別表第3の2の表において「おおむね直線で、周回コースと連絡し、幅7メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものであること」と規定されているが、周回コースから交差点までの距離については、技能教習及び技能検定が適正に実施できる程度の距離とする。また、交差点のすみ切り半径については、3メートル以上であるものとする。

ウ 坂道コース

坂道コースの形状は、府令別表第3の2の表において「2以上の坂道を有すること」とされているが、緩坂路と急坂路とが一つずつあって、「頂上平たん部」により連絡されているものであればよい。また、「勾配」とは、緩坂路と急坂路のいずれも底辺と高さとの割合をいう。

エ 屈折コース、曲線コース、方向変換コース、及び鋭角コース

いわゆる狭路コース（屈曲コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース）は、当該施設の規模に応じ技能教習に必要にして十分な数を設置させることが必要である。

これらの狭路コースの形状については、府令別表第3の2の表に図示された逆形のもの（例えば、屈折コースの第1角が左折となるもの）であってもよい。出入口部のすみ切りは、規定の長さ（曲線コースについては、弧の長さ）を超える部分について設け、その半径は、大型第二種免許、中型第二種免許、大型免許及び中型免許コースについては3メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許コースについては2メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許コースについては1メートル以上とする。

オ 路端停車コース

「路端停車コース」は、別添2に示すものとする。

カ 隘路コース

「隘路コース」は、別添3に示すものとする。

キ 縦列駐車コース

「縦列駐車コース」は、別添4に示すものとする。

ク 自動二輪車のコース

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を行う指定教習所は、次のコースを設定するものとする。

(ア) 併設コースの基準

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を独立して実施するため、既設のコース敷地に二輪専用のコースを併設する自動車教習所における二輪専用のコース（併設コース）の敷地面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、コース等の種類は、府令別表第3の2の表に定める屈折コース、曲線コース、直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び別添5の自動二輪車の制動技能等を判定するための特別な課題を実施するための「指定速度からの急停止コース」とする。ただし、安全確保、教習効果等から設置することが適当でない場合は、この限りでない。

(イ) 8の字コース

別添6の「8の字コース」を設置するものとする。ただし、「8の字コース」を設けることが困難な指定教習所にあつては、「8の字コース」を使用することとしている教習については、ロード・コン2本を用いて、このコースと同程度の旋回を行うことができるコースを設定するものとする。

また、自動二輪車の曲線コースについては、「8の字コース」で代替してもよい。

(ウ) 特別設定コース

大型二輪免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「16 高度なバランス走行など」、内容「③ 特別設定コース走行」で用いる特別設定コースのマンホール若しくは道路標示、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の設置場所は、コース内であれば車道上である必要はない。また、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の基準は、おおむね長さ5メートル、幅2メートル（わだちを除く。）以上とするが、教習効果を考慮の上、当該教習所の規模に応じた適切な大きさとしてもよい。マンホールについては、おおむね直径0.65メートル以上で滑りやすい材質のものとする。

ケ 大型特殊自動車等のコース

大型特殊自動車コース又は牽引コースは、指定教習所で使用する大型特殊自動車又はけん引自動車の構造及び性能から見て周回コースその他のコースを用いることが妥当と思われるものについては、これらのコースを可能な限り含むものとする。

コ コースの縁石

沈みコースの縁石の高さは、おおむね10センチメートルとする。浮きコースにあつても、コースの側端について同様の高低を設けさせるものとする。ただし、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る狭路コース並びに二輪車専用のコースの縁石の高さは、これよりも低くすることができるものとする。

また、府令別表第3の2の表の備考に掲げるコースの基準によりコースを設置する場合についても、それぞれの免許に係るコースについて縁石の設置に準じた措置をとること。

サ スキッドコース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第２段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッドコースは、凍結路面における走行教習が可能なコースであり、次の基準を満たしているものとする。

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路（m）	
		長 さ	幅
普通車（準中型車を 含む。）専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5 以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上
普通・準中型・中型・大型兼用コース		50以上	15以上

〔安全地帯の基準〕

コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けるものとする。

シ スキッド教習車コース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第２段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッド教習車は、スキッド体験走行ができる装置を取り付けた車両であり、次の基準を満たしているものとする。また、コースについては、別添 7 のとおりとする。

なお、当該コースにおける安全地帯についても上記サ同様コースの周囲に適宜設けること。

内 容	基 準
走行速度	40km/h以上
設定 μ 値	0.2 μ 以下

ス その他

コース上の危険と認められる箇所には、衝撃緩和材等を設置するなどの安全対策を講じること。

(2) 教習車両等

ア 備付け自動車等

(ア) 自動車の大きさ、台数等

令第35条第2項第2号の「技能教習及び技能検定を行うため必要な種類の自動車」とは、標準試験車と同程度以上のものとする。自動車の備付け台数については、当該施設において技能教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な台数とする。教室の大きさ、教材の数についても同様とする。また、技能教習及び技能検定は、標準試験車と同程度以上の車両で行うこととし、技能教習は府令第33条第5項第1号ハで規定されている、「法第85条第2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車又は法第86条第2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車」により行うこととする。なお、準中型免許については、府令第33条第5項第1号ワの規定により準中型自動車のほか普通自動車により技能教習を行うこととする。ただし、身体障害者においてはこの限りではない。

(イ) 応急用ブレーキ

令第35条第2項第3号の教習指導員又は技能検定員（以下「指導員等」という。）が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置とは、指導員席の足ブレーキ（応急用のブレーキ）に連動した連動ブレーキ等の装置をいう。この装置は、身体障害者の持込み車両についてもこれを備えていなければならない。

応急用ブレーキを装備することが困難な大型特殊自動車で指導員等が通常占める位置から手ブレーキを操作することによって応急の措置を講ずることができるものは、手ブレーキ等を「応急の措置を講ずることができる装置」とみなす。

(ウ) 車両の整備

専ら指定教習所のコース内における教習に使用する教習車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けることを要しない運用が行われているところであるが、当該車両についても、検査に合格する程度に整備されたものとする。

(エ) 後写鏡

教習車両及び検定車両は、指導員等のための後写鏡を備え付けたものとする。

(オ) 路上検定標識の表示

普通免許等の卒業検定（以下「路上検定」という。）に使用する自動車にあつては、路上検定実施中は、その旨自動車の屋根等に標識を表示するものとする。

(カ) 運転シミュレーター

運転シミュレーター（車載式運転シミュレーターを含む。以下同じ。）を教習に使用する場合にあつては、「道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件」（平成6年国家公安委員会告示第4号）に適合するものであること。

イ 学科教習用教室等

令第35条第2項第4号の「建物その他の設備」とは、学科教習を行うための教室、

実習を行う施設等をいう。学科教習を行うための教室等は、学科教習等を受ける者の数に応じて適当な大きさ、数であることが必要である。

5 法第99条第1項第5号関係

法第99条第1項第5号の自動車教習所の運営の基準は、令第35条第3項に規定されているが、具体的には、次のとおりである。

(1) 令第35条第3項第1号関係

令第35条第3項第1号の法第99条第1項の申請に係る免許に係る教習の科目及び教習の科目ごとの教習方法の基準は、府令第33条に規定されているが、このうち、身体障害者に対する教習の方法、教習効果の確認を行う教習指導員の要件、技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限、学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限、適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件、応急救護処置教習の模擬人体装置の基準並びに技能教習及び学科教習の科目並びにこれらの科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目（以下「教習の基準の細目」という。）については、次のとおりである。

ア 身体障害者に対する教習の方法

身体障害者に対する教習又は技能検定は、別添8の身体障害の状態に応じた教習車種によって行う。

イ 教習効果の確認（みきわめ）を行う教習指導員の要件

府令第33条第5項第1号ツ及びネの教習効果の確認（みきわめ）は、教習指導員の資格を有する者が行うものとするが、当分の間、当該教習に係る技能検定員を兼ねている者、当該教習課程の技能教習の経験が2年以上ある者又は当該教習課程の技能教習の経験が2年未満の者で指定教習所の管理者が認定したものをもって充てるものとする。

ウ 技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

みなし教習指導員のうち技能指導員でなかった者に技能教習を行わせてはならないこととされている（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第3項）が、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）の中で行うこととしている技能・学科の組合わせ教習（以下「セット教習」という。）に係る技能教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行うことができる。

エ 学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

(ア) セット教習の特例

セット教習に係る学科教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行うことができるものとする。

(イ) 法令指導員、構造指導員又はその他の指導員の教習することができる項目名

第一種免許に係る学科教習のうち、教習の標準の学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」、「2 信号に従うこと」、「3 標識・標示等に従うこと」、「4 車の通行するところ、車が通行してはいけないところ」、「5 緊急自動車等の優先」、「6 交差点等の通行、踏切」、「7 安全な速度と車間距離」、「8 歩行者の保護等」、「9 安全の確認と合図、警音器の使用」、「10 進路変更等」、「11 追い越し」、「12 行き違い」又は「13 運転免許制度、交通反則通告制度」、学科（二）（第2段階）項目名「1 危険予測ディスカッション」、「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「11 駐車と停車」、「12 乗車と積載」、「13 けん引」、「14 交通事故のとき」、「15 自動車の所有者等の心得と保険制度」、「16 経路の設計」又は「17 高速道路での運転」については、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）による改正前の法（以下この(イ)において「旧法」という。）の学科指導員又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第27号）附則（以下この(イ)において単に「附則」という。）第3項に規定する専ら法令教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」又は「10 自動車の保守管理」については、旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら構造教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「4 死角と運転」、「5 適性検査結果に基づく行動分析」、「6 人間の能力と運転」、「7 車に働く自然の力と運転」、「8 悪条件下での運転」又は「9 特徴的な事故と事故の悲惨さ」については、旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら法令教習及び構造教習を除く学科教習に従事する者がそれぞれ教習を行うことができるものとする。

(ウ) 適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件

第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「5 適性検査結果に基づく行動分析」及び第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「21 適性検査結果に基づく行動分析」については、学科教習の指導員要件を満たし、かつ、運転適性検査・指導者資格者証を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者に行わせること。

(エ) 応急救護処置教習の指導員の要件

第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」及び「3 応急救護処置Ⅱ」並びに第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「19 応急救護処置Ⅰ」及び「20 応急救護処置Ⅱ」については、それぞれの免許の種類に係る学科教習を行う指導員の要件を満たし、かつ、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者が行うこととされている

(府令第33条第5項第2号ニ)。

オ 応急救護処置教習における模擬人体装置の基準

府令第33条第5項第2号ニの模擬人体装置は、次に掲げる基準に適合したものとする。

(ア) 人体装置の基準

府令第33条第5項第2号ニの模擬人体装置は、人体に類似した形状を有する装置であつて、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有し、かつ、第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置講習に適合したものとする。

(イ) 模擬人体装置の数の基準

模擬人体装置の数は、第一種免許に係る応急救護処置教習については、教習生4人に対し大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）、第二種免許に係る応急救護処置教習については、教習生4人に対し大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）及び乳児全身1体とする。

カ 教習の基準の細目

教習の基準の細目については、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）に規定されている。

(2) 令第35条第3項第2号関係

ア 技能教習及び学科教習の基準

指定前における技能教習及び学科教習の基準は、府令第34条の3に規定されているが、このうち、身体障害者に対する教習の方法、応急救護処置教習の指導員の要件、応急救護処置教習における模擬人体装置の基準及び教習の基準の細目については、5(1)と同様とする。

イ 指定前の教習実績の確認

法第99条第1項第5号に基づく指定前の教習実績については、「法第99条第1項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日の前6月の間引き続き行われていること。」（令第35条第3項第2号）及び「法第99条第1項の申請の日前6月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、95パーセント以上であること。」（令第35条第3項第3号及び府令第34条の4）が必要であり、合格率の算出は次によるものとする。

$$\frac{\text{技能試験の合格者}}{\text{当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数}} \times 100$$

この場合、同一の卒業者が2回以上技能試験を受け、2回目以後に合格したときは、

1 回目の技能試験結果のみ算入する。さらに、当該教習所の卒業者は、府令第34条の3の規定による教習を修了し、かつ、技能試験の例に準じた卒業試験に合格して卒業した者のみを算入する。また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」は、おおむね次により求めた数値以上とする。

$$\frac{B}{A} \times \frac{1}{2} \times C$$

(注) A…当該都道府県における前年末の当該免種の教習所数

B…当該都道府県における前年の当該免種の卒業者数

C…係数（指定前の教習所の平均卒業者数と指定1年後の教習所の平均卒業者数の比率0.15を使用する。）

また、「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者の数」に算入される者からは、当該母数に入れることによって合格率の算定が不公正、不公平との誹りを受けるおそれがある者（例えば、教習指導員又は技能検定員の資格者証の現所有者や算入される者の全てがAT限定免許に係る卒業者である等）を除くほか、当該教習所における教習が継続的に行われていない場合等には、形式的に95パーセント以上の合格率を満たすことがあっても、実質的には指定前の基準に適合していないものとして、指定しない。

さらに、当分の間、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る「当該教習所の卒業者で技能試験を受けた者」が10名に満たない場合は、指定の基準に適合していないものとして、指定を行わないものとする。

別添 1

第 1 第一種免許に係る学科教習の標準

1 学科（一）（第 1 段階）

(1) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第 5）	項 目 名	内 容
1 法第 108 条の 28 第 4 項各号に掲げる事項であって、別表第 1 第 1 号から第 3 号まで、別表第 2 第 1 号から第 3 号まで及び別表第 3 第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に関するもの	1 運転者の心得	・ くるま社会人としてのモラルと責任 ・ 酒気帯び運転の禁止 ・ 交通法令の遵守 ・ 運転に必要な準備
	2 信号に従うこと	・ 信号の種類と意味 ・ 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	・ 標識・標示の種類と意味 ・ 警察官等の指示
	4 車が通行するところ、車が通行してはいけないところ	・ 車道通行の原則と例外 ・ 左側通行の原則と例外 ・ 車両通行帯のない道路における通行 ・ 車両通行帯のある道路における通行 ・ 不必要な車線変更の禁止 ・ 標識・標示による通行禁止 ・ 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 ・ 交通状況による進入禁止
	5 緊急自動車等の優先	・ 緊急自動車の優先 ・ 路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	・ 交差点等の通行方法 ・ 交差点を通行するときの注意 ・ 交通整理の行われていない交差点の通行方法 ・ 踏切の通過方法等 ・ 踏切上での故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	・ 最高速度 ・ 速度と停止距離 ・ 安全な速度と車間距離 ・ ブレーキのかけ方 ・ 徐行
	8 歩行者の保護等	・ 歩行者の保護（そばを通るとき、横断しているときなど） ・ 自転車の保護（そばを通るとき、横断しているときなど） ・ 子供や身体の不自由な人の保護 ・ 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 ・ 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	・ 安全確認の方法 ・ 合図を行う場合と方法 ・ 必要以外の合図の禁止 ・ 警音器を使用する場合 ・ 警音器の使用制限
	10 進路変更等	・ 進路変更の禁止 ・ 横断、転回等の禁止 ・ 割込み、横切り等の禁止
	11 追い越し	・ 追い越しの禁止 ・ 追い越しの方法 ・ 追い越されるとき注意
	12 行き違い	・ 側方間隔の保持 ・ 障害物があるときの避譲
	13 運転免許制度、交通反則通告制度	・ 運転免許の仕組み ・ 運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新等 ・ 点数制度の概要 ・ 運転免許の取消し、停止等 ・ 初心運転者期間制度 ・ 取消処分者講習制度 ・ 交通反則通告制度の概要
	14 オートマチック車などの運転	・ オートマチック車の運転 ・ 先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転

(2) 教習時間

府令の規定に基づく教習に係る免許種別ごとの本科目の教習時間を示すと次のとおりとなる。

現有免許 種別	なし	大型 免許	中型 免許	準中型 免許	普通 免許	大型特 殊免許	大型二 輪免許	普通二 輪免許	大型第 二種免 許	中型第 二種免 許	普通第 二種免 許
大型免許	10	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0
中型免許	10	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0
準中型免許	10	—	—	—	0	0	0	0	—	—	0
普通免許	10	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—
大型特殊免許	10	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
大型二輪免許	10	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0
普通二輪免許	10	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
牽引免許	—	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0

(注) 現有免許「なし」の者がカタピラ限定大型特殊免許に係る教習を受けようとする場合は、学科(二)を含めて22時限である。

(3) 教習方法

学科(一)の教習は、高い教習効果を得るため、(1)の項目名1(運転者の心得)を修了した者に対して行うこと。

なお、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、教習を行う前に聴覚障害者の遵守事項について説明を行うこと。
また、特定後写鏡等条件の教習生以外の教習生に対しても、項目8(歩行者の保護等)において、聴覚障害者標識を付した自動車に対する配慮等について教習を行うこと。

2 学科（二）（第2段階）

(1) 教習の科目

ア 一般

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第5）	項 目 名	内 容
2 危険の予測 その他の安全 な運転に必要な 知識	1 危険予測ディスカッション	・ 危険予測の重要性 ・ 走行中の危険場面 ・ 起こりうる危険の予測 ・ より危険の少ない運転行動
	2 応急救護処置Ⅰ	・ 応急救護処置とは ・ 実施上の一般的留意事項 ・ 救急体制 ・ 応急救護処置の基礎知識（AEDを用いた除細動に関する事項を含む。）
3 応急救護処 置	3 応急救護処置Ⅱ	・ 負傷者の観察・移動 ・ 体位管理 ・ 胸骨圧迫（心臓マッサージ） ・ 気道確保 ・ 人工呼吸 ・ 気道異物除去 ・ 止血法
	4 死角と運転	・ 二輪車から、四輪車からの見え方 ・ 死角の事例 ・ 防衛的運転方法 ・ 車両間の意思疎通の方法
	5 適性検査結果に基づく行動分析	・ 運転と性格 ・ 運転適性検査 ・ 適性検査結果の運転への活用等
	6 人間の能力と運転	・ 認知・判断・操作 ・ 認知・判断・操作に影響を及ぼす要因（飲酒が及ぼす影響等）
	7 車に働く自然の力と運転	・ 車が動き続けようとする力と停止しようとする力 ・ 荷物の積み方等と車の安定性 ・ カーブ、坂道での運転 ・ 二輪車の特性、乗車姿勢と走行の仕方 ・ 速度と衝撃力 ・ 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	8 悪条件下での運転	・ 夜間の運転 ・ 灯火をつけなければならない場合 ・ 点灯制限等 ・ 雨のときの運転 ・ 霧のときの運転 ・ 道路状況の悪いときの運転 ・ 非常時等の措置 ・ 大地震などのとき
	9 特徴的な事故と事故の悲惨さ	・ 特徴的な事故実態 ・ 二輪車の露出性と傷害 ・ 交通事故の悲惨さ ・ 人命尊重の精神 ・ シートベルトの重要性
	10 自動車の保守管理	・ 自動車各部の保守と手入れ ・ 携行品、工具等の点検及び使用法 ・ タイヤの交換方法等 ・ 日常点検の方法
	11 駐車と停車	・ 駐車と停車の意味 ・ 駐車、停車の禁止と例外 ・ 駐車と停車の方法 ・ 駐車時間の制限等 ・ 車から離れるときの措置 ・ 保管場所の確保 ・ 駐車の影響
	12 乗車と積載	・ 乗車又は積載の方法 ・ 乗車又は積載の方法の特例 ・ 乗車又は積載の制限 ・ 転落等の防止 ・ 危険物の運搬
	13 けん引	・ 故障車等のけん引方法 ・ けん引の制限
	14 交通事故のとき	・ 運転者等の義務 ・ 被害者になったとき ・ 現場に居合わせたとき
	15 自動車の所有者等の心得と保険制度	・ 自動車の登録（届出）と検査 ・ 保険加入の必要性 ・ 自動車保険の種類と仕組み
	16 経路の設計	・ 地図情報の読み取り ・ 経路の設計の仕方 ・ 案内標識等の活用 ・ 経路を間違えた場合等の対応の仕方 ・ ツーリング時の注意
	17 高速道路での運転	・ 通行できない車 ・ 速度と車間距離 ・ 通行区分等 ・ 禁止事項 ・ 故障時等の措置 ・ 高速道路利用上の心得 ・ 走行計画の立て方 ・ 本線車道への進入 ・ 本線車道での走行 ・ 本線車道からの離脱

- イ 大型特殊免許を受けようとする者
大型特殊免許に係る学科（二）における教習は、教習規則別表第5第4号に掲げる事項について行うこと（教習規則第1条第3項第4号）。
- ウ 大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者
アのほか、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する教習の科目には次のものを加える。

教習規則	項 目 名	内 容
二人乗り運転に関する知識	18 二人乗り運転に関する知識	・ 二人乗りに関する法規制の内容 ・ 二人乗りの運転特性

- エ 現に免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）を受けている者に対する教習の科目
ア・イ・ウの規定にかかわらず、現に免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）を受けている者に対する科目の基準の細目についての法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定	
1	現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第1号）。
2	現に大型特殊免許を受けている者（1に該当する者を除く。）に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第2号）。
3	現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第3号）。
4	現に大型特殊免許を受けている者（3又は5に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第4号）。
5	現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者（3に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第5号）。
6	現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第6号）。
7	現に大型特殊免許を受けている者（6に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第7号）。

- (2) 教習時間
法令の規定に基づく本科目の教習時間等を示すと次のとおりとなる。
- ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準

現有免許 ／ なし	なし	大型 免許	中型 免許	準中型免許			普通 免許	大型 特殊 免許	大型 二輪 免許	普通 二輪 免許	大型 第二 種 免 許	中型 第二 種 免 許	普通 第二 種 免 許
				準中型車(5 t) 限定準 中型免許	AT準中型 車(5t) 限 定準中型免 許								
大型免許	1 6	—	0	0	1	1	1	4	1	1	—	0	0
中型免許	1 6	—	—	0	1	1	1	4	1	1	—	—	0
準中型免許	1 7	—	—	—	—	—	1	5	3	3	—	—	0
普通免許	1 6	—	—	—	—	—	—	5	2	2	—	—	—
大型特殊免許	1 2	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
大型二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	0	1	1	1
普通二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	—	1	1	1
牽引免許	—	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0

- イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。）における教習においては、応急救護処置教習を3時限行うものとする（府令別表第4の2の表備考5）。	項目名2（応急救護処置Ⅰ）については1時限、項目名3（応急救護処置Ⅱ）については2時限行うこと。

ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

(ア) 大型免許又は中型免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、教習規則別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第1項第2号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

(イ) 準中型免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を1時限、現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ1時限、現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を2時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第6号、第7号、第8号）。	現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては項目名1（危険予測ディスカッション）を2時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと。）。

(ウ) 普通免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第10号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと。

(エ) 大型二輪免許又は普通二輪免許

法 令 の 規 定	教 習 時 間
教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識に係る教習を1時限行うこと（ただし、現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）（教習規則第2条第12号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）と項目名18（二人乗り運転に関する知識）を合わせて1時限行うこと。

(3) 教習方法

府令の規定及び教習方法は次のとおりである。

府 令 の 規 定	教 習 方 法
応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロに定める者（第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）であつて公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものが行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であつて、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。（府令第33条第5項第2号ニ）。	① 項目名2（応急救護処置Ⅰ）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明すること。 ② 項目名3（応急救護処置Ⅱ）は2時限連続して行い、また、項目名2（応急救護処置Ⅰ）と項目名3（応急救護処置Ⅱ）はできるだけ連続して行うこと。 ③ 項目名3（応急救護処置Ⅱ）については、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。 ④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）であること。
－	項目名1（危険予測ディスカッション）について ① 大型免許及び中型免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名8（危険を予測した運転）、準中型免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名11（危険を予測した運転）及び21（危険を予測した運転）のそれぞれ（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている場合（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）は、項目名21（危険を予測した運転）のみ。）、普通免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名13（危険を予測した運転）、大型自動二輪車又は普通

自動二輪車に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名15（危険を予測した運転）の直後の時間に連続して行うこと。

② 異なる免許の種類についての教習生を対象に行う場合は、次の表の左欄の技能教習の形態に対応する右欄によるものとさせること。

教習課程	技能教習の項目名「危険を予測した運転」の教習形態		学科教習の項目名「危険予測ディスカッション」の教習形態
普通二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	大型二輪免許との合同の場合	大型二輪免許との合同教習
大型二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	普通二輪免許との合同の場合	普通二輪免許との合同教習

③ 準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生には、第2段階項目名11（危険を予測した運転）及び21（危険を予測した運転）の直後の時間に、普通免許に係る特定後写鏡等条件の教習生には、第2段階項目名13（危険を予測した運転）の直後の時間にそれぞれ行うこととされていること及び特に次の事項について教習を行う必要があることから、特定後写鏡等条件の教習生については、1人の教習指導員による個別の対話形式により行わせること。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生について、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼させること。

ア 踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法（準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生については、第2段階項目名11（危険を予測した運転）の直後の時間に行う場合に限る。）

イ 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法（準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生については、第2段階項目名11（危険を予測した運転）の直後の時間に行う場合に限る。）

ウ その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険があるおそれがある交通の状況を認知する方法及び当該状況における安全な運転の方法

項目名3（応急救護処置Ⅱ）について

特定後写鏡等条件の教習生に対する呼吸状態の観察・判断については、胸の動きを目で観察させるとともに、頬で呼気を感じるかを体験させる方法により行わせること。

第 2 第二種免許に係る学科教習の標準

1 学科（一）（第 1 段階）

(1) 教習の科目
ア 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第 6）	項 目 名	内 容
1 法第 108 条の 28 第 4 項各号に掲げる事項であって、別表第 4 第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に関するもの	1 第二種運転免許の意義	- 第二種運転免許の意味 - 第二種運転免許が設けられている理由 - 旅客自動車の運転者の運行実態 - 第二種免許取得者に求められる資質
	2 信号に従うこと	- 信号の種類と意味 - 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	- 標識・標示の種類と意味 - 警察官等の指示
	4 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ	- 車道通行の原則と例外 - 左側通行の原則と例外 - 車両通行帯のない道路における通行 - 車両通行帯のある道路における通行 - 不必要な車線変更の禁止 - 標識・標示による通行禁止 - 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 - 交通状況による進入禁止
	5 路線バス等の優先	路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	- 交差点等の通行方法 - 交差点を通行するときの注意 - 交通整理の行われていない交差点の通行方法 - 踏切の通過方法等 - 踏切上での故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	- 最高速度 - 速度と停止距離 - 安全な速度と車間距離 - ブレーキのかけ方 - 徐行
	8 歩行者の保護等	- 歩行者等のそばを通るとき - 横断中の歩行者等の保護 - 子供や身体の不自由な人の保護 - 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 - 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	- 安全確認の方法 - 合図を行う場合と方法 - 必要以外の合図の禁止 - 警音器を使用する場合 - 警音器の使用制限
	10 進路変更等	- 進路変更の禁止 - 横断、転回等の禁止 - 割込み、横切り等の禁止
	11 追越し	- 追越しの禁止 - 追越しの方法 - 追い越されるとき
	12 行き違い	- 側方間隔の保持 - 障害物があるときの避譲
	13 駐車と停車	- 駐車と停車の意味 - 駐車、停車の禁止と例外 - 駐車と停車の方法 - 駐車時間の制限等 - 車から離れるときの措置 - 保管場所の確保 - 駐車の及ぼす影響
	14 乗車と積載	- 乗車又は積載の方法 - 乗車又は積載の方法の特例 - 乗車又は積載の制限 - 転落等の防止 - 危険物の運搬
	15 交通事故のとき	- 運転者等の義務 - 被害者になったとき - 現場に居合わせたとき
	16 旅客自動車に係る法令の知識	- 旅客自動車の運転者の心得 - その他旅客自動車の運転者として必要な法令の知識
2 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運行その他の交通の安全確保についで必要な知識	17 身体障害者等への対応	- 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 - 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応

- イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目
現に免許を受けている者に対する科目の基準の細目に係る法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定
大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第2号に掲げる事項であること（教習規則第1条第4項第9号及び第10号）。

- (2) 教習時間
ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間は次のとおりである。

種別 \ 現有免許	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	中型第二種免許	普通第二種免許	大特第二種免許	牽引第二種免許
大型第二種免許	7	7	7	7	7	0	0	1	1
中型第二種免許	7	7	7	7	7	－	0	1	1
普通第二種免許	7	7	7	7	7	－	－	1	1

- イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準についての細目

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、別表第6第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第14号）。	－

- (3) 教習方法
法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
－	学科（一）の教習は、(1)の表の項目1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行うこと。
－	項目17（身体障害者等への対応）における教習方法は次のとおりである。 ア 大型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の大型自動車（必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の中型自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通第二種免許に係る教習にあつては、普通自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は中型自動車）を用い、自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせること。 イ 教習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、教習指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習形式で行わせること。 なお、この場合、車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。 ウ 教習の一部（約20分以内）については、ビデオを使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限らせること。）。 エ 本教習は、教習指導員1名が6人以内の教習生に対し行うことができるものとする。 また、本教習は大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習を合同で実施することができるものとする。

2 学科（二）（第2段階）

(1) 教習の科目

ア 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第6）	項 目 名	内 容
3 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	18 危険予測ディスカッション	・ 危険予測の重要性 ・ 走行中の危険場面 ・ 起こりうる危険の予測 ・ より危険の少ない運転行動
4 応急救護処置	19 応急救護処置Ⅰ	・ 応急救護処置とは ・ 実施上の一般的留意事項 ・ 救急体制 ・ 具体的な実施要領（AEDを用いた除細動に関する事項を含む。） ・ 各種傷病者に対する対応 ・ まとめ
	20 応急救護処置Ⅱ	・ 傷病者の観察・移動 ・ 体位管理 ・ 心肺蘇生 ・ 気道異物除去 ・ 止血法 ・ 包帯法 ・ 固定法
5 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する交通事象の実態その他の旅客自動車の運転に必要な知識	21 適性検査結果に基づく行動分析	・ 運転と性格 ・ 運転適性検査 ・ 運転適性検査結果の運転への活用等 ・ 運転行動と経済性
	22 安全運転と人間の能力	・ 二輪車から、四輪車からの見え方 ・ 死角の事例 ・ 防衛的運転方法 ・ 車両間の意思疎通の方法 ・ 認知・予測・判断・操作 ・ 認知・予測・判断・操作に影響を及ぼす要因
	23 車に働く自然の力と運転	・ 車を動かし続けようとする力と停止しようとする力 ・ 乗客の乗車状況、荷物の積み方等と車の安定性 ・ カーブ、坂道での運転 ・ 速度と衝撃力 ・ 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	24 悪条件下での運転 1	・ 雨のときの運転 ・ 霧のときの運転 ・ 道路状況の悪いときの運転 ・ 非常時等の措置 ・ 大地震などのとき
	25 悪条件下での運転 2	・ 夜間の運転 ・ 灯火をつけなければならない場合 ・ 点灯制限等
	26 経路の設計	・ 地図情報の読み取り ・ 経路の設計の仕方 ・ 案内標識等の活用 ・ 経路を間違えた場合等の対応の仕方
	27 高速道路での運転	・ 通行できない車 ・ 速度と車間距離 ・ 通行区分等 ・ 禁止事項 ・ 故障時等の措置 ・ 高速道路利用上の心得 ・ 走行計画の立て方 ・ 本線車道への進入 ・ 本線車道での走行 ・ 本線車道からの離脱
	28 特徴的な事故と事故の悲惨さ	・ 特徴的な事故実態 ・ 交通事故の悲惨さ ・ 車の安全装置の重要性
	29 自動車の機構と保守管理	・ 自動車の機構と取扱い ・ その他の装置の取り扱い方 ・ 車両の日常点検と故障時の応急措置 ・ タイヤの交換、チェーンの着脱など

- イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目
現に免許を受けている者に対する本科目の基準に係る法令の規定を示すと次のとおりとなる。

法 令 の 規 定	
1	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（下記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号、第4号及び第5号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法第85条第11項の旅客自動車の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）についての教習であること（教習規則第1条第4項第8号）。
2	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許又は牽引自動車第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第9号）。
3	現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第10号）。

- (2) 教習時間
ア 府令の規定に基づく教習時間は次のとおりである。

現有免許 種別	大型免許	中型免許	準中型 免許	普通免許	大型特殊 免許	中型 第二種 免許	普通 第二種 免許	大特 二種 免許	牽引 二種 免許
大型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	0	0	8	8
中型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	－	0	8	8
普通第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	－	－	8	8

- (注) 大特二種免許又は牽引二種免許を受けている者が合わせて大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている場合における学科（二）の教習時間は、それぞれ7時限となる（府令別表第4の2の備考4）。

- イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあっては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習を6時限行うものとする。（府令別表第4の2の表備考5）。	項目19（応急救護処置Ⅰ）については2時限、項目名20（応急救護処置Ⅱ）については4時限行うこと。

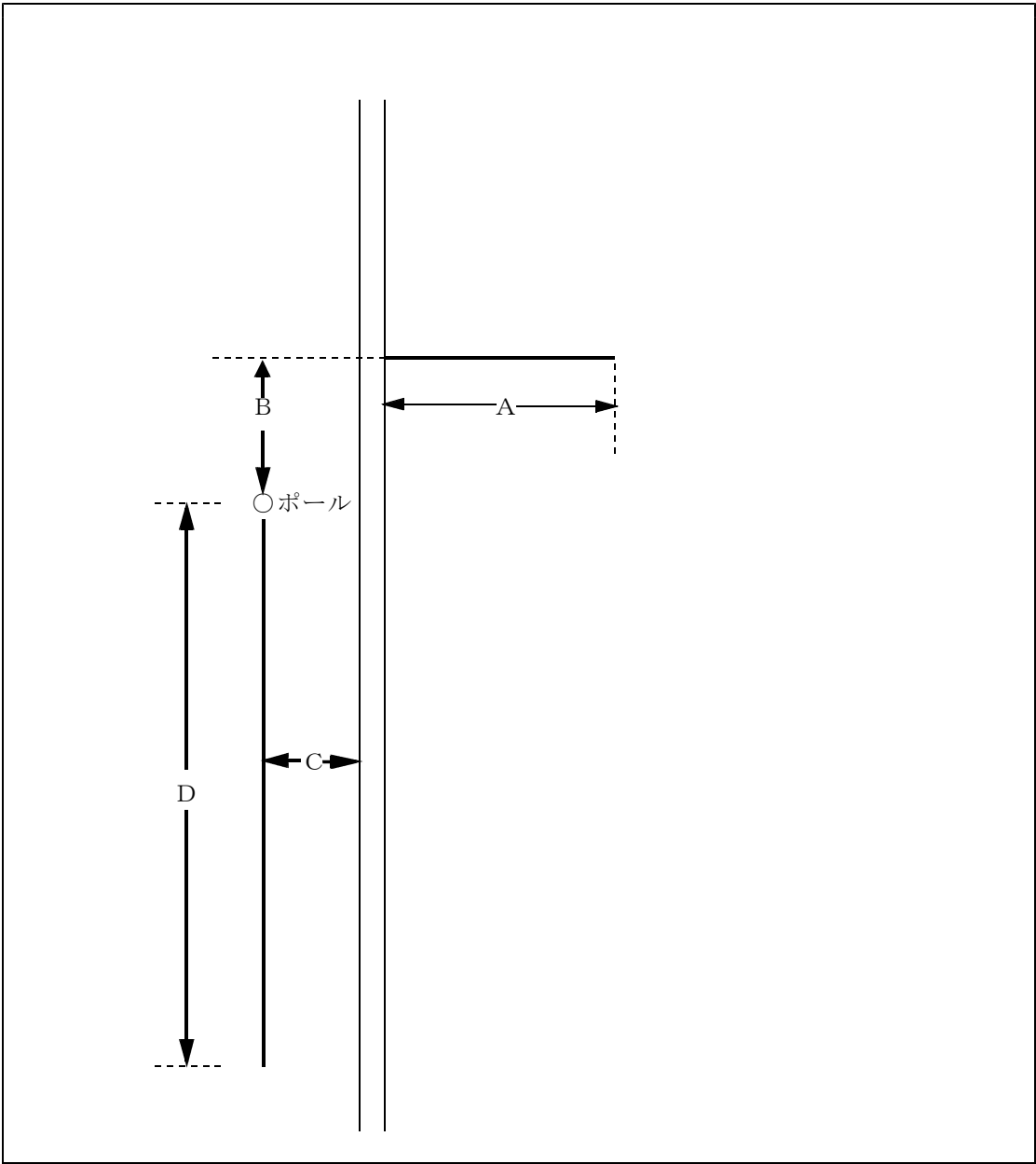
- ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

法 令 の 規 定	教 習 方 法
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除き、別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第15号）。	項目名18（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

- (3) 教習方法
法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロ（第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）に定める者であって公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものが行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること（府令第33条第5項第2号ニ）。	① 項目名19（応急救護処置Ⅰ）及び項目名20（応急救護処置Ⅱ）はできるだけ連続して行うこと。 ただし、やむを得ず分割する場合は、項目名19（応急救護処置Ⅰ）を2時限連続して実施し、次の機会（教習と教習の間には他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を2時限以上ずつ実施させること。 ② 項目名19（応急救護処置Ⅰ）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明すること。 ③ 項目名20（応急救護処置Ⅱ）については、実技訓練における指導をきめ細かく行い、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。 ④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対し、大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児全身1体であること。
－	項目名18（危険予測ディスカッション）における教習方法は次のとおりである。 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行における項目（危険を予測した運転）を2時限連続で実施した後に、引き続き連続して行うこと。 ただし、3時限連続して実施できない場合は、少なくとも前記技能教習を1時限実施した後に引き続き連続して本教習を実施させること。

別添 2 路端停車コース



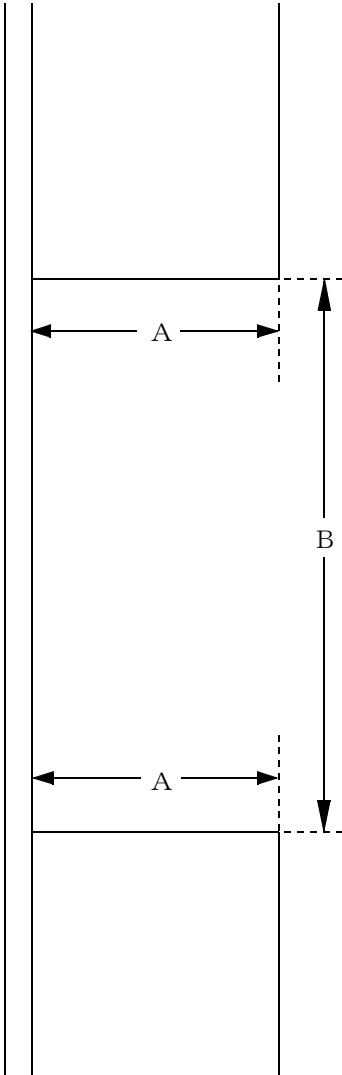
区分 記号 コースの区分	長　　さ			
	A	B	C	D
大型免許コース	2． 5 m	8． 0 m	0． 3 m	1 2． 0 m
大型第二種免許コース	2． 5 m	5． 0 m	0． 3 m	1 0． 0 m
中型免許・中型第二種 免許コース	2． 5 m	4． 0 m	0． 3 m	8． 0 m

別添 3 隘路コース

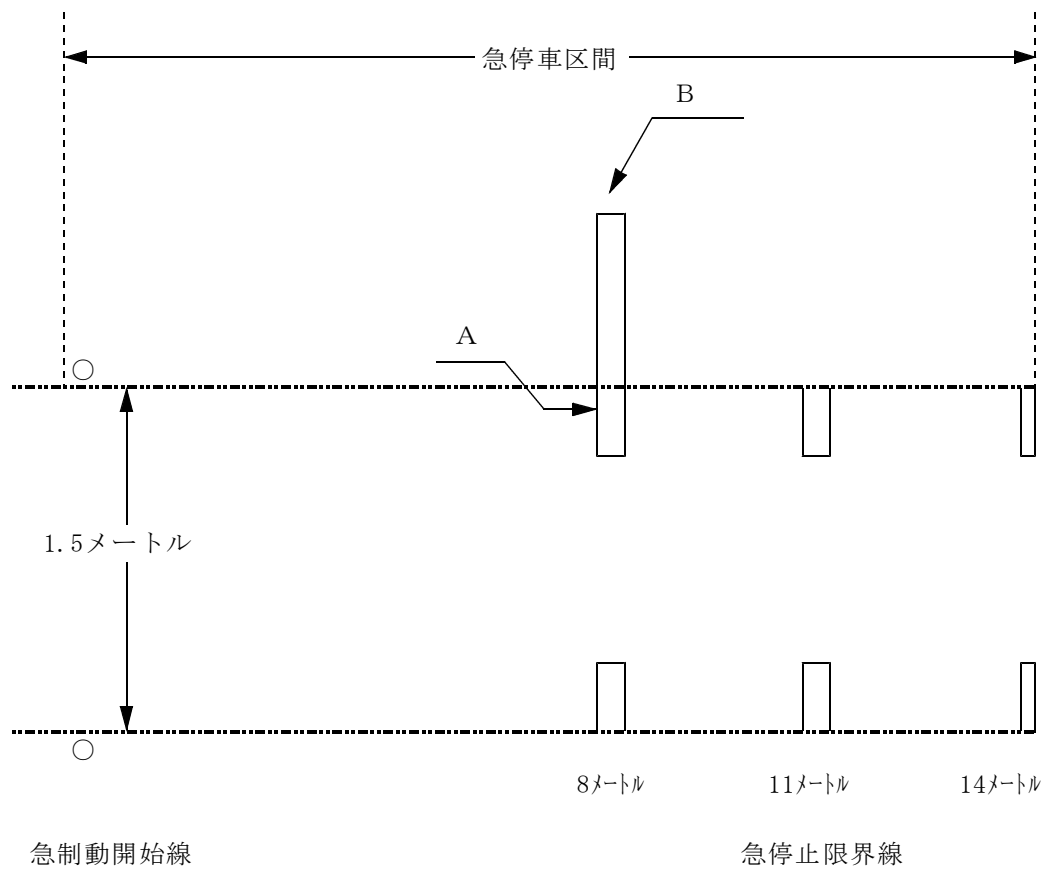
The diagram illustrates a narrow road course layout. It features a vertical road on the left with two segments labeled 'D'. A horizontal road crosses it, with a segment labeled 'B'. A horizontal road segment labeled 'A' is below the crossing. A horizontal road segment labeled 'C' is to the right of the crossing. A horizontal road segment labeled 'E' is further to the right. Dashed lines indicate boundaries and lane markings.

コースの区分	区分 記号	長 さ				
		A	B	C	D	E
大型免許・大型第二種 免許コース		1 2 . 0 m	3 . 0 m	6 . 0 m	1 2 . 0 m	2 . 0 m
中型免許・中型第二種 免許コース		8 . 0 m	2 . 7 m	6 . 0 m	8 . 0 m	1 . 5 m

別添 4 縦列駐車コース

		
コースの区分 記号	長 さ	幅
	A	B
大型免許コース	3 . 0 m	1 6 . 5 m
大型第二種免許コース	3 . 0 m	1 5 . 0 m
中型免許・中型第二種 免許コース	3 . 0 m	1 3 . 0 m
準中型免許・普通免許 ・普通第二種免許コース	2 . 2 m	7 . 5 m

別添 5 指定速度からの急停止コース



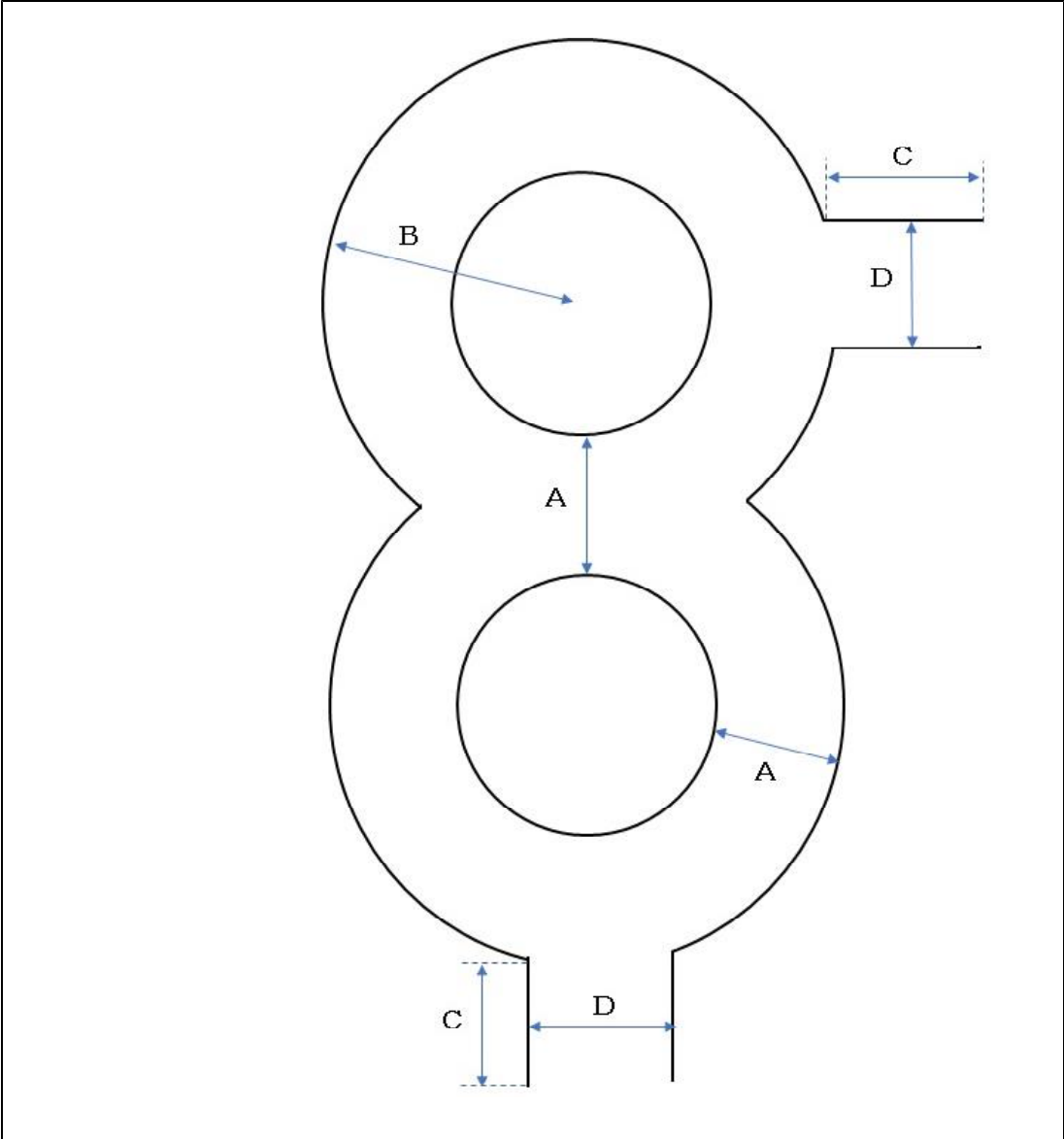
注 1 急停止区間は、次表のとおりとする。

区 分	指 定 速 度 (キロメートル毎時)	急停止区間 (メートル)	
		乾 燥 時	湿 潤 時
大 型 自 動 二 輪 車	4 0	1 1	1 4
普 通 自 動 二 輪 車	4 0	1 1	1 4
普通自動二輪車(小型限定)	3 0	8	1 1

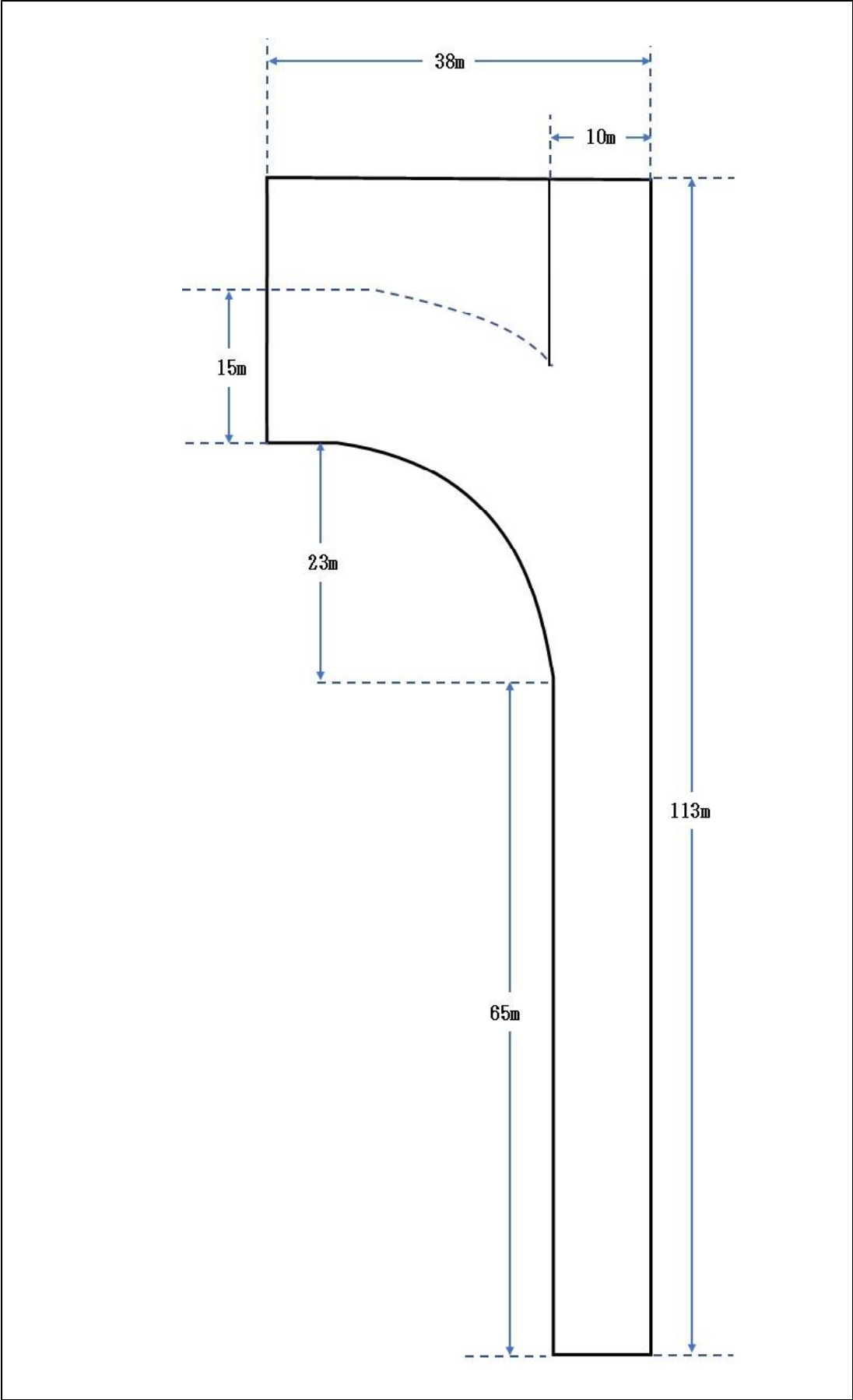
注 2 急制動開始線は、ロード・コーン (大) とする。

注 3 急停止限界線の表示は、図示のとおりとし、その長さ A は、0.25メートル、幅 B は、0.15メートルとする。

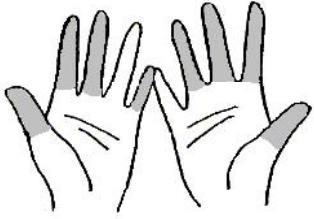
別添6 8の字コース

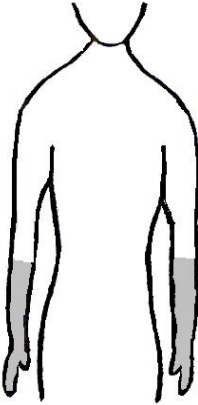
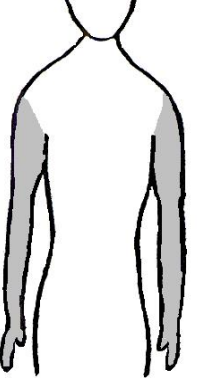
 The diagram illustrates a figure-eight course layout. It consists of two circular loops connected by a narrow passage. The dimensions are defined as follows: A is the distance between the centers of the two loops; B is the radius of the loops; C is the length of the entrance and exit sections; and D is the width of the entrance and exit sections.		
区 分	図示の記号	寸 法
幅	A	2メートル
半径	B	5.5メートル
出入口部の長さ	C	2メートル以上
出入口部の幅	D	2メートル
備考 出入口部は2カ所以上設けるものとする。		

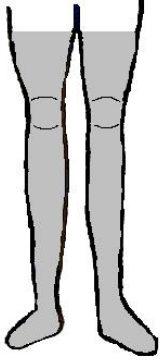
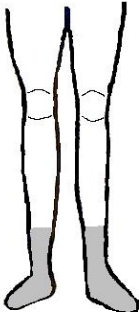
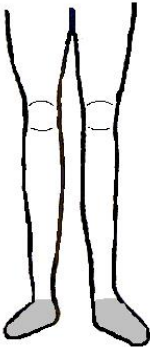
別添 7 スキッド教習車コース

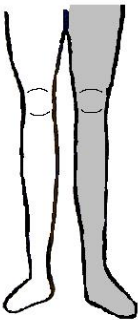
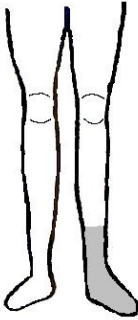


別添 8 身体障害者の状態に応じた教習車種の範囲

身体障害の状態		教習車種の範囲	教習車両及び検定車両
部位	程 度		
両 上 肢	1 両手の指のうち親指以外の2指を欠くもの。 	全 車 種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。 3 二輪車については、障害の状態によりギア操作が出来ない場合は、オートマチック車とすること。
	2 両手の指のうち親指を含めて2本を欠くもの。 		1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。 ※ 上記車両については、障害の状態によりギア操作のできない場合は、オートマチック車とすること。
	3 両手の指のうち4本を欠くもの。 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	
	4 両手の指の全てを欠くもの。 		

両 上 肢	5 両上肢をひじ関節を残して先の部分を欠くもので、運転操作上有効な義手を使用するもの。 	普通自動車	オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
肢	6 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの。 	普通自動車	下肢で運転できるオートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
片 上 肢	1 片手のうち親指を含めた3指を欠くもの。 	全車種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。

両 下 肢	1 両下肢を股関節から先の部分が欠くもの、又は両下肢の機能を全廃したもの。 	普 通 自 動 車	手動式（アクセル、ブレーキを上部で操作できる構造のもの。以下同じ。）のオートマチック車で、次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）
	2 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、運転操作上有効な義足（以下本表において「義足」という。）を使用できないもの。 		
	3 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。	大型二輪車及び普通二輪車（小型二輪車を除く。）を除く車種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
	4 両下肢を足関節を残して欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 		※ 上記車両については、障害の状態によりギア操作のできない場合は、オートマチック車又は手動式のオートマチック車とすること。

片 下 肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの。 		オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
	2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できないもの。 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	
	3 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。	全 車 種	1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。
障 害 が 重 複 す る 場 合	片手及び片足を欠くもの。	普 通 自 動 車	オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の 2 第 4 項（技能検定員） 技能検定員審査等に関する規則第 4 条（技能検定員審査の審査方法等）、第 6 条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第 7 条（技能検定員資格者証の交付等）
審 査 基 準：技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：7 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3－2 7 4－2 0 0 0）
備 考：

別紙

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の2第4項の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

1 法第99条の2第4項第1号ハ関係

法第99条の2第4項第1号ハの「同等以上の技能及び知識を有すると認める者」の認定の基準は、技能検定員審査等に関する規則第6条に規定されているが、同条第1号の「技能試験に関する事務に3年以上従事した者」とは、技能試験官として公安委員会の指定を受けて技能試験に関する事務に3年以上従事した者又は他の試験事務（学科、適性、教習所の立会検査等）兼務で技能試験に関する事務に3年以上従事した者をいう。「3年以上」とあるのは、通算した年数とする。

また、同条第2号の「技能検定に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者」とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第6条第1項の規定により法第99条の2第1項の規定による選任をされた技能検定員とみなされる者等をいう。

法第99条の2第4項第1号ハの認定は、技能検定員資格者証の交付申請が行われた際に併せて行われるものとする。

2 法第99条の2第4項第2号ロ関係

法第99条の2第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法令に触れる行為や道路交通法施行規則第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその認識がなかった場合（例えば、免許証等の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条の3第4項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の3第4項（教習指導員） 技能検定員審査等に関する規則第12条（教習指導員審査の審査方法等）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定）、第15条（教習指導員資格者証の交付等）
審 査 基 準：教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：7 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043－274－2000）
備 考：

別紙

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の3第4項の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

1 法第99条の3第4項第1号ハ関係

法第99条の3第4項第1号ハの「同等以上の技能及び知識を有すると認める者」の認定の基準は、技能検定員審査等に関する規則第14条に規定されているが、同条第1号の「技能試験に関する事務に1年以上従事した者」とは、技能試験官として公安委員会の指定を受けて技能試験に関する事務に1年以上従事した者又は他の試験事務（学科、適性、教習所の立会検査等）兼務で技能試験に関する事務に1年以上従事した者をいい、「当該免許に係る教習についての指定を受けた指定自動車教習所の指導及び監督に関する事務に3年以上従事した者」とは、警察本部の教習所係として当該免許に係る教習指導の事務に従事した者等をいう。「1年以上」又は「3年以上」とあるのは、通算した年数とする。

法第99条の3第4項第1号ハの認定は、教習指導員資格者証の交付申請が行われた際に併せて行われるものとする。

2 法第99条の3第4項第2号ハ関係

法第99条の3第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、道路交通法施行規則第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、免許証等の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 1 0 8 条の 4 第 1 項
処 分 の 概 要：指定講習機関の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 1 0 8 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項（指定講習機関） 指定講習機関に関する規則第 1 条（指定講習機関の指定）、第 2 条（指定の申請）、第 5 条（運転適性指導員）、第 6 条（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準）、第 7 条（運転習熟指導員）、第 8 条（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）、第 8 条の 2（若年運転者講習を行う指定講習機関の基準）
審 査 基 準：指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日間
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 初心運転者講習係・取消処分者講習係 （ 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0 ）
備 考：

別紙

千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項各号に掲げる講習ごとに、当該各号に定める要件に該当すると認められるものを指定講習機関として指定する。

1 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）

(1) 運転適性指導員関係

取消処分者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転適性指導員の要件については、指定講習機関に関する規則（以下「規則」という。）第5条に規定されているが、このうち、同条第4号の「運転適性指導に従事した経験の期間が3年以上の者」とは、自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導に3年以上従事した者を、同条第5号の「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の課程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転適性指導員研修」又は「取消処分者講習指導員（一般）研修」）をいう。

また、同号の「公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査」とは、別添1に掲げる審査要領により行うものとする。

(2) 指定の基準関係

取消処分者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第6条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転適性指導員は、専ら取消処分者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、取消処分者講習を適正かつ確実に行い得ればよい。同条第2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。

また、同条第3号の「取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。

2 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）

(1) 運転習熟指導員関係

初心運転者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転習熟指導員の要件については、規則第7条に規定されているが、このうち、同条第5号の「公安委員会が行う運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査」は、従事することとなる初心運転者講習の種類（準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許（原付免許を含む。））ごとに、別添2の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行うものとする。審査を受けようとする者が過去6か月以内に審査細目の一部に合格している場合は、合格に係る審査細目を免除するものとする。

また、「国家公安委員会が指定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転習熟指導員研修」）をいう。

(2) 指定の基準関係

初心運転者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第8条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転習熟指導員は、専ら初心運転者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、初心運転者講習を適正かつ確実に行い得ればよい。同条第2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。

同条第3号の「初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくこと

ができるような一定の経理的基盤をいう。

3 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）

(1) 運転適性指導員関係

若年運転者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転適性指導員の要件については、前記1(1)の取消処分者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転適性指導員の要件と同じとする。

(2) 指定の基準関係

若年運転者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第8条の2に規定されているが、同条第1号に掲げる運転適性指導員は、専ら若年運転者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、若年運転者講習を適性かつ確実に行之得ればよい。同条第2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。

また、同条第3号の「若年運転者講習を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。

別添 1

1 審査等

取消処分者講習又は若年運転者講習（以下「講習」という。）を行う指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）については、法第108条の4第1項第1号又は第3号の規定により、規則第5条各号に掲げる要件に該当する運転適性指導員（以下単に「指導員」という。）が置かれていることが指定の要件となっており、同条第5号においては、公安委員会が行う審査に合格した者又は国家公安委員会が指定する講習を終了した者であることが指導員の要件として定められている。

指定講習機関については、運転適性指導の内容の専門性、全国的な平準化の必要性等に鑑み、国家公安委員会が指定した講習（自動車安全運転センターにおける「新任運転適性指導員研修」又は「取消処分者講習指導員（一般）研修」）を終了した者を指導員として置くことを原則として、指導員の育成を推進していくこととするが、公安委員会が行う指導員の審査については、以下の要領に基づき実施するものとする。

2 審査要領

(1) 審査対象

運転適性指導の内容の専門性に鑑み、審査は、原則として、次のアからウまでのいずれかに該当する者を対象として行うものとする。

ア 別に定める通達に基づく運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算3年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）

イ 停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算5年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められる者

ウ 運転適性指導について、ア又はイに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認められる者

(2) 審査方法

書面審査、実技審査及び面接審査を実施する。

ア 書面審査

書面により、審査対象としての適格性について、講習指導員として従事した経験等の審査を行う。

イ 実技審査

実技により、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による

検査、運転シミュレーターの操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。

ウ 面接審査

面接により、人格及び識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。

(3) 合格の判定

(2)の審査により、公安委員会が、指導員として十分な技能及び知識を有すると認めた者を合格とする。

(4) 合格証書の交付

審査に合格した者に対しては、別記様式の「運転適性指導員審査合格証書」を交付するとともに、合格者名簿等に合格者の氏名等を記載しておくものとする。

3 審査実施上の留意事項等

(1) 計画的な審査

審査を受けようとする人員数や時期について必要な情報を把握した上で、年間計画を策定するなどして計画的な審査を実施し、指導員の数が不足すること等のないよう努めること。

(2) 審査の申請

審査の申請は、原則として指定講習機関又は指定講習機関の指定を受けようとする者を通じて、公安委員会が定める書式により行うように指導すること。

(3) 合格者に対する教養

審査の合格者に対しては、講習の現状、内容等について必要な教養を行うこと。

特に、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している合格者に対しては、別に定める通達に基づき実務実習を行うこと。

適第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に
規定する都道府県公安委員会が行う運転適性指導につい
ての技能及び知識に関する審査に合格した者であること
を証する。

年 月 日

公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別添 2

運 転 習 熟 指 導 員 審 査 基 準

審査項目	審査細目	内容	審査方法等
運転習熟指導についての技能	1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正しく正確に操作するいわゆる車両の熟知（制御）能力」、「さまざまな交通状況や道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」及び「危険な交通状況時や対向車がいるときの追越し、側方通過時等の安全運転判断能力」等について観察し、的確な矯正等の指導ができる能力を有するかどうかについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	2 危険回避に関する技能	運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行（自動二輪車）の技能を有するかどうかについて審査する。	
運転習熟指導についての知識	1 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界、ブレーキ性能及びタイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するかどうかについて審査する。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	2 集団討論技能に関する知識	集団討論の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するかどうかについて審査する。	
	3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬（シミュレーション）し、かつ、各場面に潜在する危険の予知・判断及び措置の知識を有するかどうかについて審査する。 (2) 安全運転を实践できる態度（安全マインド）を身に付けさせる指導能力及び運転中における気配り、運転マナー等の指導能力を有するかどうかについて審査する。	

備考

- (1) 試験問題の出題数及び所要時間は、正誤式にあっては、おおむね50問・30分、択一式及び補完式にあっては、おおむね20問・40分、論文式にあっては、問題の内容程度にもよるが、60分の範囲で回答できる程度の数とすること。
- (2) 審査の方法については、正誤式と択一式、論文式と正誤式、択一式と論文式というように併合によることもできるものとする。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の 2 第 1 項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 1 条（課程の区分）、 第 2 条（運転免許取得者等教育指導員）、第 3 条（設備）、第 4 条（課程の基準）及び第 5 条（認定の申請）
審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 － 2 7 4 － 2 0 0 0）
備 考：

別紙 1

1 認定の審査について

(1) 「交通安全教育指針に従って行われるものであること」の審査

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることは、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）のうち、具体的には、指針「第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え」に示された事項及び指針第2章第5節「2 免許取得後の交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われることを意味する。

このほか、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）第1条第3号及び第4号に掲げる課程にあつては、指針第2章「第6節 高齢者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

また、いわゆる業務用自動車の運転者を対象として、認定教育規則第1条第8号に掲げる課程等を行う場合にあっては、指針第2章第5節「3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

したがって、法第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることの審査を行うに当たっては、認定教育規則第5条第2項の規定により認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類を基に、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の教育事項や教育方法等が妥当なものかどうかについて審査すること。

(2) 「課程の基準に適合するものであること」の審査

認定を受けようとする運転免許取得者等教育の課程が、認定教育規則第4条の課程の基準に適合しているかどうかについては、認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

したがって、教育計画書には、教育事項ごとに、教育方法（使用する資器材等）や教育時間を記載させるとともに、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の年間の実施回数等についても記載させること。また、教育時間については、全体の教育時間及びコース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間を明確に記載させること。

審査を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 教育事項

認定教育規則第4条第3項第1号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者等教育には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識についての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車

等の運転の実習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場合についても、該当するものと認められる。

イ 教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間（認定教育規則第4条第1項第3号及び第3項第2号）には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

ウ その他

認定教育規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程の基準に適合するものであることの審査については、別紙2に定めるところによる。

2 終了証明書の交付

認定教育規則第1条第3号又は第6号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行う者が、特定教育を受けた者に対して行う終了証明書の交付については、別紙2に定めるところによる。

また、特定教育以外の運転免許取得者等教育についても、認定を受けた者が独自に終了証明書等を発行することは差し支えない。

別紙 2

1 認定の審査

認定教育規則第1条第6号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）又は同条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第6号、丙交企発第17号）第1の1(1)のほか、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第1項又は第2項に規定する課程の基準に適合しているかどうかについては、認定教育規則第5条第2項の規定により同条第1項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

(2) 教育計画書

認定教育規則第5条第2項第7号に規定する教育計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 認定教育規則第4条第1項第2号の表又は第2項第2号の表に掲げる教育事項及び教育方法（使用する教材を含む。）

イ 1回当たりの全体の教育時間及びコース若しくは道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間又は自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導に係る教育時間

ウ 年間の実施回数

エ その他必要な事項

(3) 課程の基準の適合性

ア 更新時講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第27号）及び「更新時講習の運用に関する細目について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第71号）に準拠しており、更新時講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ 高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第22号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第68号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判

断すること。

この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

- (ア) ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくとも20分間行われること。
- (イ) 受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。

ウ 指定の要件

認定教育規則第4条第2項第4号の「第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第1号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第1号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 終了証明書の交付

認定教育規則第8条の規定に基づき、更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を終了した者に対し、同規則第8条各号に定める終了証明書を交付させること。

別添

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 高齢者講習同等課程の認定の申請書を提出していることその他同課程を開設する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習（法第108条の2第2項の規定による講習であって運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に定める基準に適合するものをいう。）又は都道府県公安委員会からの認定を受けた運転免許取得者等教育又はこれらの講習若しくは教育に準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第2項第2号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 教育計画書において高齢者講習同等課程に係る年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該課程における指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程における指導に従事する運転免許取得者等教育指導員並びに同課程における指導に用いるコース、建物その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。
- 6 教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託講習（法第108条の2第3項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する講習をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数 of 委託講習を

実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

- (3) 過去３年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
- (4) 高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

別記様式第 1 号

指 定 申 請 書 年 月 日 公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けた いので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 2 号

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定
による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の3第1項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、 第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法 の基準）及び第6条（認定の申請）
審 査 基 準：運転免許取得者等検査の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043－274－2000）
備 考：

別紙 1

1 認定の審査

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認定検査規則第4条第1項に規定する方法の基準に適合しているかどうかについては、認定検査規則第6条第2項の規定により同条第1項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類（同条第2項第3号ロに掲げる書面を除く。）によって審査すること。

(2) 検査計画書

認定検査規則第6条第2項第7号に規定する検査計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 検査方法（使用する器材を含む。）

イ 年間の実施回数

ウ その他必要な事項

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「認知機能検査の運用について」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第28号。以下「認知機能検査運用通達」という。）及び「認知機能検査の実施要領について」（令和7年2月28日付け警察庁丁運発第72号）に準拠しており、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

また、認定検査規則第4条第1項第4号の「第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第1号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第1号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第 2 号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第 3 号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の 3 第 2 項において準用する法第108条の32の 2 第 5 項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 書類の交付

認定検査規則第 9 条の規定により、認定認知機能検査（同条に規定する認定認知機能検査をいう。以下同じ。）を行う者は、認定認知機能検査を受けた者に対して、同条第 1 号に定める書面を交付することとされているところ、当該書面の交付については、その者が受けた認定認知機能検査の結果に対応した別記様式第 4 号の認定認知機能検査結果通知書を交付することにより行わせること。

なお、認定認知機能検査の結果は、受検者の重要な個人情報であることから、封書に入れるなどして交付させること。

別添

認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 認知機能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他認知機能検査同等方法を実施する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 検査計画書において認知機能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検査員並びに同検査に用いる建物その他の設備及び器材が十分に確保されていること。
- 6 検査計画書で定める回数の認知機能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
 - (4) 認知機能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

別記様式第 1 号

指 定 申 請 書 年 月 日 公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定により、同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定
による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

にんてい にん ち き のう けん さ けつ か つう ち しよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所

し めい
氏 名

せい ねん がつ び
生 年 月 日

けん さ ねん がつ び
検査 年 月 日

けん さ ば しよ
検 査 場 所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A てん
点)

(B てん
点)

き おく りよく はん だん りよく ひく にん ち しよう
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

き おく りよく はん だん りよく てい か しんごう む し いち じ ふ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をし
たり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

こん ご うんてん じゆうぶんちゆう い い し か ぞく そうだん
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談
されることをお勧めします。

りん じ てき せい けん さ せん ちん い しん だん う また い し
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師
の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあり
ます。

しん だん けつ か にん ち しよう はんめい うんてんめんきよ
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許
の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんてんめんきよしようとう こうしんてつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証等の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



にんてい にんち き のう けん さ けつ か つう ち しよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所

し めい
氏 名

せい ねん がつ び
生 年 月 日

けん さ ねん がつ び
検査年月日

けん さ ば しよ
検 査 場 所

にん ち しよ
「認知症のおそれがある」
き じゆん がいとう
基準には該当しませんでした。

こん かい けつ か き おくりよく はん だんりよく てい か い み
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こ じん さ か れい にん ち き のう しん たい き のう へん か
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、じ ぶん じ しん じようたい つね じ かく
自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてん たいせつ
運転をすることが大切です。

き おくりよく はん だんりよく てい か しんごう む し いち じ ふ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、しん ろ へん こう あい ず おく
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、こん ご うんてん じゆうぶんちゆう い
今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきよしようとう こうしんてつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満

記憶力・判断力が低く、認知症のおそれがある。

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

別紙 2

1 認定の審査

認定検査規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする運転技能検査同等方法が、認定検査規則第4条第2項に規定する方法の基準に適合しているかどうかについては、認定検査規則第6条第2項の規定により同条第1項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類（同条第2項第3号イに掲げる書面を除く。）によって審査すること。

(2) 検査計画書

認定検査規則第6条第2項第7号に規定する検査計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 検査方法（使用する器材を含む。）

イ 年間の実施回数

ウ その他必要な事項

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「運転技能検査の運用について」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第25号。以下「運転技能検査運用通達」という。）及び「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第69号）に準拠しており、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、当該検査の方法については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

ア ならし走行を含め、受検者1人当たり少なくとも20分間行われること。

イ 受検者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。

また、認定検査規則第4条第2項第4号の「第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）

は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第1号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第1号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 書類の交付

認定検査規則第9条の規定により、認定運転技能検査（同条に規定する認定運転技能検査をいう。以下同じ。）を行う者は、認定運転技能検査を受けた者に対して、同条第2号に定める書面を交付することとされているところ、当該書面の交付については、別記様式第4号の認定運転技能検査受検結果証明書を交付することにより行わせること。

別添

認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 運転技能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他運転技能検査同等方法を実施する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する運転技能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする運転技能検査同等方法が、運転技能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 検査計画書において運転技能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 検査計画書の内容に照らして、運転技能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検査員並びに同検査に用いるコース、建物その他の設備及び自動車その他の器材が十分に確保されていること。
- 6 検査計画書で定める回数の運転技能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
 - (4) 運転技能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

別記様式第 1 号

指 定 申 請 書 年 月 日 公安委員会 殿 住 所 申請者 氏 名 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定
による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、 に
において、道路交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する運転
免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた者で
あることを証明する。

認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-----------------------	---

☐ 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第32条の 7 第 2 号
処 分 の 概 要：19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 2 項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第1条第1項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第1条第2項（同条第3項、第6項及び第8項において準用する場合

を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オート

マチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。）又はMT車（AT車以外の自動車をいう。以下同じ。）の別は問わない。）でなければならないものとする。また、別表の（１）技能教習第１段階の項目１「技能録画教習①」及び同第２段階の項目１４「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車（個々の障害に応じた持ち込み車両）を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等（規則第１条第２項第３号ハ及び第４項第３号ハ）

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備（年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。）が備えられていないものとする。

（４）教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第１条第２項第４号及び第４項第４号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基づいて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の５に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等（大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。）の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして１種類作成されていれば足りる。

３ 指定の申請等

（１）指定の申請

指定の申請に際しては、規則第２条第１項に規定する指定申請書のほか、同条第２項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ１部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の５、第31条の６、第35条若しくは第36条又は規則第２条第２項若しくは第４条の規定により既に当該書類

を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口に相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数（普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。）に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

（３）教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（ＡＴ車又はＭＴ車の別は問わない。）を使用すること。

（４）教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね９か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

（５）教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第１段階の項目１「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第１段階

最初に技能教習項目１「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目１「性格と運転の概説」、学科教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第１段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第２段階の教習を行うこと。

ウ 第２段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目２「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目３「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目１「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第２段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を

修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行うものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めることとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留

意すること。

別表

(1) 技能教習 合計31時限

第1段階 (11時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変更 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過		コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方		コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方		コース	普通
	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行 ・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方		コース	普通
	10 踏切の通過	・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	・一時停止の仕方 ・安全確認と通過の仕方 ・踏切内で故障した場合等の措置		コース	普通

11	転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		コース	二種
12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）		1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内 容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	・交通の流れへの入り方 ・交通の流れに合わせた速度の選び方 ・速度に合わせた車間距離のとり方 ・適切な通行位置	14	道路	普通
	2 進路変更	・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	・障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ・右左折に伴う進路変更の仕方		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	・信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	・信号の読みとりと対応の仕方 ・標識・標示等の読みとりと対応の仕方		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行		道路	普通
	5 歩行者等の保護	・歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	・歩行者等の動きの読みとり方 ・歩行者等の側方通過の仕方 ・横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ・横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ・身体の不自由な者等への気配り ・その他歩行者等に対する気配り		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	・道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。	・坂道での運転 ・カーブでの運転 ・対向車との行き違いの仕方 ・他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ・段差のある道路での運転 ・踏切での運転 ・追い越し方、追い越され方 ・渋滞時の運転		道路	普通
	7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場所の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
	8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
	9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
	10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、		道路	二種

		き、安全な速度と方法で転回できる。	転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換			
	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

（２）学科教習 合計５時限

第１段階

課程	項目名	内 容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第２段階

課程	項目	内 容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運転行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
 - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
 - ・「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第32条の 8 第 2 号
処 分 の 概 要：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 3 項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第1条第1項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第1条第2項（同条第3項、第6項及び第8項において準用する場合

を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オート

マチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。）又はMT車（AT車以外の自動車をいう。以下同じ。）の別は問わない。）でなければならないものとする。また、別表の（１）技能教習第１段階の項目１「技能録画教習①」及び同第２段階の項目１４「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車（個々の障害に応じた持ち込み車両）を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等（規則第１条第２項第３号ハ及び第４項第３号ハ）

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備（年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。）が備えられていないものとする。

（４）教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第１条第２項第４号及び第４項第４号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基づいて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の５に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等（大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。）の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして１種類作成されていれば足りる。

３ 指定の申請等

（１）指定の申請

指定の申請に際しては、規則第２条第１項に規定する指定申請書のほか、同条第２項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ１部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の５、第31条の６、第35条若しくは第36条又は規則第２条第２項若しくは第４条の規定により既に当該書類

を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口にご相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数（普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。）に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

（３）教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（ＡＴ車又はＭＴ車の別は問わない。）を使用すること。

（４）教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね９か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

（５）教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第１段階の項目１「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第１段階

最初に技能教習項目１「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目１「性格と運転の概説」、学科教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第１段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第２段階の教習を行うこと。

ウ 第２段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目２「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目３「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目１「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第２段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を

修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行うものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めることとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留

意すること。

別表

(1) 技能教習 合計31時限

第1段階 (11時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢 課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経 験 課 程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変更 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過		コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方		コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方		コース	普通
	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行 ・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方		コース	普通
	10 踏切の通過	・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	・一時停止の仕方 ・安全確認と通過の仕方 ・踏切内で故障した場合等の措置		コース	普通

	11 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		コース	二種
	12 教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）		1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内 容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	・交通の流れへの入り方 ・交通の流れに合わせた速度の選び方 ・速度に合わせた車間距離のとり方 ・適切な通行位置	14	道路	普通
	2 進路変更	・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	・障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ・右左折に伴う進路変更の仕方		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	・信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	・信号の読みとりと対応の仕方 ・標識・標示等の読みとりと対応の仕方		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行		道路	普通
	5 歩行者等の保護	・歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	・歩行者等の動きの読みとり方 ・歩行者等の側方通過の仕方 ・横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ・横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ・身体の不自由な者等への気配り ・その他歩行者等に対する気配り		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	・道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。	・坂道での運転 ・カーブでの運転 ・対向車との行き違いの仕方 ・他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ・段差のある道路での運転 ・踏切での運転 ・追い越し方、追い越され方 ・渋滞時の運転		道路	普通
	7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場所の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
	8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
	9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
	10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、		道路	二種

		き、安全な速度と方法で転回できる。	転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換			
	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

（２）学科教習 合計５時限

第１段階

課程	項目名	内 容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第２段階

課程	項目	内 容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運転行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
 - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
 - ・「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第33条の 5 の 3 第 1 項第 1 号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項（指定の基準等）
審 査 基 準：大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 － 2 7 4 － 2 0 0 0）
備 考：

凡例

- | | | | |
|---|--------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「届出規則」 | ……… | 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
（平成6年国家公安委員会規則第1号） |

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第1条第1項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第1号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第2条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第2号）を交付する（届出規則第3条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする（全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（1年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

エ 準中型免許に係る特定指導員

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第14号。以下「改正届出規則」という。）附則第7項の規定により届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るもの

及び届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者とみなされる者を特定指導員として選任している特定届出教習所を管理する者が、これらの者に準中型免許に係る教習の課程に従事させようとするときは、改正届出規則附則第11項で定めるところにより公安委員会が指定する研修を受けさせなければならないことから、当該研修に係る修了証の交付を受けている者であることについて、管理者において所要の確認を行わせること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

なお、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（応急用ブレーキ等）を備えたものに限ること。

- (ア) 大型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の大型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号）。
- (イ) 中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の中型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号及び第3項第2号）。
- (ウ) 準中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の準中型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号、第3項第2号及び第4項第2号）。
また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該準中型自動車のサイドミラーに取り付ける特定後写鏡等を使用させること。
- (エ) 普通自動車については、普通車の乗用車とさせること。ただし、AT限定普通免許を受けようとする者に対しては、AT車とさせること。また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該普通車の乗用車の車室内において特定後写鏡等を使用させること。

イ コース

(ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の2分の1以上に相当する部分が、

簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

(イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

(ウ) スキッドコース、スキッド教習車コース

届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表に規定する「凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備」は、スキッドコース又はスキッド教習車による教習（以下「スキッド教習」という。）をいい、その基準は次によること。

a スキッドコース

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路(m)	
		長 さ	幅
普通車専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5以上
普通車・準中型車・中型車・大型車 併 用 コ ー ス		50以上	15以上
準中型車専用コース		40以上	15以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上

(a) スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。

(b) コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

b スキッド教習車コース

スキッド教習車は、凍結路面の走行の教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添第1のとおりとする。

なお、その他の基準については、次のとおりとする。

内 容	基 準
走 行 速 度	40km/h以上
設 定 μ 値	0.2 μ 以下

また、安全地帯はスキッドコース同様、コースの周囲に適宜設けること。

c 留意事項

スキッド教習は、届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースの設置場所が、周囲の人だかり等の状況を勘案して、教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。

イ 教習所への入所等の確認事項等

大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る教習を受けようとする者に対しては、あらかじめ当該教習に用いる自動車を運転することができる仮免許又は第一種免許を受けているかどうかを確認させること。

ウ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

エ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。
- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないとき

は、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

オ 道路における教習コースの届出

路上教習のためのコースについては、路上教習を行う区域（面）としてあらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。

その際、曜日、時間帯等により、教習車両が通行するについて道路交通の安全と円滑等に支障がある場合については、教習を制限する路線、区域等として承認の対象から除外すること。

カ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとしないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第7条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数
- ・ その他公安委員会が必要と認める事項

を、また、「随時報告」として、

- ・ 特定教習中の交通事故報告
- ・ 教習所職員の交通事故報告
- ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告

を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定

に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他の報告又は資料の提出

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実の疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

(7) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までの各号に掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき。

(イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき。

(ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき。

エ 報告又は資料の提出の方法

ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に適當するかどうか等について確認し、その結果、不適當と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

- (ア) 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。
- (イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。

なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第6条の2）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。

2 大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る特定教習の実施要領

(1) 大型免許及び中型免許に係る特定教習の指導要領

大型免許及び中型免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型免許及び中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型免許に係る特定教習を「大型車教習」、中型免許に係る特定教習を「中型車教習」という。）の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第2「大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第7「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

大型車教習は、届出規則第1条第2項第1号に定める大型免許に係る特定指導員に、中型車教習にあつては、届出規則第1条第3項第1号に定める中型免許に係る特定指導員（以下「大型車等特定指導員」という。）に行わせること。

ウ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に大型車等特定指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

エ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させること。
- b 大型車教習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得する教習については、中型車又は準中型車を使用して行うことができる。
- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の3か所に積荷を置

き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。

- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させること。
- e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせること。

(イ) 教習項目2「危険を予測した運転」

- a 観察教習（他人の運転を観察させることによる教習。以下同じ。）及びコメンタリードライビング（教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習。以下同じ。）により行わせること。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、特定指導員1人が、同時に3人以内の教習生に対し教習（以下「集団教習」という。）を行うことができるものとする。

- b 本教習を1時限行った後、引き続き教習項目3「危険予測ディスカッション」（1時限）を行う方法により、2時限連続して行わせること。
 - c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。
 - d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
- (a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - (b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

- e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

(ウ) 教習項目3「危険予測ディスカッション」

- a 本教習は、教習項目2「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせること。
- b 大型車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導すること。
また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させること。
- c 本教習における大型車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目2「危険を予測した運転」における大型車等特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせること。

オ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

- a 原則として、日没後、道路において行うこと。
- b ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。
 - (a) 運転シミュレーターを使用して行う場合
 - (b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）。
- c a、bにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。

- (a) 日没に近接した時間に行うもの
- (b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）
- (c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

d 留意事項

- (a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
- (b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

- (c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(b) スキッド教習によるもの

(c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き前記aの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。

d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。

e 大型車教習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型車教習にあつては中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること（届出規則第1条第2項第3号の表及び第3項第3号の表）。

カ 「大型免許及び中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

(ア) 教習方法

講義に係る教習を1時限以上実施した後、できるだけ引き続き実技に係る教習を2時限以上実施する。ただし、やむを得ず分割して行う場合は、講義に係る教習を行った後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を2時限連続して行う。

また、講義方式を終了後、実技方式を実施中に急病等により実技方式を履修できなかった場合は、実技方式（2時限以上）を再履修させること。

(イ) 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおおむね10人以下とする。

(ウ) 模擬人体装置を使用する内容及び数

模擬人体装置を使用する内容は、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸とし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生４人に対して大人全身２体（大人全身１体及び大人半身１体でも可。）とする。

(エ) 模擬人体装置の基準

模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置という。以下同じ。）は、別添第７「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第１条第２項第３号又は第３項第３号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第２欄の１）を有し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用させること。

a 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(a) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- ① 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- ② 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(b) 気道確保

- ① 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- ② 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(c) 人工呼吸

- ① 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- ② 呼気が逆流しない構造であること。
- ③ 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

b 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(オ) 合同教習の方法

本教習は、大型車教習、中型車教習、準中型免許に係る教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した準中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「準中型車教習」という。）、普通免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通車教習」という。）、大型二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「大型二輪車教習」という。）及び普通二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通二輪車教習」という。）を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型車等特定指導員、届出規則第1条第4項第1号に定める準中型免許に係る特定指導員（以下「準中型車特定指導員」という。）、届出規則第1条第5項第1号に定める普通免許に係る特定指導員（以下「普通車特定指導員」という。）、同条第6項第1号に定める大型二輪免許に係る特定指導員（以下「大型二輪車特定指導員」という。）又は同条第7項第1号に定める普通二輪免許に係る特定指導員（以下「普通二輪車特定指導員」という。）であって、かつ、公安委員会が第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせること。

(カ) 指導員の要件

届出規則第1条第2項第3号及び第3項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

- a 第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
 - b 公安委員会が応急救護処置の指導に関し a に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
- のいずれかに該当する者とする。

(キ) 免除対象者

次のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許に係る応急救護処置教習を行わないことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号

の表の備考第10号及び第3項第3号の表の備考第10号)。

- a 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者
- b 医師である者
- c 法定の規定による免許（医師免許を除く。）で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者
 - ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
 - ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
 - ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、(キ)に掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の備考欄に免除と朱書させる。

(ク) 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させる。

- a 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- b 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用し実施させること。

- c 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- d 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- e 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

(2) 準中型免許に係る特定教習の指導要領

準中型車教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第3「準中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第7「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

なお、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、ワイドミラー及び補助ミラーの取り付け方法及び使用方法についての指導を行わせる。

イ 指導員の要件

本教習は、準中型車特定指導員に行わせる。

ウ 複数教習等

- (ア) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配慮させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

- (イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲

げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。

また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせない。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させる。
- b 準中型車を使用して行わせる。
- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、車軸の上の1か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させる。
- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させる。
- e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせる。

(イ) 教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」

- a 観察教習及びコメンタリードライビングにより行わせる。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配意させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。

- b 本教習を1時限行った後、引き続き教習項目4「危険予測ディスカッシ

ョン（貨物自動車）」（１時限）を行う方法により、２時限連続して行わせる。

c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目４「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。

d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。

(a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

(b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。

e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

(ウ) 教習項目３「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」

a 本教習については、道路における教習生の実車教習を１時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における準中型車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。

b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

c 準中型車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場

合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報から起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車（以下「特定教習普通自動車」という。）に取り付けることのないよう指導する。

d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目 5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。

e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(エ) 教習項目 4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」

a 本教習は、教習項目 2「危険を予測した運転（貨物自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。

b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目 2「危険を予測した運転（貨物自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。

d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(オ) 教習項目 5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」

a 本教習は、教習項目 3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。

b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

- c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目 3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目 3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行うこと及び別添第 6 に掲げる事項について教習を行う必要があることから、準中型車特定指導員 1 人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

- a 原則として、日没後、道路において行う。
- b ただし、次のいずれかの方法による場合は、a による教習を行わなくてもよいものとする。
 - (a) 運転シミュレーターを使用して行う場合
 - (b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き a による教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）。
- c a、b により教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。
 - (a) 日没に近接した時間に行うもの
 - (b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続

き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）

- (c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

d 留意事項

- (a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
- (b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

- (c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

- e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

- f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

- a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

- b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

- (a) 運転シミュレーターを使用して行うもの

- (b) スキッド教習によるもの
- (c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き前記 a の方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。
- d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせること。
- e 準中型自動車又は普通自動車を使用する（届出規則第 1 条第 4 項第 3 号の表）。

キ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1 「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目 2 「高速道路での運転」の教習に先立って実施させる。

(イ) 教習項目 2 「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

また、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。

c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。

d 本教習における実車教習は、普通自動車を用いて行わせる。

e 教習生1人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。

なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。

f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。

(a) 通行止めの交通規制が実施されている場合

(b) 交通規制や交通渋滞により安全、円滑な教習が実施できないと認められる場合

(c) 特定教習普通自動車に異常が認められる場合

g 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。

(a) 悪天候等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合

(b) 出発時には異常ないが、教習中に悪天候等により安全、円滑な教習が実施できない蓋然性が高いと認められる場合

(c) 教習生が極度に緊張している場合

h 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより行わせることができるものとする。

(a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合

(b) f 又は g により自動車による教習を行わない場合

(c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合

i 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生1人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

ク 「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの

例による。

(3) 普通免許に係る特定教習の指導要領

普通免許に係る特定教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

本教習は、別添第5「普通免許に係る教習カリキュラム」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第7「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

本教習は、普通車特定指導員に行わせること。

ウ 複数教習等

- (ア) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配慮させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

- (イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。

ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、

3 時限連続した教習を行うことができるものとする。))。

オ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1 「危険を予測した運転」

- a 本教習については、道路における教習生の実車教習を 1 時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における普通車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。

- b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

- c 普通車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報から起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車に取り付けることのないよう指導する。

- d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目 2 「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。

- e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(イ) 教習項目 2 「危険予測ディスカッション」

- a 本教習は、教習項目 1 「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせる。

- b 普通車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

- c 本教習における普通車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目 1「危険を予測した運転」における普通車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目 1「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行い、及び別添第 6 に掲げる事項について教習を行う必要があることから、普通車特定指導員 1 人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目 2「高速道路での運転」の教習に先立って実施させる。

(イ) 教習項目 2「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

また、できる限り複数の教習コースを設定させ、教習を行う際は、交通規制や交通混雑の状況等を踏まえて、最も当該教習の効果が高いと認められる教習コースを選択させること。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は 60 キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。
- c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路

において行わせる。

- d 教習生 1 人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。

なお、50キロメートル毎時以下の交通規制が実施されている状況で走行する場合には、教習指導員から高速走行時の留意点を補足説明させること。

- e 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。

(a) 通行止めの交通規制が実施されている場合

(b) 交通規制や交通渋滞により安全、円滑な教習が実施できないと認められる場合

(c) 特定教習普通自動車に異常が認められる場合

- f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。

(a) 悪天候等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合

(b) 出発時には異常ないが、教習中に悪天等等により安全、円滑な教習が実施できない蓋然性が高いと認められる場合

(c) 教習生が極度に緊張している場合

- g 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより行わせることができるものとする。

(a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合

(b) e 又は f により自動車による教習を行わない場合

(c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合

- h 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生 1 人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

キ 「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

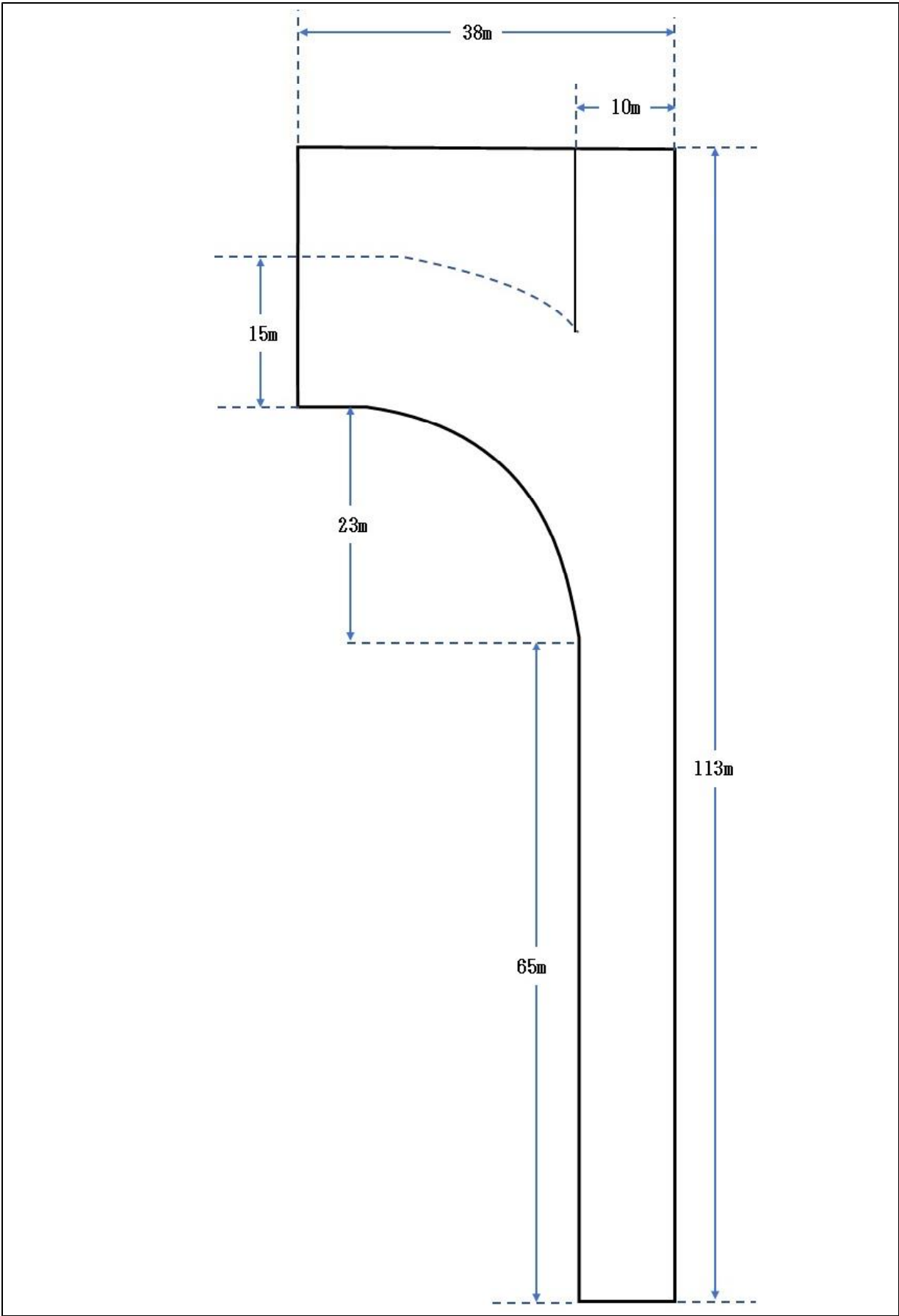
「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2 (1) カの例による。

なお、2 (1) カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち

「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に大型二輪免許又は普通二輪免許を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

別添第 1

スキッド教習車コース



別添第 2

大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム

事 項	区 分	教習項目	教 習 細 目	指 導 内 容	時 限
危 険 予 測 教 習	技 能 教 習	1 貨物自動車の特 性を理解 した運転	(1) 運転操作が貨物に与 える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防 止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与 える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与 える影響及び荷重が運 転操作に与える影響を 理解させ、これを念頭 においた適切な速度と 滑らかな運転ができる 能力を養わせる。	1 時 限 以 上
		2 危険を 予測した 運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転 行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に 応じた速度による運転の 仕方	○ 大型自動車又は中型 自動車に係る他の交通 とのかかわりにおける 危険性を的確に予測し、 危険を回避する能力を 養わせる。	1 時 限 以 上
	学 科 教 習	3 危険予 測ディス カッショ ン	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転 行動	○ 実車走行を踏まえて、 細目ごとに指導員の助 言及び教習生の意見交 換を行い、危険予測能 力の定着を図る。	1 時 限 以 上
悪 条 件 下 教 習	技 能 教 習	1 夜間の 運転	(1) 夜間における運転視界 の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通 に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕 方	○ 夜間対向車の灯火に より眩惑されることそ の他交通の状況を視覚 により認知することが 困難になることを理解 させ、そのような状況 下における視界確保の 方法や安全な運動能力 を養わせる。	1 時 限
		2 悪条件 下での運 転	(1) 積雪、凍結道路の運転 の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で 視界不良の場合の運転の 仕方 (3) 豪雨、強風下での運転 の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面 等の悪条件下で、適切 に対応できる能力及び 安全に運転することが できる限界を見極め、 時には運転を中止する という判断能力を養う。	以 上
合 計 4 時 限 以 上					

別添第 3

準中型免許に係る教習カリキュラム

事 項	区 分	教習項目	教 習 細 目	指 導 内 容	時 限
	技 能 教 育	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1 時 限 以 上
		2 危険を予測した運転（貨物自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険を回避する能力を養わせる。	1 時 限 以 上
		3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないでする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1 時 限 以 上
	学 科 教 育	4 危険予測ディスカッション（貨物自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1 時 限 以 上
		5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件の	1 時 限 以 上

				教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。 また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼する。 ・ 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 ・ 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 ・ その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 ・ 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、聴覚障害者標識の意義等）	
悪条件下教習	技能教習	1 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運動能力を養わせる。	1 時 限 以 上
		2 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することが	

			仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	できる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養う。	
高速道路 教習	学科 教習	1 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車線での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路は、一般道路とは異なる注意が必要であることを強調するとともに、走行するに当たって最小限度とされる知識を理解させる。	1 時 限 以 上
	技能 教習	2 高速道路での運転	(1) 高速走行前の車両点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1 時 限 以 上
合 計 8 時 限 以 上					

※ 現に普通免許を受けている者に対しては、危険予測教習のうち「3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）」及び「5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」並びに高速道路教習を行わないこととする。

別添第 4

大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「貨物自動車の特性を理解した運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	○ 貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができるよう指導する。 ○ 運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができるよう指導する。	○ 荷台の前部、後部及び車軸の上の 3 か所に積荷を置く（準中型車にあっては後輪の軸上の 1 か所）。 ○ 周回コースなどの場内コースを利用して R（10m、20m、30m 等）が異なるカーブを走行し、積荷の動きを観察させる。 ○ 1 つのコーナーを走行するごとにタイヤの位置を確認させる。 速度は、20km/h、30km/h 等で行う。 ・ 「運転操作が貨物に与える影響を理解した運転」で確認した 3 か所の積荷の位置のうち、積荷の移動量が最も大きかった位置（準中型車にあっては後輪の軸上）に積荷を 1 つ置き、当該積荷が動かないように運転させる。 ○ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G 以下で滑らかな速度調節ができるよう指導する。 ○ 直線部分はできるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。	・ 貨物の確認は、積載の状況に応じ適宜ミラー等により行うよう留意させる。 ・ 運転操作が貨物に与える影響を客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるように荷台にタイヤ等を積載して行う。 場内コースで十分な速度が出せず、積荷の移動が見られない場合は、コンクリートブロックや砂袋を入れたコンテナ容器などを使用し、視覚を通じて積荷の移動を確認できるようにする。 ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。 ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認させる。
② 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転		○ 貨物輸送に配慮した運転ができるよう発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が 0.3G 以下で滑らかにできるように指導する。 ○ それぞれの行為の際に、貨物の荷崩れ、転落防止が適切になされるよう指導を行う。	
③ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転		○ 荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うことを理解させるとともに、発進時における動力の伝達方法の違いを理解させる。 ○ 積荷（教習に使用する車両の最大積載量の 50% 程度）を荷台の後軸上に	

		置いた場合について、それぞれの運転操作を体験する。 ○ 周回コースなどの場内コースを利用してR（10m、20m、30m等）が異なるカーブを走行し、ハンドルやブレーキの効き具合を体験する。 ・ コーナーを走行するごとに、ハンドルの操作（切り方・戻し方）を体験させる。 速度は、20km/h、30km/h等で行う。	
--	--	--	--

2 教習項目2「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 危険要因の捉え方	○ 危険要因の捉え方を修得する。 ・ 情報を早く捉える(時機)。 ・ 情報を広く捉える(範囲)。 ・ 情報を取捨選択する(選択)。 ・ 情報を深く捉える(深さ)。	○ 絶えず変化する運転場面から、自分に関する危険要因の認知の仕方を解説指導する。 また、貨物輸送中はハンドル操作やブレーキ操作などの運転操作が制限される(急ハンドル、急ブレーキは、荷崩れに直結する)ことを念頭に置き、余裕を持った早めの運転操作を実現するために、より早く、より多く、より確実な危険要因の入手を指導する。 ・ まず、指導員自らコメンタリードライビングにより模範運転を示すことにより、運転中の視点のとり方等を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる(情報は広範囲にとらせることが重要である。) ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在・潜在)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。	・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点を置くことが必要である。しかし、あまり遠くに視点を置くと情報入手が危険環境の変化に対応できない場合があることに注意すること。 - また、走行位置、車間距離等によって、危険要因の情報がとりにくくなることにも留意させること。 ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。 ・ 危険要因を注視し過ぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き、速やかに判断できるよう留意する。
② 起こりうる危険の予測	○ 危険要因に対する予測の仕方を修得する。 ・ 顕在的危険を予測する。	・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。 ・ 目に見える危険要因については、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)が次にどのような行動にでるか予測させる。 ・ 貨物輸送時は、急な運転操作が荷崩れ等の原因となることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば安全に輸送できるか	・ これまでの個癖にとらわれた予測を払拭し、どのような予測をするのか個々具体的に指導する。 ・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がけさせること。 ・ 相手が異常な行動はとらないという「だろう運転」は厳に慎み、予測しない行動にでる「かもしれない運転」に徹することを強調すること。

	潜在的危険を予測する。	を考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。 - 目に見えない危険要因（見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角）から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 - 現に目に見えているが未だ危険要因とはなっていないものについても、そのものの行動いかんによっては危険要因となるものもあることを認識させ、その予測をさせる。	大型自動車は、前方の死角は少ないものの、自車の側方並びに後方は普通自動車に比べて死角が多いことを認識させる（特に右左折時の巻き込みに注意させる。）。
③ 危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。 - 危険に備えた速度にする。 - 適切な走行位置をとる。 - 安全な空間をとる。	○ 危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。 - 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 また、大型自動車は普通自動車に比べてブレーキの利きが遅く、それは荷重がかかった状況下においては特に顕著に現れることからブレーキの構えなど「構え運転」の必要性を認識させる。 - 危険の少ない走行位置を選ばせる。 - 危険対象者に対する安全な空間のとり方を解説指導する。 - 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。 - 速度や路面の状態に応じて停止距離と危険	- 大型自動車は、普通自動車に比べて車幅が広いことを認識させる。 また、サイドミラーはオーバーハングであることが多いため、このミラーの幅も念頭においた走行位置を確保させる。 - 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 - 大型自動車は、普通自動車と比べ、回避行動を大きくとる必要があることから、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 - 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 - 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 - 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 - 後車を観察させ、後車との安全な空間を感じとらせる。 - 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。 - 後続車両の追突を避けるため早めのブレーキングに留意させる。 - 走行中に運転のスムーズさを客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるように加速度計、皿に乗せたボール、ティッシュの箱等を使用して

④ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方		範囲が広がり変化することを理解させる。 ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わることを理解させる。 ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。 ・ 結果を推測して、安全空間を常に確保することを強調する。 ・ 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。 ・ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G以下で滑らかな速度調節ができるように指導する。 ・ 直線部分は、できるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面の状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。 ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。 ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認する。	行う。
----------------------------------	--	--	------------

3 教習項目3「夜間の運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 夜間における運転視界の確保の仕方	○ 夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動を指導する。	○ 貨物自動車の運転者は、昼夜を問わず輸送業務に就かねばならないことから、夜間運転についてその危険予測も含めた教習を行わせる。 ○ 夜間教習の際は、あらかじめ夜間路上教習コースを設定し、繁華街、住宅地、見通しの悪い交差点など課題を決めておき、夜間の特性を指導する。 ・ 実車による夜間の運転を体験させる。 ・ 夜間教習例 ア 運転シミュレーターと夜間実車教習 イ 場内教習と夜間実車教習 ウ 暗室による夜間体験と夜間実車教習	・ 実車による教習は、日没後に限る。 ・ 運転シミュレーター、場内教習及び暗室と実車教習への移動時間の短いものに限る。こゝとし、運転シミュレーター及び暗室による教習について複数の教習生による教習を可とする。 また、この場合における暗室及び場内走行は蒸発現象、眩惑等の体験とする。 ・ 日没後の教習が困難な地域・期間に限定して、運転シミュレーター又は暗室と場内教習の組合せを可とする。 また、この場合における場内走行は、色つきゴーグル等による薄暮体験走行とする。
② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方		○ 夜間事故の特徴に特に留意した教習を行わせる。 ・ 視界をできるだけ確保するよう配慮する（前照灯の照射範囲により、走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）により、視界の差がある。）。 ・ 歩行者など他の交通の色彩により、認識の難易度が異なる（具体的な事例に即して、その差を認識させるとともに早期発見の必要性を認識させる。）。 ・ 対向車の前照灯により、道路の右方向からの横断者などの発見が遅れやすい。（同上）	・ コース内や他の交通の妨げとならない場所などで前照灯の上向きと下向きの照射範囲の差を実感させる。 ・ 前照灯の役割の一つに、自車を他の交通に認識させる役割があるので、早めの点灯が必要なことも理解させる。
③ 夜間における運転の仕方		○ タイミングの良い前照灯の切替え操作を行わせる。 ・ すれ違い時の前照灯の上下の切替えの必要性和ともに、タイミング良く行うことが安全運転上必要なことを認識させる（すれ違う前は下向きにし、すれ違ったらなるべく素早く上向きとして視界を確保する。）。 ・ 追従の場合の前照灯の操作（下向きにさせる）曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など（上下の切替えにより、他の交通の注意を喚起するなど。）。	・ 市街地などでは、前照灯を下向きにしたまま走行した方が良いことも認識させる。 ・ 夜間においては、車両の尾灯点灯による距離感と同じ距離であっても尾灯の大きさや高さ・明るさ等により距離が異なって見える場合があることを理解させる。 ・ 中央分離帯のある道路は教習効果が薄いので可能な限り避ける。 ・ 薄暮時に事故が集中することから、なぜ危険なのか、どのような状況が危険なのかなど、色付きゴーグル又はサングラス等を活用して体験させることも効果的である。

4 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 積雪、凍結道路の運転の仕方	○ 個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応要領を学習する。	○ 悪条件下の運転は、荷物の転落や荷崩れの危険性があるので、どの程度以上になると運転が危険であるかを判断し、運転を中止し、荷物の安全確保を優先することを強調する。	・ 運転シミュレーター教習及びスキッド教習による場合は複数の教習生による教習を可とする。 ・ 実車と運転シミュレーターの併用を可とする（ただし、移動時間の短い場合に限る。）。 ・ スキッド教習と運転シミュレーター教習の併用は不可。
		○ 積雪・凍結路の運転 ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など）。 ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。）。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場所は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。	・ 積荷を想定し、制動は0.3 G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビル陰、橋上など部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 降雪が激しい時などの場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する（前照灯の前面へ雪の付着を防止し照度を確保するため。）。 ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。
② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方		○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる（視界の確保と自車の存在を示す。）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。	
③ 豪雨、強風下での運転の仕方		○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転 ・ ワイパーによる視界の確保。 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる（視界の確保と自車の存在を示す。）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な	

④ 道路冠水の場合の措置	速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ○ 強風下での運転 ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる（特に影響を受けやすい、橋梁の上、切り通し、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。） ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。 ○ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる（必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。）。 ○ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常が無いか確認する。	・ 大型トラックは特に横風の影響が大きいことに留意させる。 ・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。（マフラーの水没等）
⑤ スキッド教習	○ スキッド教習 ・ この教習は、ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性に対する認識を持つことに重点があることを強調する。 ○ スキッド路面でのブレーキ ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行うとともに、ハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね、40 km/h）。 ・ 走行速度を下げ（概ね30 km/h）、ハンドル操作による障害物の回避を行う。 ・ 上記の教習を数回繰り返し行う。 ○ スキッド路面でのハンドル操作 ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね40 km/h）。 ・ 速度を下げ（概ね30 km/h）、ハンドル操作による障害物を回避する。 ・ 微調整によるブレーキ	・ ABS装着車両とABS未装着車両の違いを理解させる。

		(ノンロック)やポンピングブレーキによる制動をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う(概ね40 km/h)。 ○ 減速の必要性(まとめ) ・ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛け方をまとめる。(滑りやすい道路では、テクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。又、ABS装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。)	・ スキッド教習は、悪条件下での運転の一部であることから、他の悪条件下の運転についても口頭で説明をする(特定の悪条件のみ実車体験する場合も同様。)
--	--	--	---

別添第 5

普通免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教 習 細 目	指 導 内 容	時 限
危険予測教習	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないで する運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1 時 限 以 上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。 また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項に	1 時 限 以 上

				ついて、警察への連絡を依頼する。 - 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 - 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 - その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 - 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡の意義、聴覚障害者標識の意義等）	
高速道路	学科	1 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車線での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路は、一般道路とは異なる注意が必要であることを強調するとともに、走行するに当たって最小限度とされる知識を理解させる。	1 時 限 以 上
	技	2 高速道路での運	(1) 高速走行前の車両点検の仕方	○ 高速道路における実車走行により、安全か	1 時

教 習	能 教 習	転	(2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	つ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	限 以 上
合 計 4 時 限 以 上					

別添第 6

「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」

教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

2 指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 危険要因のとらえ方	○ 交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険を予測した運転		・ コースにおいて実施すること。
② 起こりうる危険の予測	① 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能を習得する。		・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させて差し支えない。
③ より危険の少ない運転行動の選び方	ア 緊急自動車の優先を理解させる。	・ 緊急自動車の優先通行及び後方から緊急自動車が進行してきた場合の避譲措置要領について質問し、理解しているかの確認を行う。	・ 教習車両のリアトランクに赤色回転灯等を設置し、走行中に随時点灯できるようにすること(準中型車にあつては、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認することができるようになること。)
	イ 後方から接近してくる緊急自動車の認知と避譲措置の仕方		・ 交差点又はその付近では、交差点を避けて道路の左側に寄せて(一方通行の道路で左側に寄るとかえって緊急自動車の妨げになるときは、右側に寄せて)一時停止しなければならないことを理解させる。
			・ 交差点及びその付近以外では、道路の左側に寄せて(一方通行の道路で左側によると緊急自動車の進行の妨げになるときは右側に寄せて)進路を譲らなければならないことを理解させる。
			・ 説明資料等により、次の事項を説明する。 ・ リアトランク赤色回転灯等の確認 ・ 赤色回転灯等を緊急自動車の赤色回転灯(緊急走行)

		とみなし、走行中に点灯したら避譲措置をとる。 ・ カーブでの走行時には赤色回転灯等は点灯しない。
・ 交差点又はその付近以外の場合	・ 周回コースを走行中、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。 ・ 赤色回転灯等を確認した後、道路の左側に寄せて進路を譲らせる。	・ 点灯させる場所を配慮すること。 ・ 赤色回転灯等の点灯に気がつかなかった場合、どの程度の距離（時間）気がつかずに走行していたのかを具体的に説明し、その場合周囲へ与える影響について考えさせる。
・ 交差点又はその付近の場合	・ 幹線道路の信号機のある交差点の手前及び直近において、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。 ・ アンプ点灯を確認した後、道路の左側に寄せて一時停止させる。 ・ 赤色回転灯等が点灯している間は、緊急自動車の接近中にとらえさせ、消えたら周囲の安全を確認させて発進させる。	・ 赤色回転灯等を点灯していても、サイレンをならしていなければ避譲措置をとる必要がない場合があるので、周囲の交通状況に注意しなければならないことを説明すること。 ・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、後退時に外輪差のため縁石等に接触したことを認知することについて教習するときは、教習生に補聴器を使用させないこと。 ・ 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。
② 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能 ア 前進で交差点に進入する。		
・ 交差点の直前まで前進す	・ ゆっくり前進させ、車体のボンネット部分が主	・ いきなり前進することは、主道路を通行する車両に危険

	る。 - 他車が確認できるまで前進する。 イ 後退で交差点に進入する。 - 交差道路の状況を読み取る。 - 速度を調節しながら、交差点に徐々に接近する。 - 進行可否の判断をする。 - 後方の安全確認と後退を行う。	道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどれくらい進入しているかを降車させて確認させる。 - 更に前進させ、主道路延長上の通行車両に想定した目標物(パイロン等)が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどれくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。 - いきなり後退するのではなく、交差点の大きさや形状、通行車両の多寡等交差点とその付近の状況を把握させる。 - 自車から後方の交通状況が確認できないことを考慮し、徐々に後退させる。 - 周囲の状況と主道路を走行してくる車両の情報から進行可否を判断させる。 - その場から主道路に向け、後続車や歩行者の有無を確認させながら、徐々に後退させる。	性を与えると同時に、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり前進することの重要性を強調する。 - 主道路を通行する車両が警音器を吹鳴することにより進行車両が前進を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを理解させる。 - 主道路を通行する車両の立場から見たときに感じる危険性について質問等をし、このような場面で警音器を吹鳴される可能性についても理解させる。 - 実際の交通の場において、左折したが、道路前方が工事中のために後退して主道路に戻らなければならないような事態があることを説明し、理解させる。 - このような危険場面における走行をしないためにどのような工夫（事前の経路設計の大切さ、見通しの悪い交差点の通行をできるだけ避けるなど）が必要かを考えさせ、理解させる。 - 速度の調節に注意させる。 - 危険性を認識させる。 - 後退方向のみの確認にならないよう周囲を広く確認させる。
--	--	--	---

	・ 後退時において外輪差のため縁石等に触れたことを認知する。	・ 後退時に生じる外輪差（オーバーハングを含む）による接触の可能性について説明し、主道路の交通に対しての確認だけでなく周囲をまんべんなく確認させる。	・ 車両右前方に対する安全確認を怠っていた場合には指摘する。 ・ パイロン等を設置し、又は縁石等を利用するなどして、これらに接触してもその接触音を聞き取れないことから気付かないことがあることを理解させるため、外輪差を体験させ、車にかかる抵抗や振動を感じさせる。 ・ パイロン等は接触した場合でも安全なものを用いること。 ・ いきなり後退することは、主道路を通行する車両に危険性を与えるとともに、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり後退することの重要性を強調する。 ・ 主道路を通行する車両が警告音を吹鳴することにより後退車両が後退を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを説明し、理解させる。 ・ 主道路を通行する車両の立場から見た時に感じる危険性について質問等し、このような場面で警告音を吹鳴される可能性についても理解させる。 ・ 前進と後退の違いを理解させ、狭い脇道から後退により主道路へ進行することの危険性を認識させ、このような運転は努めて行わないよう指導する。 ・ 準中型車の特定教習において準中型車を使用して後退時の実技を実施する場合は、普通車における後退時の実技を省略することができるものとする。 ・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させて
	・ 車体が半分ほど主道路に進出するまで後退する。	・ 再度、元の位置に戻り、ゆっくりと後退させ、車体が半分ほど主道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどのくらい進入しているかを降車させて確認させる。	
	・ 他車が視認できるまで後退する。	・ 更に後退させ、主道路延長上の他の車両を模した自動車その他の物が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどのくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。	
	・ 前進と後退の違いを理解する。		
③	「警笛鳴らせ」又は「警		

	笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能を習得する。	も差し支えない。ただし、警音器の吹鳴について教習をするときは、教習生に補聴器を使用させないこと。 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されているカーブにおいて、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するように設置して行うこと。 - 対向車を模したパイロン等を設置する場合には、他の教習車両の走行状況に配慮し、危険性がない状態のときに行うこと。
ア 「警笛鳴らせ」の標識の意味を理解する。	「警笛鳴らせ」の標識の意味について質問し、理解しているかの確認を行う。	- 吹鳴することが義務づけられていることを理解させる。 - どのような場所が指定されているかも説明する。 - 標識が設置されている場所は、徐行しなければならない場所でもあることを説明し、理解させる。
イ 警音器の操作の仕方をつかむ。	停止した状態で警音器のスイッチを押させ、確実に吹鳴させる。	聴覚障害者の場合、警音器が吹鳴しているか否かの判断が自身でできないことから、確実に吹鳴させられなかったり、手などが触れ鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性についても説明する。
ウ 見通しの悪い道路状況で情報をとる。	- 前方状況の把握をさせる。 - a 先行車の有無 - b コーナーの曲がり具合（形状） - c 対向車の有無	- 次の各状況における危険性について考えさせる。 - a 先行車がいた場合 - b 急カーブの場合の危険性 - c 対向車がいた場合
エ 標識の読み取りと走行の仕方	「警笛鳴らせ」の規制標識を早めに認知させる。 - 徐行させる。 - 標識に従い警音器を吹鳴させた走行の仕方習得させる。	- 確実に吹鳴できたかその都度指導員が判定する。 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識は、どのような場所に設置されている標識なのか、また、どの

	オ 危険回避の 仕方	- 幅員が狭いことなどから、対向車が自車の車線にはみ出して通行してくる危険性を理解させ、十分に減速して走行させるとともに一時停止に備えさせる。 - カーブ走行中に対向車を模したパイロン等を発見した場合には一時停止させる。	ような注意が必要なのか考えさせる。 - 確実に警音器を吹鳴することで、自車の存在を他車に知らせることができ、他車にとっても周囲の状況を把握するために重要なことを理解させる。 - 警音器の使用は他車にとっても存在を知らせるものであり、警音器を鳴らして走行してくる対向車が対向車線からはみ出して進行してきた場合、正面衝突の危険に対する備えが必要なことを強調する。
--	---------------	---	---

別添第 7

第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教 習 細 目	教 習 内 容	時 限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1 時 限 以 上
		2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
	実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2 時 限 以 上
		6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識）	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	
			(2) 負傷者の移動		
			(3) 負傷者の観察（呼吸）	○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。	
			(4) 体位管理	○ 回復体位を重点的に指導する。	
			(5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）	○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。	
			(6) 気道確保	○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。	
			(7) 人工呼吸	○ 成人の場合を重点的に指導する。	
				○ 口対口で、息を約1秒	

			かけて 2 回吹き込ませる。 (8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環） (9) 気道異物除去 (10) 止血法	○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を 1 分間に 100～120 回のテンポで 30 回と人工呼吸 2 回を 1 サイクルとして、5 サイクル連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。
	7	まとめ	訓練の継続の実行と大切さ	
合 計 3 時 限 以 上				

別記様式第 1

特 定 教 習 原 簿 〔 免 許 〕																				
教習所名																				
フリガナ																				
氏 名	写 真																			
生年月日											年 月 日生（ 歳） 男・女									
住所											〒									
入 所 記 録	入 入 所 年 月 日	年 月 日		退 所 年 月 日	年 月 日															
	仮 免 許 有 効 期 限	年 月 日		仮 免 許 交 付 年 月 日	年 月 日															
	特定教習開始年月日	年 月 日		仮 免 許 証 番 号																
	在所証明書発行年月日	年 月 日		在 所 証 明 書 番 号																
	終了証明書発行年月日	年 月 日		終 了 証 明 書 番 号																
入 所 時 刻	確 認 資 料	☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（ ）																		
	現 有 免 許	交 付 年 月 日	年 月 日																	
		有 効 期 限	年 月 日まで有効																	
		免 許 証 等 番 号			大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽	
					型	型	中	通	特	型	通	型	付	引	型	型	通	特	引	
		免 許 の 条 件			免	免	免	免	免	二	二	特	免	免	二	二	二	二	二	
の 確 認	教 習 の 条 件	応 急 救 護 処 置		有 無																
		教 習 免 除 の 有 無		確 認 資 料																
				（ ）																
の 確 認																		確 認 者		
																		／		
の 確 認																		検 査 者		
																		／		

大 型 免 許	目 標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。
中 型 免 許		② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
		③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。
		④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。
		⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運転	技 能	1 貨物自動車の特性を理解した運転
	技 能	2 危険を予測した運転
	学 科	3 危険予測ディスカッション
夜 間 の 運 転	技 能	4 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	5 悪条件下での運転
応 急 救 護 処 置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項
		3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践
		7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜 間 の 運 転	1				
悪条件下での運転					
応 急 救 護 処 置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

準中型免許	目標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ⑥ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目
危険を予測した運転（貨物自動車）	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転
	技能	2 危険を予測した運転
	学科	3 危険予測ディスカッション
危険を予測した運転（普通乗用自動車）	技能	1 危険を予測した運転
	学科	2 危険予測ディスカッション
夜間の運転	技能	4 夜間の運転
悪条件下での運転	技能	5 悪条件下での運転
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技能	2 高速道路での運転
応急救護処置	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項
		3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践
		7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転					
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

普 通 免 許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ③ 応急救護処置に関する知識を習得する。
---------	--------	---

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危 険 予 測 教 習	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
高 速 道 路 教 習	学 科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技 能	2 高速道路での運転
応急救護処置教習	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
高 速 道 路 教 習	1				
	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型二輪免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
普通二輪免許	標	② 応急救護処置に関する知識を習得する。

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危 険 予 測 教 習	技 能	1 危険を予測した運転 4 ケース・スタディ（交差点） 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------------------------------	-----	--

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運転	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜間の運転	技 能	3 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	4 悪条件下での運転
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の一般的留意事項 3 救急体制 4 具体的な実施要領 5 各種傷病者に対する対応 6 まとめ
	実 技	7 傷病者の観察・移動 8 体位管理 9 心肺蘇生 10 気道異物除去 11 止血法 12 包帯法 13 固定法

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

別記様式第 2

届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出自動車教習所の名称	
自 動 車 教 習 所 の 名 称	
所 在 地	
変 更 (廃 止) 年 月 日	
設 置 者 の 住 所 ・ 氏 名 (法 人 に あ っ て は そ の 名 称 ・ 所 在 地 ・ 代 表 者 の 氏 名)	
管 理 者 の 氏 名	
変 更 に 係 る 事 項 及 び 廃 止 又 は 変 更 の 事 由	
備 考	

備考 1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第3

指定教習課程記録簿				・大型車教習 ・中型車教習 ・準中型車教習 ・普通車教習 ・大型二輪車教習 ・普通二輪車教習 ・大型旅客車教習 ・中型旅客車教習 ・普通旅客車教習		
自		年	月	日	名 称	
至		年	月	日	代表者	

番 号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	指 導 員 氏 名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第33条の5の3第2項第1号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第6項及び第7項（指定の基準等）
審 査 基 準：大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0）
備 考：

凡例

- | | | | |
|---|--------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「届出規則」 | ……… | 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
（平成6年国家公安委員会規則第1号） |

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第1条第1項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第1号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第2条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第2号）を交付する（届出規則第3条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以

下「特定教習」という。)を行う届出教習所(以下「特定届出教習所」という。)の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員(以下「特定指導員」という。)の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会(以下「全自教」という。)においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする(全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。)

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間(1年以上)その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

(ア) 大型自動二輪車については、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪

車とさせること。ただし、A T限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.600リットル以上のA T二輪車とさせること。

- (イ) 普通自動二輪車については、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とさせること。

また、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下とさせること。

なお、A T限定免許を受けようとする者に対しては、A T二輪車とさせること。

イ コース

- (ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の2分の1以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

- (イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できると。

- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人に知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示させることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えることができる。

イ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

ウ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。
- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

エ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとしないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第7条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数
- ・ その他公安委員会が必要と認める事項

を、また、「随時報告」として、

- ・ 特定教習中の交通事故報告
- ・ 教習所職員の交通事故報告
- ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告

を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他の報告又は資料の提出

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

- (ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までの各号に掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなつたと認めるとき。

(イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき。

(ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき。

エ 報告又は資料の提出の方法

ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に適合するかどうか等について確認し、その結果、不適当と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教

習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

- (ア) 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。
- (イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。

なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第6条の2）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。

2 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の実施要領

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領は、次のとおりとする。

(1) 教習の内容

本教習は、別添第1「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム」及び別添第3「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

(2) 指導員の要件

大型二輪車教習は大型二輪車特定指導員に、普通二輪車教習は普通二輪車特定指導員に行わせる。

(3) 「危険予測教習」の教習方法

ア 教習項目1「危険を予測した運転」、4「ケース・スタディ（交差点）」及び5「交通の状況及び道路環境に応じた運転」

当該教習は、大型二輪車、普通二輪車及び運転シミュレーターを用いて行わせる。

イ 運転シミュレーターによる教習方法

運転シミュレーターによる教習は、別添第2「危険予測教習指導要領」の「第1 教習項目1「危険を予測した運転」（技能）の指導要領」中、「1 運転シミュレーターを使用した教習」に基づいて行わせることとする。

ウ 大型二輪車及び普通二輪車による教習方法

届出教習所のコースにおいて技能教習を行う場合にあっては、教習生に乗車用ヘルメットを着装させ、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行って、教習生の技量のおおまかなみきわめを行い、届出教習所のコースにおける教習に必要な技能について指導させる。

エ 集団教習

本教習については、集団教習を行うことができるものとする。ただし、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するため特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団教習（実車を用いた技能教習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるよ

うに、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保する。

(4) 「二人乗り教習」の教習方法

教習項目3「二人乗り運転に関する知識」については、二人乗りに関する法規制の内容及び二人乗りの運転特性に係る知識等を理解させるために必要な視聴覚教材を使用して教習を行わせる。

(5) 「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

ア 教習方法

講義に係る教習を1時限以上実施した後、できるだけ引き続き実技に係る教習を2時限以上実施する。ただし、やむを得ず分割して行う場合は、講義に係る教習を行った後、近接した機会(教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。)に残りの教習を2時限連続して行う。

また、講義方式を終了後、実技方式を実施中に急病等により実技方式を履修できなかった場合は、実技方式(2時限以上)を再履修させること。

イ 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおおむね10人以下とする。

ウ 模擬人体装置を使用する内容及び数

模擬人体装置を使用する内容は、胸骨圧迫(心臓マッサージ)、気道確保、人工呼吸とし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体(大人全身1体及び大人半身1体でも可。)とする。

エ 模擬人体装置の基準

模擬人体装置(人体に類似した形状を有する装置という。以下同じ。)は、別添第3「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫(心臓マッサージ)、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能(届出規則第1条第6項第3号又は第7項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1)を有し、かつ、次に掲げる基

準に適合したものを使用させること。

(ア) 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

a 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- (a) 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- (b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

b 気道確保

- (a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- (b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

c 人工呼吸

- (a) 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- (b) 呼気が逆流しない構造であること。
- (c) 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

(イ) 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

オ 合同教習の方法

本教習は、大型車教習、中型車教習、準中型免許に係る教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した準中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「準中型車教習」という。）、普通免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通車教習」という。）、大型二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「大型二輪車教習」という。）及び普通二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通二輪車教習」という。）を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型車等特定指導員、届出規則第1条第4項第1号に定める準中型免許に係る特定指導員（以下「準中型車特定

指導員」という。)、届出規則第1条第5項第1号に定める普通免許に係る特定指導員(以下「普通車特定指導員」という。)、同条第6項第1号に定める大型二輪免許に係る特定指導員(以下「大型二輪車特定指導員」という。)又は同条第7項第1号に定める普通二輪免許に係る特定指導員(以下「普通二輪車特定指導員」という。)であって、かつ、公安委員会が第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせること。

カ 指導員の要件

届出規則第1条第6項第3号及び第7項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

- (ア) 第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
- (イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関しaに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

キ 免除対象者

次のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許に係る応急救護処置教習を行わないことができるとされている(届出規則第1条第6項第3号の表の備考第3号及び第7項第3号の表の備考第3号)。

- (ア) 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者
- (イ) 医師である者
- (ウ) 法定の規定による免許(医師免許を除く。)で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者
 - ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
 - ・ 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
 - ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者

・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者
また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、キに掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の備考欄に免除と朱書させること。

ク 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させること。

- (ア) 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- (イ) 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。
- (ウ) 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- (エ) 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- (オ) 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

別添第 1

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教 習 細 目	指 導 内 容	時 限
危険予測	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 二輪車用運転シミュレーターを使用し、危険場面を体験させる。 ○ 他の教習生の運転状況を観察させ自分の運転との違いを気付かせる。 ○ 教習生は3人までとし、運転シミュレーターを交替で使用し模擬体験する。	1 時 限 以上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターで体験した危険場面等を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 現実の交通場面での危険予測を主眼とすること。	1 時 限 以上
	学科教習	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	1 時 限 以上
	技能教習	4 ケース・スタディ (交差点)	特徴的な事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合 (右直、巻き込まれ、出会い頭) イ 右折する場合 ウ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止とその対応について理解させる。	1 時 限 以上
測 教 習	技能教習	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調節 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 教習細目に示す内容について、実車を用いてその危険性や安全運転の方法を理解させる。 ○ 教習生に自由に走行する時間を与え、自主的な走行の中で安全運転を理解させる。	1 時 限 以上
合 計 3 時 限 以 上					

別添第 2

危険予測教習指導要領

第 1 教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 運転シミュレーターを使用した教習

(1) 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

(2) 指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 危険 要因の とらえ 方	・ 運転シミュレーターで危険を模擬体験することによ	・ 教習生は 3 人まで、1 人 10 分程度の体験走行を行う。	・ 運転シミュレーターの特性、教習の目的について十分理解させること（模擬体験することが中心であり、テクニックを習得するものではない。）。
② 起こ り得る 危険の 予測	・ 危険に 対する 予測や 対応の 仕方を 習得さ せる。	・ 運転シミュレーターで模擬体験する。 a あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数の教習生に交代で体験させる。	・ 教習人員に応じて、適切な場面設定、時間配分を行う。
③ より 危険の 少ない 運転行 動の選 び方	・ 危険要因に 対する予 測の仕 方をつ かむ。 ・ 他人の 運転を 見学す る。	b 後部から他人の運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させる。 c 指導員の模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うのか指導員は説明しないで、その後のディスカッションに役立てる。	・ 体験中は指導助言は行わず、運転状況を観察し指導要点をチェックしておく。また、次のディスカッション時に活発な意見交換ができるよう教習生に重要だと思った点、改善すべきだと思った点を見つけだし、チェックしておくように指導する。 ・ 運転シミュレーターの機能を有効に活用する。

2 運転シミュレーターを使用しない教習（普通二輪車教習に限る。）

（指導要領）

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 危険要因の とらえ方	- 道路上における指導員の模範運転の観察や、指導員の解説により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 - 危険要因のとらえ方をつかむ。 - ア 情報を早くとらえる。 （時期） - イ 情報を広くとらえる。 （範囲） - ウ 情報を取捨選択する。 （選択） - エ 情報を深くとらえる。 （深さ）	- 指導員が普通二輪車を運転し、交通が輻輳する交差点、交通が閑散な道路、裏路地等を走行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 - 予め予測される路上コース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 - 路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 - 状況に応じて予測される危険要因を教習生に答えさせる。 《以上は、教習細目の全てに共通とする。》 a 視点を遠くとらせ、情報をできるだけ早くとらえさせる。 b 視野を広くとらせ、必要な情報を広範囲にとらえさせる。 c とらえた情報の中から注意を要する情報や危険につながる情報を取捨選択する。 d 危険度合の高い情報に対しては、目の中心で注視させ、その状況を深くとらえさせる。	3名までの複数教習で行うことができる。 - 右直事故、直右事故、出合頭事故、横断歩行者妨害、巻き込み（巻き込まれ）事故など事故実態や危険な違反を想定して、予めコースを定めておく。 - 走行するコースの略図を用い、教習生に気付いたことや気になった点などを記入させてもよい。 - 危険場面に直面したとき、経験や知識により危険感受の度合いや行動を起こす判断基準に個人差があることを理解させる。 - 引き続きディスカッションが行われることを念頭においてコメントとする必要がある。 - 単に遠くを見るというだけでなく、具体的な注視距離や視点を指導する。 - 中心視でキョロキョロ見るのではなく、周辺視で対象物の動きをとらえることを強調する。 - 人間の目は視野と視力が両立しないので、状況により中心視と周辺視のバランスよい活用が必要であることを理解させる。
② 起こり得る危険の	危険要因に対する予測の仕方をつか		

予測 ③ 危険の少ない運転行動の選び方	む。 ア 顕在危険を予測する。 イ 潜在危険を予測する。 ・ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。 ア 危険に備えた速度にする。 イ 適切な走行位置をとる。 ウ 安全空間をとる。	・ 目に見える危険要因（他車や歩行者等）をよく観察させ、その兆しをとらえ、自車との関わりがどう出てくるかを予測させる。 ・ 目に見えない危険要因（見通しの悪い交差点、駐車車両、死角）から生じる危険に対して、適切な予測をさせる。 ・ 危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。 ・ 万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選ばせ、「構え運転」をさせる。 ・ 危険の少ない走行位置を選ばせる。 - a 危険対象物をとらえやすい走行位置を選ばせる。 - b 相手から見えやすい走行位置を選ばせる。 - c もし危険が飛び込んできて回避できる走行位置を選ばせる。 ・ 危険対象物に対する安全空間のとり方を指導する。 - a 前車との車間距離をいろいろ変化させ適切な安全空間を感覚で覚えさせる。 - b 後車を観察させ、後車との安全空間を適切に保つようにさせる。 - c 歩行者や駐車車両等の側方通過時に、適切な安全空間を保つようにさせる。	・ どのような相手が、どこを見ているか、自車に気付いているか等を観察させ、相手の行動を予測させ、「だろう運転」ではなく、「かもしれない運転」に徹することを強調する。 ・ 目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。 ・ 速度に応じて、停止距離と危険範囲の広がりを変化することを理解させる。 ・ 特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。 ・ 速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。 ・ 対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。 ・ 速度によってお互いの安全空間の広がりが変わることを理解させる。 ・ 先導する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。
-----------------------------------	---	---	---

第2 教習項目「4 ケース・スタディ（交差点）」の指導要領

1 教習細目

特徴的事故の危険に対応した走行

- ・ 直進する場合（右直、巻き込まれ、出合頭）
- ・ 右折する場合
- ・ 左折する場合

2 指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
特徴的 事故の危 険に対応 した走行		・ 車両等の設定は、停止状態、走行状態いずれでもよいが、状況が理解しやすいように実施方法を工夫すること。	・ 事故防止には、特に留意し教習を行うこと。 ・ 四輪車からの見え方や二輪ライダーとしての注意点を確実に理解させる。
ア 直進 する場 合	a 直進二輪車 と右折四輪車 b 直進二輪車 と左折四輪車 c 見通しの悪 い交差点での 直進二輪車と 直進四輪車	・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との巻き込まれ事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との出合頭事故を想定した場面を設定する。	・ 四輪車の無理な右折や急な発進など、予期せぬ行動に対応できるよう注意して交差点に進入する必要があることを理解させる。 ・ それぞれの位置からの見え方を確かめ、確認の仕方や範囲を理解させる。 ・ 優先意識にとらわれず、他車の動きを十分確認しながら走行することが重要であることを理解させる。
イ 右折 する場 合	・ 右折二輪車 と直進四輪車	・ 教習生が運転する右折二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。	《実施上の共通事項》 ・ 教習生が運転する直進二輪車については、2台以上連続走行としてよい。
ウ 左折 する場 合	・ 左折二輪車 と直進二輪車 又は右折四輪 車	・ 教習生が運転する左折二輪車の左側を指導員が運転する二輪車が直進して通過する場面を設定する。 ・ 教習生が運転する左折二輪車と指導員が運転する右折対向車との事故を想定した場面を設定する。	・ 指導員が運転する四輪車に適宜教習生を同乗させ、二輪車の見え方を体験させる。 ・ 形式的な教習とならないよう、実際の交通事故を想定した場面設定とさせること。

第3 教習項目「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」の指導要領

1 教習細目

- ・ 速度調節
- ・ 行き違い及び側方通過
- ・ 追い越し及び追い越され
- ・ 制動の時期及び方法
- ・ 自由走行

2 指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 速度調節	・ 道路及び交通の状況に応じた速度の調節の仕方 - a 直線路 - b 交差点及びその付近 - c カーブ - d 狭い道路	・ 周回コース、幹線コース及び狭路コースの連続走行により実施する。 ・ 直進中でも歩行者の飛び出し等に注意を払う必要があることを指導させる。	○ カーブでは次の点に留意させること。 ・ あらかじめカーブの程度を読み取り、それに応じた地点から減速する。 ・ 原則として、カーブの手前で一段減速チェンジをして駆動力に余裕をもたせるようにする。 ・ カーブ通過中は、軽く動力を伝えるようにし、できるだけアクセルグリップを一定に保つ。 ・ できるだけ速度を下げ、不安のない速度にする。
② 行き違い及び側方通過	・ 安全な行き違い及び側方通過の仕方 - a 道幅の広い道路では、通行区分を正しく守る。 - b 狭い道路では、道路の形状や対向車の車幅などを考えて、あらかじめ速度を十分に下げ、譲り合いの気持ちをもって通行する。		・ 行き違い、側方通過とも安全な間隔を保つようにする。安全な間隔が保てないときは、直ちに停止できる速度で進行することが必要であることを理解させる。 ・ カーブでは、対向車が進路上にはみ出してくることがあるので、注意するよう指導する。 ・ 障害物のため、見通しがきかない場合は、減速するほか、飛び出しなどに備えて障害物との間隔を十分にとらせる。 ・ 進路前方に駐車車両などの障害物がある場合は、その手前の安全な場所で待つなどして、行き違いがしやすいようにさせる。 ・ 対向車線上の駐車車両の陰

③ 追越し及び追い越され	- 追越し及び追い越され方 - a 追越しの判断 - b 追越しの方法 - c 追い越され		にも十分に目を配り、一方向に注意が片寄らないことを指導させる。 - 追越しは危険な行為であるから、追越し禁止場所でない場合でも、できるだけ追越しをしないことを強調する。 - 対向車の有無を確認させる。 - 追い越そうとする車の前方の状況を確認し、前車が右へ進路を変えないことを確認させる。 - 後続車の動きを見落とさないようにさせる。 - 前車に接近しすぎると、前方の見通しを悪くし、追越しを始めるタイミングを逸することがあることを理解させる。 - 少しでも不安を感じたときは、ためらわずに減速し、追越しを中止することを特に強調する。 - 追い越されることを感じたときは、急激な進路変更や加速をしないようにさせる。 - 大型車に速い速度で追い越された場合、風圧によってふらつくことがあるので、速度を下げても十分注意する必要があることを指導させる。 - 二輪車は、ブレーキ操作の適否が直接バランスに影響を及ぼすので、ブレーキは早めにかけて始め、余裕のある緩やかな制動を習慣づける必要があることを理解させる。 - 一般道路では、常に数台先の車の動きも注目し、直前の車がブレーキをかける前に制動を開始できるくらいの安全で円滑なブレーキ操作を心掛けるようにさせる。 - 指導員は、走行状況を見ながら、必要に応じて助言指導すること。 - 右折、左折及び進路変更が確実に行われているかを観察させること。
④ 制動の時期及び方法	- 交通の状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法 - a 空走距離及び制動距離を考慮に入れて、余裕のある制動を行う。 - b 周囲の交通の状況に応じた安全かつ円滑な制動を行う。		
⑤ 自由走行	教習生自ら走行コースを設定し、道路交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる。	- 総合的な課題を法規に従って連続的に、自主的に走行する。 - 課題は、教習生の希望を踏まえながら3つ程度を通過するように指示する。	

別添第 3

第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区 分	方 式	教習項目	教 習 細 目	教 習 内 容	時 限
応 急 救 護 処 置 教 習	講 義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1 時 限 以 上
		2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
	実 技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2 時 限 以 上
		6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸	○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒	

			かけて 2 回吹き込ませる。 (8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環） (9) 気道異物除去 (10) 止血法	○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を 1 分間に 100～120 回のテンポで 30 回と人工呼吸 2 回を 1 サイクルとして、5 サイクル連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。
	7	まとめ	訓練の継続の実行と大切さ	
合 計 3 時 限 以 上				

別記様式第 1

特 定 教 習 原 簿 〔 免 許 〕																				
教習所名																				
フリガナ																				
氏 名	写 真																			
生年月日											年 月 日生（ 歳） 男・女									
住所											〒									
入 所 記 録	入 入 所 年 月 日	年 月 日		退 所 年 月 日	年 月 日															
	仮免許有効期限	年 月 日		仮免許交付年月日	年 月 日															
	特定教習開始年月日	年 月 日		仮 免 許 証 番 号																
	在所証明書発行年月日	年 月 日		在 所 証 明 書 番 号																
	終了証明書発行年月日	年 月 日		終 了 証 明 書 番 号																
入 所 時 刻	確認資料	☐ 住民票の写し ☐ 免許証等 ☐ その他（ ）																		
	交付年月日	年 月 日																		
	有効期限	年 月 日まで有効																		
	免許証等番号			大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽		
				型	型	中型	通	特	型	通	型	付	引	型	型	通	特	引		
	免許の条件			免	許	免	許	免	許	二	輪	免	許	免	許	二	種	二	種	
の 確 認	教習の条件	応急救護処置		有 無								確認者								
		教習免除の有無		確認資料								／								
				()								／								
												／								

大 型 免 許	目 標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。
中 型 免 許	目 標	② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
		③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。
		④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。
		⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運転	技 能	1 貨物自動車の特性を理解した運転
	技 能	2 危険を予測した運転
	学 科	3 危険予測ディスカッション
夜 間 の 運 転	技 能	4 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	5 悪条件下での運転
応 急 救 護 処 置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項
		3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践
		7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜 間 の 運 転	1				
悪条件下での運転					
応 急 救 護 処 置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

準中型免許	目 標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ⑥ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------	--------	---

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運転（貨物自動車）	技 能	1 貨物自動車の特性を理解した運転
	技 能	2 危険を予測した運転
	学 科	3 危険予測ディスカッション
危険を予測した運転（普通乗用自動車）	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜間の運転	技 能	4 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	5 悪条件下での運転
高速道路教習	学 科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技 能	2 高速道路での運転
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項
		3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践
		7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転					
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

普 通 免 許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ③ 応急救護処置に関する知識を習得する。
---------	--------	---

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危 険 予 測 教 習	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
高 速 道 路 教 習	学 科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技 能	2 高速道路での運転
応急救護処置教習	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
高 速 道 路 教 習	1				
	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型二輪免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
普通二輪免許	標	② 応急救護処置に関する知識を習得する。

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危 険 予 測 教 習	技 能	1 危険を予測した運転 4 ケース・スタディ（交差点） 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------------------------------	-----	--

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運転	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜間の運転	技 能	3 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	4 悪条件下での運転
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の一般的留意事項 3 救急体制 4 具体的な実施要領 5 各種傷病者に対する対応 6 まとめ
	実 技	7 傷病者の観察・移動 8 体位管理 9 心肺蘇生 10 気道異物除去 11 止血法 12 包帯法 13 固定法

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

別記様式第 2

届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出自動車教習所の名称	
自 動 車 教 習 所 の 名 称	
所 在 地	
変 更 (廃 止) 年 月 日	
設 置 者 の 住 所 ・ 氏 名 (法 人 に あ っ て は そ の 名 称 ・ 所 在 地 ・ 代 表 者 の 氏 名)	
管 理 者 の 氏 名	
変 更 に 係 る 事 項 及 び 廃 止 又 は 変 更 の 事 由	
備 考	

備考 1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第3

指定教習課程記録簿				・大型車教習 ・中型車教習 ・準中型車教習 ・普通車教習 ・大型二輪車教習 ・普通二輪車教習 ・大型旅客車教習 ・中型旅客車教習 ・普通旅客車教習		
自		年	月	日	名 称	
至		年	月	日	代表者	

番 号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	指 導 員 氏 名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第33条の5の3第4項第1号ハ
処 分 の 概 要：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第8項、第9項及び第10項（指定の基準等）
審 査 基 準：大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0）
備 考：

凡例

- | | | | |
|---|--------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「届出規則」 | ……… | 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
（平成6年国家公安委員会規則第1号） |

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第1条第1項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第1号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第2条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第2号）を交付する（届出規則第3条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする（全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（1年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

なお、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（応急用ブレーキ等）を備えたものに限ること。

- (ア) 普通第二種免許に係る普通自動車については、普通車の乗用車とさせること。ただし、AT限定普通第二種免許を受けようとする者に対しては、AT車とさせること。また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該普通車の乗用車の車室内において特定後写鏡等を使用させること。
- (イ) 大型第二種免許に係る大型自動車については、乗車定員30人以上のバス型の大型自動車とさせること（届出規則第1条第8項第2号）。
- (ウ) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る中型自動車については、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車とさせること（届出規則第1条第8項第2号及び第9項第2号）。

イ コース

(ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の2分の1以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

(イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

(ウ) スキッドコース、スキッド教習車コース

届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表に規定する「凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備」は、スキッドコース又はスキッド教習車による教習（以下「スキッド教習」という。）をいい、その基準は次によること。

a スキッドコース

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路(m)	
		長 さ	幅
普通車専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5 以上
普通車・準中型車・中型車・大型車 併 用 コ ー ス		50以上	15以上
準中型車専用コース		40以上	15以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上

- (a) スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする。
- (b) コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

b スキッド教習車コース

スキッド教習車は、凍結路面の走行の教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添第1のとおりとする。

なお、その他の基準については、次のとおりとする。

内 容	基 準
走 行 速 度	40km/h以上
設 定 μ 値	0.2 μ 以下

また、安全地帯はスキッドコース同様、コースの周囲に適宜設けること。

c 留意事項

スキッド教習は、届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができるとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。

- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースの設置場所が、周囲の人だかり等の状況を勘案して、教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できると。
- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

なお、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって教習原簿の保存に代えるこ

とができる。

イ 教習所への入所等の確認事項等

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受けようとする者に対しては、あらかじめ当該教習に用いる自動車を運転することができる仮免許又は第一種免許を受けているかどうかを確認させること。

ウ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

エ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。
- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

オ 道路における教習コースの届出

路上教習のためのコースについては、路上教習を行う区域（面）としてあらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。

その際、曜日、時間帯等により、教習車両が通行するについて道路交通の安全と円滑等に支障がある場合については、教習を制限する路線、区域等として承認の対象から除外すること。

カ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとしないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第7条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数
- ・ その他公安委員会が必要と認める事項

を、また、「随時報告」として、

- ・ 特定教習中の交通事故報告
- ・ 教習所職員の交通事故報告
- ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告

を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他の報告又は資料の提出

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

- (ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までの各号に掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなつたと認めるとき。
- (イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき。
- (ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき。

エ 報告又は資料の提出の方法

ア、イ及びウの報告又は資料の提出については、電磁的方法によることとしても差し支えないものとする。

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に適合するかどうか等について確認し、その結果、不適当と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

(ア) 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。

(イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第 6 条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第 3 に準じて定める。

なお、届出規則第 6 条に掲げる事項については、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第 6 条の 2）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成 9 年国家公安委員会告示第 9 号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。

2 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る特定教習の実施要領

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型第二種免許に係る特定教習を「大型旅客車教習」、中型第二種免許に係る特定教習を「中型旅客車教習」、普通第二種免許に係る特定教習を「普通旅客車教習」という。）の指導要領は、次のとおりとする。

(1) 教習の内容

本教習は、別添第2「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム」、別添第3「第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第4「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

(2) 指導員の要件

大型旅客車教習は、届出規則第1条第8項第1号に定める大型第二種免許に係る指導員に、中型旅客車教習は、届出規則第1条第9項第1号に定める中型第二種免許に係る特定指導員に、普通旅客車教習は、届出規則第1条第10項第1号に定める普通第二種免許に係る特定指導員（以下「大型旅客車等特定指導員」という。）に行わせる。

(3) 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習は、3時限を超えないこと。

(4) 「危険予測教習」の教習方法

ア 観察教習及びコメンタリードライビングによる教習を合わせて2時限以上行わせるものとする。ただし、観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないよう指導する。

また、観察教習についてのみ、運転シミュレーターによる教習（集団教習可）を行うことができるものとする。

なお、運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより

映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる

「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

イ アの方法による教習を2時限以上連続で行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」（1時限以上）を行うことが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続で行うことが困難な場合については、次の方法により行わせるものとする。

(ア) 観察教習を行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないもの）にコメンタリードライビングを行うもの

(イ) 観察教習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの

ウ 観察教習並びに上記イの方法により本教習及び教習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。

(5) 「危険予測ディスカッション」の教習方法

ア 教習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本項目を行わせることが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続して行うことができない場合にあっては、前記(4)教習項目1「危険を予測した運転」の教習方法におけるイ(ア)、(イ)の方法により、少なくとも技能教習を1時限以上行った後に引き続き連続して行わせる。

イ 大型旅客車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるものとする。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行うなど、実施方法について工夫させる。

- ウ 本教習における大型旅客車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目 1「危険を予測した運転」における指導員に引き続き行わせるものとする。
- エ 教習生の人数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(6) 「夜間教習」の教習方法

- ア 原則として、日没後、道路において行う。
- イ ただし、次のいずれかの方法による場合は、アによる教習を行わなくてもよいものとする。
- (ア) 運転シミュレーターを使用して行う場合
- (イ) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きアによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- ウ ア、イにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。
- (ア) 日没に近接した時間に行うもの
- (イ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室による教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- (ウ) 教習中に日没となった場合は、(イ)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。
- エ 留意事項
- (ア) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
- (イ) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

- (ウ) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車及び中型旅客車教習のみ）させて行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

オ 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

カ 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(7) 「悪条件下教習」の教習方法

ア 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

イ ただし、アの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

- (ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの

- (イ) スキッド教習によるもの

- (ウ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き上記アの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。

エ 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を

行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとする。

オ 大型旅客車教習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車教習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車教習にあつては普通自動車を使用する（届出規則第1条第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）。

(8) 「身体障害者等への対応」の教習方法

ア 大型旅客車教習にあつては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客自動車教習にあつては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車教習にあつては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、届出教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせる。

イ 教習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、大型旅客車等特定指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習を行わせる。

なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。

ウ 教習の一部（約20分以内）については、映画、ビデオ等を使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ 1人の大型旅客車等特定指導員に対し、教習生の人数は6人以下とさせること。

オ 本教習については、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で行うことができるものとする。

(9) 「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

ア 教習方法

できるだけ講義及び実技方式の教習を6時限以上連続で実施させるよう指導すること。ただし、やむを得ず分割して実施する場合は、講義は連続2時限以上実施するとともに、前半の教習を実施した後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を連続して2時限以上ずつ実施させる。

イ 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおおむね10人以下とする。

ウ 模擬人体装置の数

模擬人体装置の数は、教習生4人に対して「大人全身」2体及び「乳児全身」1体（「大人全身」1体、「大人半身」1体及び「乳児全身」1体でも可。）とさせる。

エ 模擬人体装置の基準

模擬人体装置は、別添第4「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号又は第10項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用させる。

(ア) 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

a 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- (a) 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- (b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

b 気道確保

- (a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- (b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

c 人工呼吸

- (a) 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- (b) 呼気が逆流しない構造であること。
- (c) 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

(イ) 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

オ 合同教習の方法

本教習は、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型旅客車特定指導員、中型旅客車特定指導員又は普通旅客車特定指導員であり、かつ、公安委員会が第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせる。

カ 指導員の要件

- 届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、
- (ア) 第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
 - (イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し(ア)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
- のいずれかに該当する者とする。

キ 免除対象者

第二種免許に係る応急救護処置教習の免除対象者は、次のいずれかに該当する者とする（届出規則第1条第8項第3号の表備考第9号、第9項第3号の表備考第9号及び第10項第3号の表備考第9号）。

- (ア) 医師である者
- (イ) 法定の規定による免許（医師免許を除く。）で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者

- ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
- ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
- ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
- ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、キに掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の備考欄に免除と朱書させる。

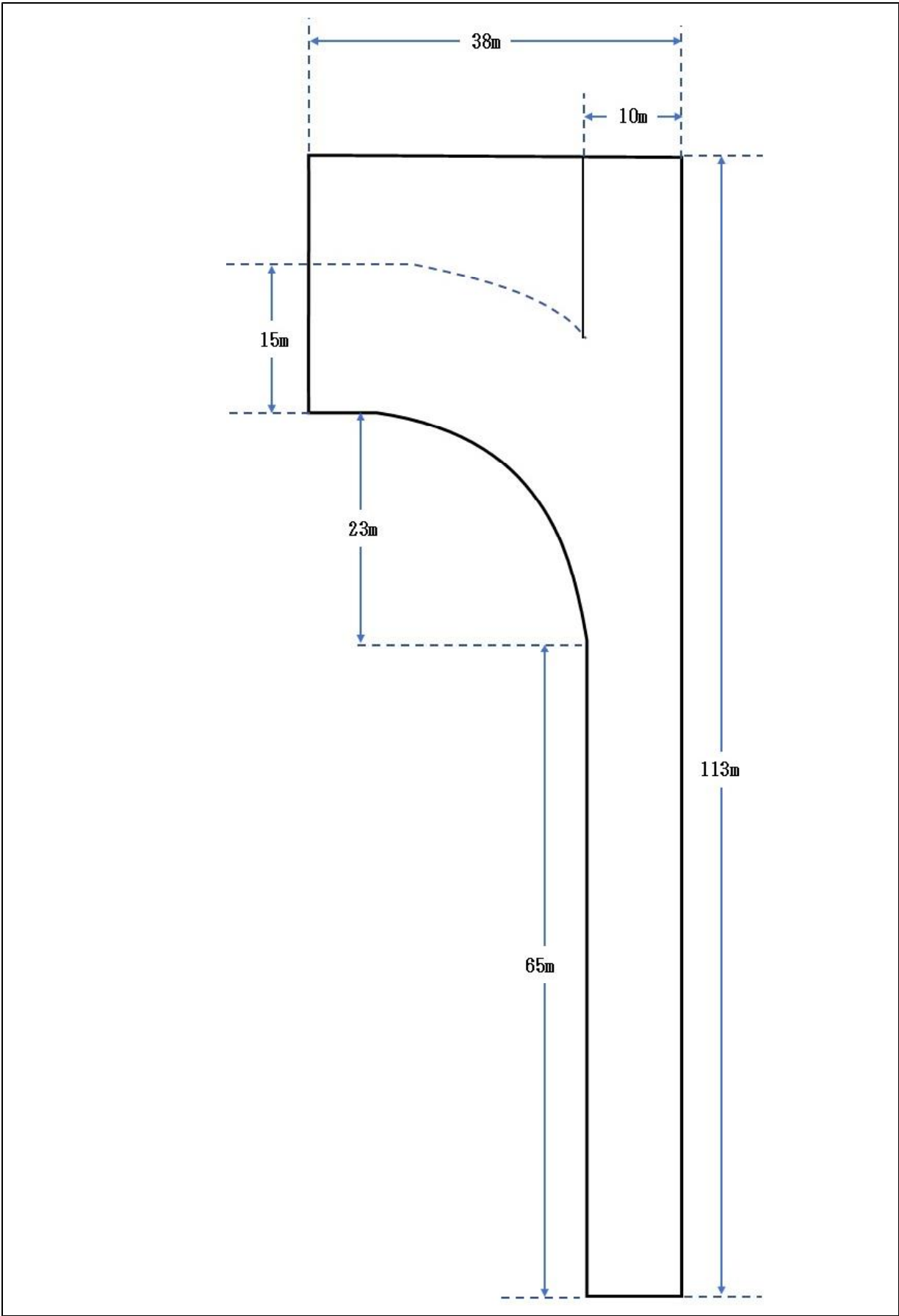
ク 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させる。

- (ア) 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- (イ) 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。
- (ウ) 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- (エ) 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- (オ) 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

別添第 1

スキッド教習車コース



別添第2

大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
危険予測教習	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させるとともに、的確な危険予測能力及び危険回避能力を修得させる。	2 時限以上
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえ、旅客を安全に輸送するための助言並びに意見交換を行い、自らの欠点を認識させるとともに危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
夜間教習	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間における旅客輸送を想定し、対向車の前照灯等により発生する眩惑現象等を理解させ、視界確保の方法等の運転能力を修得させる。	1 時限以上
悪条件下教習	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、自然環境の中における様々な悪条件を理解した的確な危険予測及び危険回避による旅客の安全確保能力を修得させる。	1 時限以上
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 (2) 身体障害者等の行動特性を理解した運転行動と対応	○ 子供、老人及び身体障害者等の特性を理解させるとともに、的確な危険予測及び危険回避能力を修得させる。 ○ 旅客となりうる身体障害者等の特性を理解させるとともに、身体障害者等に対するより安全で負担の少ない対応能力を修得させる。	1 時限以上
合 計 6 時 限 以 上					

別添第 3

第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 危険要因の捉え方	○ 危険要因の捉え方をつかむ。 ① 情報を速く捉える。(時機) ② 情報を広く捉える。(範囲) ③ 情報の取捨選択をする。(選択) ④ 情報を深く捉える。(深さ)	○ 変化する運転場面から、危険要因の認知の仕方を解説指導する。 また、危険要因の認知が遅れれば、急な運転操作につながり車内事故へと発展することを強調する。 ・ 指導員自らコメントリドライビングにより模範運転を実施し、運転中の視点の取り方を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる。(情報は広範囲に取らせることが重要である。) ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在、潜在、中間的な危険)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。	・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点をおく必要がある。しかし、あまりに遠くに視点を置くと情報の入手後の危険環境の変化に対応できない場合があることに注意する。 また、走行位置、車間距離などによって、危険要因の情報がとりにくくなることも留意させる。 ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。 ・ 危険要因を注視しすぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き速やかに判断できるように留意する。
② 起こりうる危険の予測	○ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ① 顕在的危険を予測する。 ② 潜在的危険を予測する。	・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。 ・ 目に見える危険要因について、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)次にどのような行動にでるかを予測させる。 ・ 旅客輸送については、急な運転操作は即旅客の事故につながることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば旅客を安全に輸送できるかを考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。 ・ 目に見えない危険要因(見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角)から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 ・ 特に旅客輸送においては、旅客の乗降という行為により、発進・進路変更・停車を繰り返すこととなることから、こうし	・ これまでの癖に捉われた予測を払拭し、どの危険に対してもどのような予測をするか個々具体的に指導する。 ・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がける。 ・ 相手が異常な行動はとらないという「だろう運転」は厳に慎み、予測しない行動に出る「かもしれない運転」に徹することを強調する。 ・ 大型自動車にあっては、旅客の乗降口が車外にはみ出さないことから側方通過車両が気付かない場合があるので旅客の乗降には注意すること。 ・ 大型自動車は、前方の死角は少ないものの側方及び後方の死角が多いことを認識させる。

③ 危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。 ①危険に備えた速度にする。 ②適切な走行位置をとる。 ③安全な空間をとる。	た場面における危険を予測させる。(発進・進路変更・停車時における車両の死角に伴う危険の予測) ○ 入手しそれに伴う危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。 ・ 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 ・ また、ブレーキの構えなど「構え運転」の必要性を認識させる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 * 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 * 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 * 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 ・ 危険対象物に対する安全空間の取り方を解説指導する。 * 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 * 後車を観察させ、後車との安全空間を感じとらせる。 * 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。 * 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。 ・ 速度や路面の状況に応じて停止距離と危険範囲が広がり変化することを理解させる。 ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わること理解させる。 ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。 ・ 結果を推測して、いつも逃げ道を残しておくことを強調する。 ・ 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。	・ 大型自動車は、サイドミラーはオーバーハングであることが多いためその幅も念頭に置くことに留意させること。 ・ 旅客輸送は、一般の運転と比べ、運転や旅客の乗降にともなう発進・進路変更・停車など危険な状況下で運転することが多い反面、旅客を安全に目的地まで輸送するという特殊性を有している。 したがって、一般の車両よりは広範囲に安全空間を確保し、余裕を持った回避行動ができる環境作りが必要不可欠であることを意識付ける。 ・ 大型車両に追従する場合、前方の信号機等が見えにくくなることを理解させ長めの車間距離を確保させる。 ・ 大型自動車は、回避行動を大きくとる必要があるので、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 また、立ち客が含まれていることを念頭におき早めの回避行動を実践できる体制を確保させること。 ・ 目線が高いことから車間距離が短くなりがちであることを理解させる。
-------------------------	---	--	--

2 教習項目3「夜間の運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 夜間における運転視界の確保の仕方		○ 旅客自動車の運転者は、昼夜を問わず輸送業務に就かねばならないこと、特にタクシーについては夜間走行が業務上必要とされ、かつ、夜間事故が多発傾向にあることから、夜間走行についてその危険予測も含めた教習を行う。 ○ 夜間教習の際は、あらかじめ夜間路上教習コースを設定し、繁華街、住宅地、見通しの悪い交差点など課題を決めておき、夜間の特性を指導する。 ・ 夜間における実車走行を実施させる。 ○ 夜間教習例 ・ 運転シミュレーターと夜間実車教習 ・ 場内教習と夜間実車教習 ・ 暗室教習と夜間実車教習 ○ 夜間事故の特徴に特に留意した教習を行わせる。 ・ 視界をできるだけ確保するよう配慮する。（前照灯の照射範囲により走行用前照灯（上向き）とすれ違い前照灯（下向き）により、視界に差があることを認識させる。） ・ 歩行者等他の交通の色彩により、認識の難易度が異なる。（具体的な事例に即して、その差を認識させるとともに早期発見の必要性を認識させる。） ・ 対向車の前照灯により、道路の右方向からの横断者の発見が遅れやすい。（上記カッコ内と同じ） ○ タイミングの良い前照灯の切り替え操作を行わせる。 ・ すれ違い時の前照灯の上下の切り替えの必要性とともに、タイミングよく行うことが安全運転上必要なことを認識させる。（すれ違う前は下向きにし、すれ違った後はなるべく素早く上向きにして視界を確保する。） ・ 追従の場合の前照灯の操作（下向きにさせる。）、曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など。（上下の切り替えにより、他の交通の注意を喚起するなど。）	・ 室内灯を点灯し、市街地（道路照明の明るいところ）や暗いところでの違いについて確認させる。
② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方			・ コース内や他の交通の妨げとならない場所などで前照灯の上向きと下向きの照射範囲の差を実感させる。 ・ 前照灯の役割の一つに自車を他の交通に認識させる役割があるので、早めの点灯が必要なものとも理解させる。
③ 夜間における運転の仕方			・ 市街地などでは、前照灯を、すれ違い用前照灯（下向き）にしたまま走行した方が良いことも認識させる。 ・ 夜間車両の尾灯点灯による距離感と同じ距離であっても尾灯の大きさや高さ・明るさ等により距離が異なって見える場合がある。 ・ 夜間旅客を乗降させる場合、自車後方若しくは側方から接近する車両・軽車両がミラーのみの確認では距離感や速度感が把握できず危険性が高いことを理解させる。

3 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教 習 内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
	個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応要領を学習する。	○ 危険な悪条件下の走行は、旅客を危険に晒すこととなるので、どの程度以上になると運行が危険であるかを判断し、状況により、運転を中止し、旅客の安全確保を優先することを強調する。	・ 旅客を想定し、制動は0.2G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビルの陰、橋上などの部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 状況により運転を中止することも必要であることを理解させる。
① 積雪、凍結道路の運転の仕方	○ 実車での教習	○ 積雪・凍結路の運転 ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など。） ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる。（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。） ・ 早めの制動に心がける。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場合は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 ・ 凍結した急な坂道等では、走行が極めて危険であり、状況によっては迂回する必要があることを理解させる。 ○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる。（視界の確保と自車の存在を示す。） ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。 ○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転 ・ ワイパーによる視界の確保 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる。（視界の確保と自車の存在を示す。） ・ 視界内での障害物等の	・ 降雪が激しいとき等の場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する。（前照灯への雪の付着を防止し照度を確保するため。） ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。
② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方			
③ 豪雨、強風下での運転の仕方			

④ 道路冠水の場合の措置	○ スキッド教習	早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動に心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ○ 強風下での運転 ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる。(特に影響を受けやすい、橋梁の上、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。) ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。 ・ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる。(必要場合は降車して冠水の程度を確認する。) ・ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常がないか確認する。 ○ スキッド教習 ・ ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性の認識を持つことに重点があることを強調する。 ○ スキッド路面でのブレーキング ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行い(おおむね40km/h)、ハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることがあることを体験する。(おおむね40km/h) ・ 走行速度を下げて(おおむね30km/h)で、ハンドル操作による障害回避を行う。 ・ 上記の操作を数回繰り返して行う。 ○ スキッド路面でのハンドル操作 ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることを体験する。(おおむね40km/h) ・ 速度を下げて(おおむね30km/h)、ハンドル操作により障害物を回避する。) ・ 微調整によるブレーキ(ノンロック)やポンピングブレーキによる制動をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う。(おおむね40km/h)	・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。(マフラー水没水位等。) ・ ABS装着車とABS未装着車の違いを理解させる。
---------------------	-----------------	--	---

		○ 減速の必要性（まとめ） ○ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛けかたをまとめる。（滑りやすい道路ではテクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。また、ABS装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。）	
--	--	---	--

別添第 4

第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教 習 細 目	教 習 内 容	時 限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について強調する。	1 時 限 以 上
		2 実施上の一般的留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) A E Dを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 A E Dを用いた除細動については、その概要、A E Dの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
		5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	1 時 限 以 上
		6 まとめ	(1) 訓練の継続と実行の大切さ		
	実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1 時 限 以 上
		8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	
		9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2 時 限 以 上
		10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
		11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の出血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	

		12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1 時 限 以 上
		13 固定法			
合 計 6 時 限 以 上					

特 定 教 習 原 簿 〔 免 許 〕	

– 29 –

大 型 免 許	目 標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。
中 型 免 許		② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
		③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。
		④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。
		⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運転	技 能	1 貨物自動車の特性を理解した運転
	技 能	2 危険を予測した運転
	学 科	3 危険予測ディスカッション
夜 間 の 運 転	技 能	4 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	5 悪条件下での運転
応 急 救 護 処 置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項
		3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践
		7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜 間 の 運 転	1				
悪条件下での運転					
応 急 救 護 処 置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

準中型免許	目 標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ⑥ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------	--------	---

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運転（貨物自動車）	技 能	1 貨物自動車の特性を理解した運転
	技 能	2 危険を予測した運転
	学 科	3 危険予測ディスカッション
危険を予測した運転（普通乗用自動車）	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜 間 の 運 転	技 能	4 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	5 悪条件下での運転
高 速 道 路 教 習	学 科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技 能	2 高速道路での運転
応 急 救 護 処 置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項
		3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践
		7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
夜 間 の 運 転	1				
悪条件下での運転					
高 速 道 路 教 習	1				
	2				
応 急 救 護 処 置	1				
	2				
	3				
追 加 教 習 記 載 欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

普 通 免 許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ③ 応急救護処置に関する知識を習得する。
---------	--------	---

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危 険 予 測 教 習	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
高 速 道 路 教 習	学 科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技 能	2 高速道路での運転
応急救護処置教習	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
高 速 道 路 教 習	1				
	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型二輪免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
普通二輪免許	標	② 応急救護処置に関する知識を習得する。

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危 険 予 測 教 習	技 能	1 危険を予測した運転 4 ケース・スタディ（交差点） 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危 険 予 測 教 習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------------------------------	-----	--

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運転	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜間の運転	技 能	3 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	4 悪条件下での運転
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 3 救急体制 5 各種傷病者に対する対応 2 実施上の一般的留意事項 4 具体的な実施要領 6 まとめ
	実 技	7 傷病者の観察・移動 9 心肺蘇生 11 止血法 8 体位管理 10 気道異物除去 12 包帯法 13 固定法

教 習 事 項	時限	年月日	指導員	実 施 事 項	備 考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

別記様式第 2

届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出自動車教習所の名称	
自 動 車 教 習 所 の 名 称	
所 在 地	
変 更 (廃 止) 年 月 日	
設 置 者 の 住 所 ・ 氏 名 (法 人 に あ っ て は そ の 名 称 ・ 所 在 地 ・ 代 表 者 の 氏 名)	
管 理 者 の 氏 名	
変 更 に 係 る 事 項 及 び 廃 止 又 は 変 更 の 事 由	
備 考	

備考 1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第3

指定教習課程記録簿				・大型車教習 ・中型車教習 ・準中型車教習 ・普通車教習 ・大型二輪車教習 ・普通二輪車教習 ・大型旅客車教習 ・中型旅客車教習 ・普通旅客車教習		
自		年	月	日	名 称	
至		年	月	日	代表者	

番 号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	指 導 員 氏 名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第 2 項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 4 項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 － 2 7 4 － 2 0 0 0）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第1条第1項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第1条第2項（同条第3項、第6項及び第8項において準用する場合

を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オート

マチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。）又はMT車（AT車以外の自動車をいう。以下同じ。）の別は問わない。）でなければならないものとする。また、別表の（１）技能教習第１段階の項目１「技能録画教習①」及び同第２段階の項目１４「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車（個々の障害に応じた持ち込み車両）を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等（規則第１条第２項第３号ハ及び第４項第３号ハ）

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備（年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。）が備えられていないものとする。

（４）教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第１条第２項第４号及び第４項第４号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基づいて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の５に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等（大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。）の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして１種類作成されていれば足りる。

３ 指定の申請等

（１）指定の申請

指定の申請に際しては、規則第２条第１項に規定する指定申請書のほか、同条第２項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ１部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の５、第31条の６、第35条若しくは第36条又は規則第２条第２項若しくは第４条の規定により既に当該書類

を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口にご相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数（普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。）に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

（３）教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（ＡＴ車又はＭＴ車の別は問わない。）を使用すること。

（４）教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね９か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

（５）教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第１段階の項目１「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第１段階

最初に技能教習項目１「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目１「性格と運転の概説」、学科教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第１段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第２段階の教習を行うこと。

ウ 第２段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目２「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目３「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目１「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第２段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を

修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行うものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めることとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留

意すること。

別表

(1) 技能教習 合計31時限

第1段階 (11時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過		コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方		コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方		コース	普通
	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行 ・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方		コース	普通
	10 踏切の通過	・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	・一時停止の仕方 ・安全確認と通過の仕方 ・踏切内で故障した場合等の措置		コース	普通

11	転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		コース	二種
12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）		1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内 容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	・交通の流れへの入り方 ・交通の流れに合わせた速度の選び方 ・速度に合わせた車間距離のとり方 ・適切な通行位置	14	道路	普通
	2 進路変更	・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	・障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ・右左折に伴う進路変更の仕方		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	・信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	・信号の読みとりと対応の仕方 ・標識・標示等の読みとりと対応の仕方		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行		道路	普通
	5 歩行者等の保護	・歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	・歩行者等の動きの読みとり方 ・歩行者等の側方通過の仕方 ・横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ・横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ・身体の不自由な者等への気配り ・その他歩行者等に対する気配り		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	・道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。	・坂道での運転 ・カーブでの運転 ・対向車との行き違いの仕方 ・他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ・段差のある道路での運転 ・踏切での運転 ・追い越し方、追い越され方 ・渋滞時の運転		道路	普通
	7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場所の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
	8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
	9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
	10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、		道路	二種

		き、安全な速度と方法で転回できる。	転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換			
	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

（２）学科教習 合計５時限

第１段階

課程	項目名	内 容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第２段階

課程	項目	内 容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
 - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
 - ・「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第 4 項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 5 項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 － 2 7 4 － 2 0 0 0）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第1条第1項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第1条第2項（同条第3項、第6項及び第8項において準用する場合

を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オート

マチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。）又はMT車（AT車以外の自動車をいう。以下同じ。）の別は問わない。）でなければならないものとする。また、別表の（１）技能教習第１段階の項目１「技能録画教習①」及び同第２段階の項目１４「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車（個々の障害に応じた持ち込み車両）を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等（規則第１条第２項第３号ハ及び第４項第３号ハ）

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備（年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。）が備えられていないものとする。

（４）教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第１条第２項第４号及び第４項第４号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基づいて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の５に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等（大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。）の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして１種類作成されていれば足りる。

３ 指定の申請等

（１）指定の申請

指定の申請に際しては、規則第２条第１項に規定する指定申請書のほか、同条第２項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ１部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の５、第31条の６、第35条若しくは第36条又は規則第２条第２項若しくは第４条の規定により既に当該書類

を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口に相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数（普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。）に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

（３）教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（ＡＴ車又はＭＴ車の別は問わない。）を使用すること。

（４）教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね９か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

（５）教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第１段階の項目１「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第１段階

最初に技能教習項目１「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目１「性格と運転の概説」、学科教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第１段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第２段階の教習を行うこと。

ウ 第２段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目２「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目３「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目１「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第２段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を

修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行うものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めることとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留

意すること。

別表

(1) 技能教習 合計31時限

第1段階 (11時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過		コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方		コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方		コース	普通
	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行 ・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方		コース	普通
	10 踏切の通過	・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	・一時停止の仕方 ・安全確認と通過の仕方 ・踏切内で故障した場合等の措置		コース	普通

11	転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		コース	二種
12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）		1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内 容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	・交通の流れへの入り方 ・交通の流れに合わせた速度の選び方 ・速度に合わせた車間距離のとり方 ・適切な通行位置	14	道路	普通
	2 進路変更	・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	・障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ・右左折に伴う進路変更の仕方		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	・信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	・信号の読みとりと対応の仕方 ・標識・標示等の読みとりと対応の仕方		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行		道路	普通
	5 歩行者等の保護	・歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	・歩行者等の動きの読みとり方 ・歩行者等の側方通過の仕方 ・横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ・横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ・身体の不自由な者等への気配り ・その他歩行者等に対する気配り		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	・道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。	・坂道での運転 ・カーブでの運転 ・対向車との行き違いの仕方 ・他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ・段差のある道路での運転 ・踏切での運転 ・追い越し方、追い越され方 ・渋滞時の運転		道路	普通
	7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場所の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
	8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
	9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
	10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、		道路	二種

		き、安全な速度と方法で転回できる。	転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換			
	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

（２）学科教習 合計５時限

第１段階

課程	項目名	内 容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第２段階

課程	項目	内 容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運転行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
 - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
 - ・「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第 5 項
処 分 の 概 要：19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 6 項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 － 2 7 4 － 2 0 0 0）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第1条第1項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第1条第2項（同条第3項、第6項及び第8項において準用する場合

を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オート

マチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車という。以下同じ。）又はMT車（AT車以外の自動車という。以下同じ。）の別は問わない。）でなければならないものとする。また、別表の（１）技能教習第１段階の項目１「技能録画教習①」及び同第２段階の項目１４「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車（個々の障害に応じた持ち込み車両）を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等（規則第１条第２項第３号ハ及び第４項第３号ハ）

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備（年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。）が備えられていないものとする。

（４）教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第１条第２項第４号及び第４項第４号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基づいて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の５に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等（大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。）の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして１種類作成されていれば足りる。

３ 指定の申請等

（１）指定の申請

指定の申請に際しては、規則第２条第１項に規定する指定申請書のほか、同条第２項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ１部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の５、第31条の６、第35条若しくは第36条又は規則第２条第２項若しくは第４条の規定により既に当該書類

を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口にご相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数（普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。）に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

（３）教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（ＡＴ車又はＭＴ車の別は問わない。）を使用すること。

（４）教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね９か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

（５）教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第１段階の項目１「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第１段階

最初に技能教習項目１「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目１「性格と運転の概説」、学科教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第１段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第２段階の教習を行うこと。

ウ 第２段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目２「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目３「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目１「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第２段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を

修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行うものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めることとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留

意すること。

別表

(1) 技能教習 合計31時限

第1段階 (11時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢 課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経 験 課 程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過		コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方		コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方		コース	普通
	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行 ・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方		コース	普通
	10 踏切の通過	・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	・一時停止の仕方 ・安全確認と通過の仕方 ・踏切内で故障した場合等の措置		コース	普通

11	転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		コース	二種
12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）		1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内 容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	・交通の流れへの入り方 ・交通の流れに合わせた速度の選び方 ・速度に合わせた車間距離のとり方 ・適切な通行位置	14	道路	普通
	2 進路変更	・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	・障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ・右左折に伴う進路変更の仕方		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	・信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	・信号の読みとりと対応の仕方 ・標識・標示等の読みとりと対応の仕方		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行		道路	普通
	5 歩行者等の保護	・歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	・歩行者等の動きの読みとり方 ・歩行者等の側方通過の仕方 ・横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ・横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ・身体の不自由な者等への気配り ・その他歩行者等に対する気配り		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	・道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。	・坂道での運転 ・カーブでの運転 ・対向車との行き違いの仕方 ・他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ・段差のある道路での運転 ・踏切での運転 ・追い越し方、追い越され方 ・渋滞時の運転		道路	普通
	7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場所の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
	8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
	9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
	10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、		道路	二種

		き、安全な速度と方法で転回できる。	転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換			
	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

（２）学科教習 合計５時限

第１段階

課程	項目名	内 容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第２段階

課程	項目	内 容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運転行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
 - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
 - ・「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第 7 項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 7 項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上で牽引第二種以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第1条第1項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第1条第2項（同条第3項、第6項及び第8項において準用する場合

を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オート

マチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。）又はMT車（AT車以外の自動車をいう。以下同じ。）の別は問わない。）でなければならないものとする。また、別表の（１）技能教習第１段階の項目１「技能録画教習①」及び同第２段階の項目１４「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車（個々の障害に応じた持ち込み車両）を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等（規則第１条第２項第３号ハ及び第４項第３号ハ）

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備（年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。）が備えられていないものとする。

（４）教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第１条第２項第４号及び第４項第４号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基づいて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の５に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等（大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。）の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして１種類作成されていれば足りる。

３ 指定の申請等

（１）指定の申請

指定の申請に際しては、規則第２条第１項に規定する指定申請書のほか、同条第２項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする１（３）アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ１部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の５、第31条の６、第35条若しくは第36条又は規則第２条第２項若しくは第４条の規定により既に当該書類

を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口に相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数（普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。）に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

（３）教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（ＡＴ車又はＭＴ車の別は問わない。）を使用すること。

（４）教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね９か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

（５）教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第１段階の項目１「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第１段階

最初に技能教習項目１「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目１「性格と運転の概説」、学科教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第１段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第２段階の教習を行うこと。

ウ 第２段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目２「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目３「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目１「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第２段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を

修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行うものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めることとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留

意すること。

別表

(1) 技能教習 合計31時限

第1段階 (11時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過		コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方		コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方		コース	普通
	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行 ・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方		コース	普通
	10 踏切の通過	・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	・一時停止の仕方 ・安全確認と通過の仕方 ・踏切内で故障した場合等の措置		コース	普通

11	転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		コース	二種
12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）		1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内 容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	・交通の流れへの入り方 ・交通の流れに合わせた速度の選び方 ・速度に合わせた車間距離のとり方 ・適切な通行位置	14	道路	普通
	2 進路変更	・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	・障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ・右左折に伴う進路変更の仕方		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	・信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	・信号の読みとりと対応の仕方 ・標識・標示等の読みとりと対応の仕方		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行		道路	普通
	5 歩行者等の保護	・歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	・歩行者等の動きの読みとり方 ・歩行者等の側方通過の仕方 ・横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ・横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ・身体の不自由な者等への気配り ・その他歩行者等に対する気配り		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	・道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。	・坂道での運転 ・カーブでの運転 ・対向車との行き違いの仕方 ・他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ・段差のある道路での運転 ・踏切での運転 ・追い越し方、追い越され方 ・渋滞時の運転		道路	普通
	7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場所の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
	8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
	9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
	10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、		道路	二種

		き、安全な速度と方法で転回できる。	転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換			
	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

（２）学科教習 合計５時限

第１段階

課程	項目名	内 容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第２段階

課程	項目	内 容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
 - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
 - ・「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第 8 項
処 分 の 概 要：19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 8 項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 － 2 7 4 － 2 0 0 0）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第1条第1項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第1条第2項（同条第3項、第6項及び第8項において準用する場合

を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オート

マチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基づいて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当該書類

を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口に相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数（普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。）に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないよう指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

（３）教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（ＡＴ車又はＭＴ車の別は問わない。）を使用すること。

（４）教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね９か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

（５）教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第１段階の項目１「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第１段階

最初に技能教習項目１「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目１「性格と運転の概説」、学科教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第１段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第２段階の教習を行うこと。

ウ 第２段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目２「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目３「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目１「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第２段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を

修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行うものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めることとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留

意すること。

別表

(1) 技能教習 合計31時限

第1段階 (11時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢 課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経 験 課 程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変え方 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過		コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方		コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方		コース	普通
	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行 ・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方		コース	普通
	10 踏切の通過	・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	・一時停止の仕方 ・安全確認と通過の仕方 ・踏切内で故障した場合等の措置		コース	普通

11	転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		コース	二種
12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）		1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内 容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	・交通の流れへの入り方 ・交通の流れに合わせた速度の選び方 ・速度に合わせた車間距離のとり方 ・適切な通行位置	14	道路	普通
	2 進路変更	・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	・障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ・右左折に伴う進路変更の仕方		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	・信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	・信号の読みとりと対応の仕方 ・標識・標示等の読みとりと対応の仕方		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行		道路	普通
	5 歩行者等の保護	・歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	・歩行者等の動きの読みとり方 ・歩行者等の側方通過の仕方 ・横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ・横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ・身体の不自由な者等への気配り ・その他歩行者等に対する気配り		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	・道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。	・坂道での運転 ・カーブでの運転 ・対向車との行き違いの仕方 ・他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ・段差のある道路での運転 ・踏切での運転 ・追い越し方、追い越され方 ・渋滞時の運転		道路	普通
	7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場所の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
	8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
	9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
	10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、		道路	二種

		き、安全な速度と方法で転回できる。	転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換			
	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

（２）学科教習 合計５時限

第１段階

課程	項目名	内 容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第２段階

課程	項目	内 容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運転行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
 - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
 - ・「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第10項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第9項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（0 4 3 － 2 7 4 － 2 0 0 0）
備 考：

(凡例)

- | | | | |
|---|------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「規則」 | …………… | 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号） |

1 基本的事項

(1) 受験資格特例教習の目的

令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」又は「本教習」という。）は、受験資格要件のうち、年齢要件が担保する自己制御能力（感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的評価能力）と、経験年数要件が担保する危険予測・回避能力（漠然と捉えた危険源に対して一刻も早く明確な危険に変換する能力や、危険の過小評価を厳に慎むために危険性を正しく見積もる能力、その見積もられた危険性に適切に対応するための具体的行動をとる能力）を養成することを目的とするものである。

(2) 受験資格特例教習の効果

本教習は大型免許等の運転免許試験に係る受験資格要件を特例的に引き下げる効果のある教習であり、これを修了したことによって直ちに大型免許等を受けることができるものではなく、大型免許等を取得するためには、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許試験に合格しなければならない（別途、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定教」という。）を卒業することにより、技能試験の免除を受けることは可能である。）。

(3) 受験資格特例教習の課程の指定

受験資格特例教習は、自動車の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行われるものとされており、当該課程の指定は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出教」という。）の設置者又は管理者の申請に基づき行うこととされている（規則第1条第1項）。

この場合において、受験資格特例教習の課程の指定の申請は、運転免許の種類に関わらず、次のいずれかについて行わせること。

ア 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）

イ 令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程（以下「経験課程」という。）

ウ 年齢課程と経験課程を併せて行う課程

2 課程の指定の基準に関する留意事項

(1) 管理者（規則第1条第2項（同条第3項、第6項及び第8項において準用する場合

を含む。以下同じ。) 第1号及び第4項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。以下同じ。) 第1号)

受験資格特例教習の課程は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者が置かれている届出教において行われるものでなければならないこととされていることから、管理者が置かれていない届出教が当該課程の指定の申請を行おうとする場合は、令第35条第1項各号に掲げる要件を備えた管理者を置くよう指導するとともに、府令第31条の5第3項の規定による変更の届出を行うよう指導すること。

(2) 指導員(規則第1条第2項第2号及び第4項第2号)

受験資格特例教習の課程は、届出教において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次の要件を満たす指導員により行われるものでなければならないこととされている。

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。ただし、別表の(1)技能教習第1段階の項目6、11及び12並びに同第2段階の項目10、12及び16の教習を行う指導員にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許(以下「普通対応第二種免許」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

イ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(以下「普通教習指導員」という。)であること。

ウ 別表の(1)技能教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目14及び15並びに別表の(2)学科教習第1段階の項目1及び2並びに同第2段階の項目3の教習を行う指導員にあつては、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員(以下「運転適性指導員」という。)であること。

(3) 設備

ア コース(規則第1条第2項第3号イ及び第4項第3号イ)

受験資格特例教習の課程は、敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコースを使用して行われるものでなければならないこととされている。具体的には、経験課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通第二種免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。ただし、鋭角コースについては、コース内の適切な場所の路面に道路鋸、ペイント等により鋭角コースを標示することをもって鋭角コースとみなすことができるものとする。また、縦列駐車コースについては、「指定自動車教習所業務指導の標準」における普通第二種免許のコースの基準に適合しなければならないものとする。

年齢課程のコースについては、その種類が府令別表第3の一の表の普通免許の項の基準に適合し、かつ、その形状及び構造が府令別表第3の二の表の基準に適合しなければならないものとする。

イ 教習車両等(規則第1条第2項第3号ロ及び第4項第3号ロ)

受験資格特例教習の課程は、応急用ブレーキが備えられている普通自動車及び運転シミュレーターを使用して行われるものでなければならないこととされており、当該普通自動車については、標準試験車と同等以上の普通自動車(AT車(オート

マチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。以下同じ。)又はMT車(AT車以外の自動車をいう。以下同じ。)の別は問わない。)でなければならないものとする。また、別表の(1)技能教習第1段階の項目1「技能録画教習①」及び同第2段階の項目14「技能録画教習②」に使用する教習車両については、車内からの走行状況及び車内の教習生の運転姿勢を録画できるドライブレコーダー等の録画装置が備えられているものでなければならないものとする。

なお、身体に障害のある教習生に対しては、上記の教習車両と異なる普通自動車(個々の障害に応じた持ち込み車両)を用いることができるものとするが、その場合であっても、当該車両に応急用ブレーキ及び録画装置を備え付けるよう指導すること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)において、社会的障害の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため必要な環境の整備に努めなければならないこととされていることを踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取付け部品の整備を促すこと。

ウ 施設等(規則第1条第2項第3号ハ及び第4項第3号ハ)

受験資格特例教習の課程は、ア及びイのほか、同教習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行われるものでなければならないこととされており、具体的には、学科教習を行うために必要な建物その他の設備(年齢課程については、技能録画教習で記録した映像を再生することができる機材を含む。)が備えられていないものとする。

(4) 教習事項、教習方法及び教習時間

受験資格特例教習の課程は、規則第1条第2項第4号及び第4項第4号に規定する教習事項、教習方法及び教習時間に基づいて行われるものでなければならないこととされており、具体的には、本通達の5に定めるところにより行われるものでなければならないものとする。また、受験資格特例教習の課程は、あらかじめ教習計画を作成して行われるものでなければならないこととされているところ、規則で定める教習項目を履修するための教習計画については、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等(大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許をいう。以下同じ。)の運転免許の種類ごとに作成する必要はなく、大型免許等全ての運転免許の種類に係るものとして1種類作成されていれば足りる。

3 指定の申請等

(1) 指定の申請

指定の申請に際しては、規則第2条第1項に規定する指定申請書のほか、同条第2項に規定する添付書類を提出させるものとするが、指定を受けようとする1(3)アからウまでのいずれかの課程について大型免許等の運転免許の種類ごとに提出する必要はなく、これらのいずれかの課程について指定申請書及び添付書類をそれぞれ1部提出すれば足りる。

ただし、当該届出教を設置し、又は管理する者が府令第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に当該書類

を公安委員会に提出しているときは、当該書類を重ねて提出させることを要しない。

また、指定の申請については、年齢課程と経験課程を併せて行う課程として申請することのほか、年齢課程及び経験課程をそれぞれ別個に申請することも可能であることに留意すること。

(2) 指定書

申請のあった教習の課程を受験資格特例教習として指定したときは、規則別記様式第2号の指定書を申請をした届出教に対して交付することとなるが、上記(1)の指定の申請と同様に、申請のあった1(3)アからウまでのいずれかの課程について、1部の指定書をもって全ての大型免許等の種類に係る課程として指定するものとする。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを指定する場合は、指定書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消すなどすること。

4 教習の開始に当たっての留意事項

(1) 教習生の資格

普通自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者又は大型特殊自動車免許を現に受けている者で普通自動車を運転することができる仮運転免許を現に受けているものとする。

(2) 適性テスト

適性試験の例に準じて適性テストを行い、運転に必要な適性に疑義のある者については、本人から各公安委員会の安全運転相談窓口にご相談させるよう指導すること。

また、届出教であって受験資格特例教習の課程の指定を受けたものに対しては、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者については運転免許の取得が可能であれば積極的に受け入れるべき旨、身体障害者に対応した教習車両がない場合でも当該障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努めるべき旨その他合理的な配慮を的確に行うべき旨について周知徹底を図ること。

(3) 教習継続中に受験資格要件を満たすことが見込まれる者への対応

本教習を受けることを希望する者のうち、教習継続中に受験資格を満たす年齢又は経験年数（普通自動車免許等を受けていた期間をいう。以下同じ。）に達することが見込まれる者に対しては、本教習中に大型免許等の運転免許試験の受験が可能となる年齢等に達する場合もあることを事前に説明し理解させ、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

5 教習実施上の留意事項

(1) 教習項目

教習項目は、別表のとおりとする。

なお、本教習を受けようとする者について、その年齢は法第88条第1項第1号若しくは同条第2項又は第96条第5項に規定する年齢に達しているものの、その経験年数が法第96条第2項、第3項又は第5項に規定する期間に満たない場合は、年齢課程を受ける必要はなく、経験課程のみを受ければ足りることに留意すること。また、年齢が20歳の者で中型自動車免許を取得するために経験課程のみを既に受けたものが、中型自動車免許を除く大型免許等を取得するために本教習を受けようとする場合は、経験課程を重ねて受ける必要はなく、年齢課程のみを受ければ足りることに留意すること。

(2) 教習項目ごとの教習時限数、教習場所等及び指導員資格等

教習項目ごとの教習時限数、教習場所及び運転シミュレーターを使用することができるもの（以下「場所等」という。）並びに教習に必要な指導員の資格及び運転免許の種類（以下「資格等」という。）は別表のとおりとする。

なお、道路における教習（以下「路上教習」という。）のコースについては、路上教習を行う区域（面）として、あらかじめ届出をさせた上で、曜日、時間帯等により、当該コースにおいて路上教習を行うことが道路交通の安全と円滑等に支障がないかどうかを確認し、必要に応じて適切な指導を行うこと。

また、教習原簿やその他適切な方法により、教習生ごとの教習の実績等を記録させること。

（３）教習車両

本教習は、受けようとする大型免許等の種類に関わらず、普通自動車（ＡＴ車又はＭＴ車の別は問わない。）を使用すること。

（４）教習期間

規則には教習期間についての定めはないが、おおむね９か月以内に教習を修了させるよう指導すること。また、本教習中に受験資格を満たす年齢又は経験年数に達することが見込まれる場合は、本教習を継続して受けさせる必要性について教習生と協議を行い、不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

（５）教習の順序

ア 運転適性検査

本教習を開始する前に教習生に対して運転適性検査（「科警研編73C」又はこれと同等以上のもの）を行わせることとし、学科教習第１段階の項目１「性格と運転の概説」を行う前までに運転適性診断票の作成を完了しておくこと（経験課程のみを実施する場合を除く。）。

イ 第１段階

最初に技能教習項目１「技能録画教習①」を行い、その後に学科教習項目１「性格と運転の概説」、学科教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」、技能教習項目２「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①」の順に行わせること。

また、それ以外の技能教習項目は、これらの項目を行った後に実施させることとするが、第１段階の最後の教習時限において技能教習項目12「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ第２段階の教習を行うこと。

ウ 第２段階

技能教習項目11「危険を予測した運転」及び技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」を連続して実施した後、引き続き学科教習項目２「危険予測ディスカッション」を行わせること。

また、技能教習の終盤に、技能教習項目14「技能録画教習②」を行い、その後に学科教習項目３「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」、技能教習項目15「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②」の順に行わせること。

その他の技能教習及び学科教習項目１「歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ」の順序は問わないが、第２段階の最後の教習時限において技能教習項目16「教習効果の確認（みきわめ）」を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を

修了すること。

(6) 教習生の人数

ア 技能教習

府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、第2段階の項目9「自主経路設定」及び項目11「危険を予測した運転」については、同号ニに規定する複数教習により行うことができる。また、技能教習項目13「シミュレーターによる危険予測」については、1人の指導員につき3人以下の教習生を対象に実施させること。

イ 学科教習

第1段階の項目2「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①」及び第2段階の項目3「運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②」並びに第2段階の項目2「危険予測ディスカッション」については、原則として指導員1人に対して教習生2人又は3人で行うこととするが、教習生が集まらない場合は教習生1人での個別指導としても差し支えない。

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ 一日で受けることができる時限数の制限

本教習を受ける者1人に対する1日の技能教習の教習時間は、段階を問わず3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合は、この限りではない。）。

なお、教習生が本教習と同時に他の教習を受けている場合においては、他の教習の技能教習の教習時間と合わせて3時限を超えないこととする。また、指定教における府令第33条第5項第1号ヨの規定についても、同様とするものとする。

(8) 教習効果の確認（みきわめ）

ア 教習効果の確認を行う教習指導員の要件

教習効果の確認を行うことができる教習指導員は、普通自動車の技能教習（指定教における普通自動車免許に係る教習である必要はない。）の経験が2年以上であり、かつ、普通対応第二種免許を現に受けている者とする。

また、普通自動車の技能教習の経験が2年未満である者であっても、管理者が指定した者については、みきわめを行うことができるものとするが、その場合でも、普通対応第二種免許を現に受けていなければならないものとする。

イ 技能教習の経験年数の算出方法

アの経験年数については、現在勤務している届出教での経験年数のみならず、他の届出教での経験年数も合算することができるものとする。

ウ 教習効果の確認の方法

教習効果の確認は、少なくとも20分間以上行わせることとし、教習効果の確認をしなければならないこととされている全項目について総合的に観察させて行うものとする。

なお、年齢課程のみの教習を行う場合にあっては、教習効果の確認を行う必要はない。

6 修了証明書（規則第5条）

（1）交付

受験資格特例教習の課程の指定を受けた届出教（以下「実施届出教」という。）において、受験資格特例教習を修了した者に対し、規則別記様式第3号の修了証明書を発行させること。この場合において、本教習の教習内容については、大型免許等の運転免許の種類に関わらず同一であることに鑑み、全ての大型免許等の種類に係る教習の課程を修了したものとして修了証明書を発行させること。また、年齢課程又は経験課程のいずれか一つのみを修了した者に対して修了証明書を発行する場合は、修了証明書の様式に記載された条文のうち不要なものを棒線で消させるなどすること。

（2）修了証明書の有効期限

本教習の修了証明書の有効期限は設けないこととする。

（3）修了証明書の再発行

教習生が修了証明書を亡失した場合等において、教習生から実施届出教に対して修了証明書の再発行の申請があったときは、実施届出教において修了証明書を再発行させること。

7 帳簿及び報告

（1）帳簿（規則第6条及び第7条）

実施届出教において、受験資格特例教習を受けた者の住所、氏名及び生年月日等、教習事項、修了年月日等を記載した帳簿を作成し、修了年月日から3年間保存させること。

また、当該帳簿に記載すべき事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、所定の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、当該記録の保存をもって帳簿の保存に代えることができる。

（2）報告（規則第8条）

実施届出教に対して、本教習の実施状況（入所者数、修了者数等）について定期報告を求めることとし、また、随時報告として、本教習中の交通事故の報告等を求めるものとする。

8 指導等

（1）指導

本教習が適正に運用されるようにするため、実施届出教における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、本教習に関しては、法第99条の7（適合命令等）の規定は適用されないことに留意すること。

（2）指定の取消し（規則第9条）

規則第9条第1項に規定する場合に該当するときは、本教習の課程の指定を取り消すことができる。当該課程の指定を取り消したときは、規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知するものとする。

なお、当該課程の指定の取消しは、指定教の「指定」の取消しとは異なることに留

意すること。

別表

(1) 技能教習 合計31時限

第1段階 (11時限)

課程	項目名	目標	内容	時限数	場所等	資格等
年齢課程	1 技能録画教習①	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転①	・自己の運転を振り返る。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。	1	コース及び道路	適性及び普通
経験課程	3 車の乗り降りと運転姿勢、自動車の機構と運転装置の取扱い	・安全を意識した乗り降りができ、正しい姿勢がとれる。 ・運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	・車の乗り方、降り方 ・運転姿勢のとり方、座席とミラーの合わせ方 ・シートベルトのつけ方、はずし方 ・安定した運転姿勢のとり方 ・シートベルトの正しい装着効果の体験 ・運転装置の取扱い ・日常点検整備等	8	コース	普通
	4 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止、カーブや曲がり角の通行、坂道の通行	・タイミングのよい発進と力強い加速ができる。 ・予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 ・曲がり具合に応じ走行位置を決め、速度を選ぶことができる。 ・勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	・時機を捉えた発進と加速 ・目標に合わせた停止 ・カーブや曲がり具合の捉え方 ・速度とギアの選び方 ・走行位置と進路のとり方 ・上り坂、下り坂での速度とギアの選び方 ・坂の途中での停止の仕方 ・坂道発進の仕方 ・円滑な坂道での通行		コース	普通
	5 後退、狭路の通行	・適切な進路と速度を選んで後退できる。 ・狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	・後退時の安全確認の仕方 ・運転姿勢のとり方 ・視点の配り方、視野のとり方 ・車両感覚の捉え方と走行位置のとり方 ・速度調整の仕方 ・進路のとり方と修正の仕方 ・方向の変更 ・狭路コースの後退等の後退走行の応用 ・正確な目標位置への後退		コース	普通
	6 鋭角コース等の通過	・特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。	・鋭角コースの通過		コース	二種
	7 方向変換及び縦列駐車	・駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。	・駐・停車場所での止め方と発進の仕方 ・幅寄せの仕方		コース	普通
	8 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	・道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路変更ができる。 ・障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。	・通行位置の選び方 ・進路変更時の情報のとり方と合図の時機 ・進路変更の仕方とタイミングのとり方 ・障害物とその付近の情報のとり方 ・進路変更の可否の判断 ・側方間隔のとり方と速度の選び方 ・進路のとり方、戻り方 ・障害物への円滑な対応の仕方		コース	普通
	9 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行 ・交差点及び見通しの悪い交差点における円滑な走行の仕方		コース	普通
	10 踏切の通過	・一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	・一時停止の仕方 ・安全確認と通過の仕方 ・踏切内で故障した場合等の措置		コース	普通

11	転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換		コース	二種
12	教習効果の確認（みきわめ）	第1段階の教習効果の確認（第1段階の項目1及び2を除く。）		1	コース	二種

第2段階（20時限）

課程	項目名	目標	内 容	時限数	場所等	資格等
経 験 課 程	1 交通の流れに合わせた走行、適切な通行位置	・交通の流れに機敏かつ安全に入ることができ、流れに合わせた速度を選び、適切な車間距離をとることができる。 ・道路の形状に合わせて適切な通行位置を選べる。	・交通の流れへの入り方 ・交通の流れに合わせた速度の選び方 ・速度に合わせた車間距離のとり方 ・適切な通行位置	14	道路	普通
	2 進路変更	・交通の状況を適切に読みとり、タイミングよく進路変更ができる。	・障害物の回避に伴う進路変更の仕方 ・右左折に伴う進路変更の仕方		道路	普通
	3 信号、標識・標示等に従った運転	・信号、標識・標示等を的確に読みとり、適切に対応できる。	・信号の読みとりと対応の仕方 ・標識・標示等の読みとりと対応の仕方		道路	普通
	4 交差点の通行、見通しの悪い交差点の通行	・交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 ・見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行できる。	・交差点の直進方法 ・交差点の左折方法 ・交差点の右折方法 ・見通しの悪い交差点の通行		道路	普通
	5 歩行者等の保護	・歩行者、自転車の動きを的確に読みとり、安全に通行させるための気配りができる。	・歩行者等の動きの読みとり方 ・歩行者等の側方通過の仕方 ・横断歩道等での歩行者等への対応の仕方 ・横断歩道等のない場所での歩行者等への対応の仕方 ・身体の不自由な者等への気配り ・その他歩行者等に対する気配り		道路	普通
	6 道路及び交通の状況に合わせた運転、交通道徳に基づく運転	・道路及び交通の状況を読みとり、それに合わせて適切なマナーに基づいた運転ができる。	・坂道での運転 ・カーブでの運転 ・対向車との行き違いの仕方 ・他の交通に対する意思表示の仕方及び他の交通からの意思表示の読みとり方 ・段差のある道路での運転 ・踏切での運転 ・追い越し方、追い越され方 ・渋滞時の運転		道路	普通
	7 駐・停車	・道路や交通の状況に応じて駐・停車ができる。	・駐・停車場所の選び方 ・駐・停車の仕方		道路	普通
	8 生活道路の走行	・生活道路における適切な速度の調整ができる。 ・生活道路において安全に他車とのすれ違いができる。	・センターラインのない生活道路における走行 ・交通量の多い生活道路における走行		道路	普通
	9 自主経路設定	・自主的に走行経路を設定し、他の交通に気配りをしながら主体的な運転ができる。	・目的地までの経路の設定 ・経路に応じた通行位置と進路 ・法規に従った走行 ・交通の流れに合わせた走行 ・他の交通に対する気配り ・危険を予測した運転		道路	普通
	10 転回	・道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。	・転回場所、転回方法の選び方 ・転回場所の交通状況の捉え方 ・対向車等の交通の動きの捉え方、転回前の安全確認、		道路	二種

		き、安全な速度と方法で転回できる。	転回の可否の判断 ・転回における走行位置と速度の選び方 ・転回の方法 ・方向変換			
	11 危険を予測した運転	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方	1	道路	普通
	12 先急ぎの危険を理解した運転	・教習生に心理的プレッシャー（時間的）を与え、先急ぎの心理状態によって現れる危険行為（安全不確認等）を体験・理解させる。	・心理的プレッシャーが認知、判断、操作に及ぼす影響 ・心理的プレッシャーが及ぼす影響への対応の仕方 ・先急ぎの運転の特徴を理解した運転	1	コース又はシミ	二種
	13 シミュレーターによる危険予測	・他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。	・危険要因の捉え方 ・起こりうる危険の予測 ・危険の少ない運転行動の選び方 ・降雨、降雪時の運転又は悪路等での運転 ・夜間の運転	1	シミ	普通
年 齢 課 程	14 技能録画教習②	・教習生の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	・教習生の運転姿勢を映像として記録する。 ・教習生の運転について映像を記録する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	15 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく指導を踏まえた運転②	・自己の運転を振り返る。 ・いかなる状況においても安全運転を心掛けることができる。	・運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導を踏まえ、教習生の弱点となる場面について重点的に指導を行う。 ・交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理特性について解説する。	1	コース及び道路	適性及び普通
	16 教習効果の確認（みきわめ）	第2段階までの教習効果の確認（第1段階の項目1及び2並びに第2段階の項目9及び12から15までを除く。）		1	コース及び道路	二種

※ 項目名13「シミュレーターによる危険予測」については、他人の運転を観察させることによる教習（観察教習）により行う。

（２）学科教習 合計５時限

第１段階

課程	項目名	内 容	時限数	資格等
年 齢 課 程	1 性格と運転の概説	視覚教材や運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	1	適性及び普通
	2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果及び技能録画教習①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	1	適性及び普通

第２段階

課程	項目	内 容	時限数	資格等
経 験 課 程	1 歩行者の保護等、特徴的な事故と事故の悲惨さ	歩行者等の保護の必要性和交通事故の特徴について理解させる。	1	普通
	2 危険予測ディスカッション	危険予測の重要性、走行中の危険場面、起こりうる危険の予測及びより危険の少ない運動行動について討論方式により理解させる。	1	普通
年 齢 課 程	3 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	技能録画教習②で録画した映像に基づき、運転適性検査（「科警研編73C」等）の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	1	適性及び普通

- 凡例
- ・「コース」とは、届出教のコースをいう。
 - ・「シミ」とは、運転シミュレーターをいう。
 - ・「適性」とは、運転適性指導員をいう。
 - ・「普通」とは、普通自動車対応免許を現に受けている普通教習指導員をいう。
 - ・「二種」とは、普通対応第二種免許を現に受けている普通教習指導員をいう。